

北海道議會時報

特集第3回定例道議會

第10卷第11号

昭和33年11月



北海道議會事務局

— 第 11 号 目 次 —

議会の動き

第三回定例道議会……………	一
本 会 議……………	三
決議・意見書……………	二六
各派交渉会……………	四三
常任委員会……………	四七
特別委員会……………	五九
予算特別委員会……………	
総合開発調査特別委員会……………	
請 願・陳 情……………	七

会 合

全国都道府県議会議長会……………	七二
九都道府県議会議長会……………	七五

雑 録

地方行政疑義問答集……………	七六
会議の諸原則について……………	
(5) 議事公開の原則と秘密会……………	

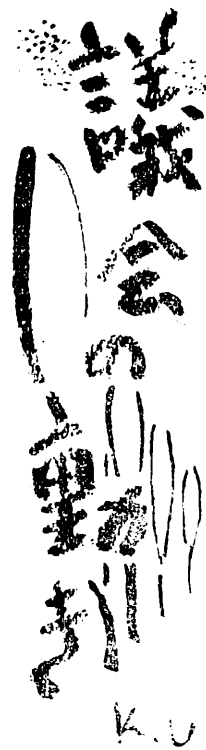
十月のメモ

表紙写真

晩 秋

—札幌郊外宮ノ森—

北海道議会議務局撮影



第三回定例道議会

第三回定例道議会に知事から提出のあつた案件

議案

提出月日	番号	件名	議事経過
九、二五	一	昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算	一〇、二四 原案可決
同	二	昭和三十三年度北海道恩給基金歳入歳出追加予算	同
同	三	昭和三十三年度北海道学校職員恩給金歳入歳出追加更正予算	同
同	四	昭和三十三年度北海道水産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	五	昭和三十三年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	六	昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	七	昭和三十三年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
同	八	昭和三十三年度北海道自転車競技費歳入歳出追加予算	同
同	九	昭和三十三年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一〇	昭和三十三年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一一	昭和三十三年度北海道印刷所費歳入歳出追加更正予算	同
同	一二	昭和三十三年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
同	一三	昭和三十三年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計修正予算	同

① 第三回定例道議会は、九月二十五日招集され同日開会、補欠当選議員の紹介、議席の指定、常任委員の所属を決めた後、故西川議員の追悼演説があり、会期を十月八日まで十四日間に決定、昭和三十三年度追加更正予算をはじめこれに関連する議案五十二件が上程され、知事より提案説明を聴取の後、緊急先議を要する議案第三十九号を原案どおり可決、このあと林議員（自民）より、王子製紙苫小牧工場労働争議に関連する治安のその他諸問題について、また新川議員（社）より、王子製紙苫小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入についてそれぞれ緊急質問があつた後、議案調査のため二十六日より三十日までの五日間休会した。

② 休会明け十一月一日から代表質疑、翌二日から六日まで一般質疑が行われたが質疑の中心は、知事残任期間の公約の履行、道財政今後の見通しと財源対策、寒冷地農業振興対策、勤務評定実施の問題に集中された。

- ③ 予算特別委員会は、六日に設置され、十月二十三日まで各部所管の質疑が活発に行われたが特に勤評問題は最後まで論議の中心となり、ついに北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員会設置に関する決議案が多数で可決され、開会以来会期延長四回、三十日目の十一月二十四日全案件を議了して閉会した。
- ④ 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者	提出案件	議決の状況				報告	計
		可決	原案	議決	同意		
知事	七四	五一	八	一	八	六	七四
議員	二〇	二〇	八	一	六	六	二〇
計	九四	七一	八	一	八	六	九四

⑤ 本会期中の緊急質問

- 王子製紙苫小牧工場労働争議に関連する治安その他の諸問題について
林 議員(自民)
- 王子製紙苫小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入について
新川 議員(社)
- 台風二十二号の災害対策について
川村 議員(社)
- 台風二十二号の災害対策について
杉本 議員(自民)
- 庁内における選挙用ポスターともくされるビラの掲示と綱紀肅正について
松尾 議員(自民)
- 地公法違反ともくされる道職員並びに教職員の政治活動等について
中山 議員(自民)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	九、二五
二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一四
北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	日本道路公団の道道路線における渡船運営に関する予算外義務負担の件	事業費家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	夕張川二股発電所の水圧鉄管購入及びすえ付工事に関する予算外義務負担に関する件	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更に関する件	農産物価格安定資金貸付の件	樹苗価格安定資金貸付の件	中小企業維持振興資金貸付の件	北海道起債に関する件	北海道起債に関する件	北海道起債議決変更の件	昭和三十三年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十三年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十三年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	昭和三十三年度北海道用品事業費歳入歳出追加予算	一〇、二四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

本 会 議

○九月二十五日 午後二時十二分、荒議長第三回定例道議会の開会を宣し、引続き開議、日程第一会議録署名議員指定の後、議長より、去る九月十四日執行の網走支庁管内道議会議員補欠選挙に当選した佐野法幸(社) 藤枝義見(自民)の各議員を紹介、右に伴う日程第二議席の一部変更を決定、次に日程第三補欠議員の常任委員選任の件を議題に供し、佐野議員(社)を総務委員に、藤枝議員(自民)を農地開拓委員にそれぞれ選任を決定、諸般の報告の後、議長より、道議会議員西川清吉君(八月三日)、元道議会議員富合歳一郎君(七月二十二日)、同奥野小四郎君(七月二十三日)、同松江喜蔵君(八月十七日)、同貴田国平君(九月十四日)、前道議会議員池戸芳一君(九月十四日)逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで堀議員(社)より、西川議員(自民)の追悼演説があり、次に日程第四会期決定の件を議題に供し、会期を十月八日まで十四日間決定、次に日程第五議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第八号及び第十三号を議題に供し、知事より、提案説明を聴取の後、提出議案のうち緊急に先議を要する議案第三十九号は質疑の通告がなく委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に林議員(自民)より、王子製紙苦小牧工場労働争議に関連する治安その他の諸問題について緊急質問があり、知事、道警本部長より答弁、林議員(自民)より再質問、知事、道警本部長より答弁、次に新川議員(社)より、王子製紙苦小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入について緊急質問があり、知事、道警本部長より答弁があつて、午後六時一旦休憩、午後七時二十四分再開、議案調査のための休会について諮り、明二十六日より九月三十日まで五日間休会することに決し、午後七時二十五分散会。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	九、二五
四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
特別減価償却の実施に関する件	物品の購買契約の締結に関する件	電力発電力受給契約の締結に関する件	工事請負契約の締結に関する件	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立社会福祉館使用条例の一部を改正する条例制定の件	北海道保健所使用条例等の一部を改正する条例制定の件	北海道有財産条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立拓殖実習場種畜使用条例制定の件	北海道駐留軍関係離職者等対策協議会条例制定の件	北海道水産物検査条例の一部を改正する条例制定の件	北海道漁業協同組合整備促進条例の一部を改正する条例制定の件	北海道議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道恩給条例臨時特例等の一部を改正する条例制定の件	北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
一〇、一七 原案可決	同	同	同意議決 一〇、一七	同	一〇、一七 原案可決	九、二五 原案可決	同	同	同	一〇、一七 原案可決	一〇、二四 原案可決	同	同	同	一〇、一七 原案可決

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他についての概要を御説明申し上げます。

先ず最初に予算案についてであります。今回は既に年間所要経費は概ね既定予算において計上済みでありますことに鑑み、予算の編成にあたりましては

第一には、義務的経費のうち時期的関係から今回予算化を必要とするもの

第二には、国庫支出金、その他の特定収入を伴う経費であつて、特に緊急に実施を要するもの

第三には、前議会以後において特に新たに生じた特別の事由により緊急に必要となつた経費で財源措置が見込み得るものに限り追加計上の措置を講じた次第であります。

その総額は

普通会計 十六億八千八百七十六万円
特別会計 五億一千二百万円
計 二十二億七十六万円

であります。

以下普通会計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず第一に義務的経費として今回予算化した主なるものとしては

通勤手当 一億八百四十三万円
産業教育手当 六百五十八万円
教職員退職手当 四千八百四十四万円
恩給繰出金 五百十八万円
北海道職員共済組合負担金 六百七十五万円
国庫返納金 九百七万円

等であります。

第二には、国庫支出金等の特定収入を伴う経費として

産業経済関係では
農業委員会施設補助金 一千八十一万円
開墾費 三千三百二十八万円
土地改良融資事業費 五百四十六万円

提出月日	番号	件名	議事経過
九、二五	四六	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件	一〇、一七 原案可決
同	四七	公有水面埋立地を岩内郡岩内町の区域に編入するの件	同
同	四八	公有水面埋立地を余市郡余市町の区域に編入するの件	同
同	四九	公有水面埋立地を斜里郡斜里町の区域に編入するの件	同
同	五〇	財産取得に関する件	同
同	五一	北海道営社会福祉住宅の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	同
同	五二	北海道収用委員の選任につき同意を求める件	一〇、一六 同意議決
同	五三	北海道有林野条例の一部を改正する条例制定の件	一〇、一七 原案可決
一〇、一〇	五四	財産取得に関する件	同
一〇、二三	五五	出納長選任につき同意を求める件	一〇、二四 同意議決
同	五六	北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	五七	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	五八	北海道公安委員会委員並びに方面公安委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	五九	特別職、職員の退職手当の額を定める件	一〇、二四 原案可決

開拓補助事業事務費 一千六百二十六万円
 土壌改良事業費 四千九百三十七万円
 耕地災害復旧費 二千六百十二万円
 開拓地電気導入施設補助金 一千二百九十万円
 道管軌道客土事業費 四百三万円
 耕土改良施設費 二千五百十七万円
 耕地整備事業助成費 一千七百四十三万円
 農業試験場整備費 二千五百万円
 農業協同組合中央会活動費 三百六十五万円
 海産乾場整備事業費 一千五百三十五万円
 治山事業災害復旧費 一千八百十九万円

等を見込み

また、土木関係費といたしましては

災害土木復旧費 一億六千七百四十万円
 永久橋架換費 三千百六十一万円
 道路舗装費 三千三百三十九万円
 道路開さく事業費 六百三十万円
 緊急砂防工事費 二千五百万円
 港湾災害復旧費 一千三百四十五万円
 社会労働並びに保健衛生費といたしまして

失業対策事業費 五千四百八十四万円
 世帯更生運動費 二百九十二万円
 血液銀行費 一千四十万円
 診療所費 六百五十二万円

更に、教育関係費といたしましては

産業教育振興施設費 一千八百五十七万円
 盲ろう学校費 四百六十六万円

等をそれぞれ計上いたし

第三には、その他当面緊急措置を要する経費といたしまして

農産物価格安定対策費

三億三千万円

等を

等を

同	九、二五	一	専決処分報告の件（ジャージ種雄牛導入に伴う予算外義務負担の件）	一〇、一七 承認議決
同	二	二	専決処分報告の件（昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算）	一〇、二四 承認議決
同	三	三	専決処分報告の件（同）	同
同	四	四	専決処分報告の件（北海道職員に対する昭和三十三年度における寒冷手当及び石炭手当の支給に関する条例）	一〇、一七 承認議決
同	五	五	専決処分報告の件（北海道地方警察職員に対する昭和三十三年度における寒冷手当及び石炭手当の支給に関する条例）	同
同	六	六	専決処分報告の件（昭和三十三年度における寒冷手当及び石炭手当の支給に関する条例）	同
同	七	七	専決処分報告の件（物品購買契約の締結）	同
同	八	八	工事請負契約の締結に関する件	同
同	九	九	専決処分報告の件（保健所設置条例の一部を改正する条例）	報 告
同	一〇	一〇	専決処分報告の件（北海道警察組織条例の一部を改正する条例）	同
同	一一	一一	専決処分報告の件（北海道立病院条例の一部を改正する条例）	同
同	一二	一二	専決処分報告の件（北海道警察保健衛生所条例の一部を改正する条例）	同
同	一三	一三	昭和三十三年度北海道夕張川二段発電所建設事業会計決算に関する件	一〇、一七 認定議決
一〇、一〇	一四	一四	専決処分報告の件（道管住宅の敷地に係る賃料調停事件に因する件）	報 告
同	一五	一五	専決処分報告の件（釧路税に係る損害賠償調停事件に因する件）	同

樹苗価格安定対策費 八千三十万円
 中小企業融資強化費 一億五千万円
 道路小破修繕費 一千万円
 橋りょう補修費 九百五十二万円
 結核療養所費 四百八十一万円
 高等学校整備費 五千七十六万円
 高等学校敷地購入費 七千六百万円

等をそれぞれ計上いたした次第であります。
 以上は普通会計の歳出予算の主なるものについてその大要を申し述べたのであります。これに見合う財源といたしましては、

地方譲与税	一億一千四百万円
地方交付税	二億六千七百二十八万円
公営企業及び財産収入	五百万円
分担金及び負担金	七千二百七十万円
使用料及び手数料	二千六百八十一万円
国庫支出金	三億九千四百四十一万円
寄附金	六千三百四十八万円
繰入金	一億八百九十万円
繰越金	二億八千九百八十一万円
雑収入	六億二千七百九十三万円
道債	二億五千三百万円
合計	十六億八千八百七十六万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。
 次に特別会計について申し上げます。
 まず最初に医科大学費会計におきまして 二千八百八十九万円
 計上いたしましたのは、

去る六月健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が改正され、あわせて、基準看護等の改正もありましたのでこれに伴う事業収入の増加額等の財源を見合として基準看護実施に要する経費並びに病院運営上の必要経費について措置をいたしたのであります。

議員から提出のあつた案件

決議案

提出月日	番号	件名	議事経過
一〇、二三	一	王子製紙工業苦小牧工場の労働争議早期解決に関する要望決議	一〇、二四 原案可決
同	二	北海道教育行政の綱紀粛正に関する調査特別委員会設置に関する決議	同

意見案

提出月日	番号	件名	議事経過
一〇、四	一	寒地農業振興確立に関する特別立法の実現要望意見書	一〇、四 原案可決
同	二	農家負債整理に関する特別立法の実現要望意見書	同
一〇、一一	三	北海道大学教育学部の附属施設として産業教育計画研究室の設置に関する要望意見書	一〇、一一 原案可決
同	四	自作農維持創設資金に関する要望意見書	同
同	五	小規模土地改良事業の実施に関する要望意見書	同
同	六	土地改良補助事業の補助率引上げに関する要望意見書	同
同	七	農地集約化事業の促進に関する要望意見書	同
同	八	開拓農家営農安定確立に関する要望意見書	同
同	九	し尿処理施設整備に対する国庫補助並びに起債増額に関する要望意見書	同

次に道立病院会計において三千三百八万円を計上いたしましたのは、江差病院の増床に伴う経費及び紋別病院の増改築費の外病院運営上の必要経費等に於けるため本年十月一日より実施を予定している保険点数改正に伴う事業収入の増加額並びに起償等を見合財源にして措置をいたしたものであります。

次に自転車競技費会計において

五千九百四十万円

を

計上いたしましたのは自転車競技事業が当初の予定を上廻る良好な成績を収めつつありますので、これに対応いたしますために競技開催費を計上し、なおこの純益五百万円を普通会計に繰入れることにいたしましたのであります。

次に道有林野事業会計につきましては、

主として造林費、森林土木費等に充てるため一億五千三百四十六万円

を

繰越金、財産売却代金等を見合いに計上して本事業の経営に遺憾なきを期そうとするものであります。

次に道有財産整備資金会計におきまして

一億一千二百九万円

を

計上いたしましたのは、土地売却代等の財源を見合いに財産造成並びに資金の積立を行おうとするものであります。

次に農業改良資金貸付事業費会計につきましては技術導入資金貸付事業並びに施設補償事業費に充てるため前年度繰越金、過年度収入等を見合い財源として四千五百六万円を計上いたしましたものであります。

なお、この外に

恩給基金会計において

一千三百三十六万円

学校職員恩給金会計において

五千二百万円

水産物検査費会計において

四十五万円

林産物検査費会計において

百八十万円

母子福祉資金貸付事業費会計において

七百六十五万円

用品事業費会計において

四百二十一万円

中小企業振興資金貸付事業費会計において五十万円

それぞれ計上しておりますが、これらはいずれも当面の必要経費につき繰越金、繰入金、その他の収入を見合いに計上して各会計所期の目的達成に遺憾のないようにいたしました次第であります。

次に予算案以外の議案のうち主なるものについてその概要を御説明申し上げます。

同	一〇、一四	一〇	北海道における中型機船底曳網漁業禁止区域改訂に関する要望意見書	一〇、一四
同	一一	一一	オホーツク海海域におけるさけ、ます漁業の操業に関する要望意見書	同
同	一二	一二	北海道における太平洋岸十中未満さけます流網漁業に関する要望意見書	同
同	一三	一三	北海道における治山事業拡充に関する要望意見書	同
一〇、一五	一四	一四	配給米消費者価格改訂に関する要望意見書	一〇、一五
一〇、二三	一五	一五	講和条約発行人の駐留車事故による被害者に對する補償措置に関する要望意見書	一〇、二四
同	一六	一六	失業者多発地域の指定に関する要望意見書	同
同	一七	一七	北海道における冬季道路交通確保に関する要望意見書	同
同	一八	一八	北海道における治水事業促進に関する要望意見書	同

請願・陳情

① 第三回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書 番号	件名	請願者	付託 委員会	審査 結果
580	幌泉村町制施行の件	幌泉村長 長岡隆一	総務	継続審査
581	千島歯舞諸島居住者連盟に対し 道費補助の件	社団法人千島歯舞 諸島居住者連盟理 事長 高城重吉	同	同

まずはじめに議案第十八号乃至第二十号の北海道起債に関する件であります。本件は今回公共事業起債が当初予算計上額より二億六千万円増加する見通しを得るにいたりしたこと等によつて既に本事業に充当しております一般財源との振替え措置を講ずるとともに単独事業起債につきましてもそれぞれ充当額の変更措置を講じようとするものであります。

次に議案第二十一号中小企業維持振興貸付の件であります。零細企業金融促進のため中小企業向け融資の貸出資金源として北海道信用保証協会その他金融機関に対して資金を貸付しようとするものであります。

次に議案第二十二号樹苗価格安定資金貸付の件についてであります。本件は、造林事業促進資金要綱に基き北海道森林組合連合会その他種苗生産団体に對し秋造林用苗木購入資金として貸付しようとするものであります。

次に議案第二十三号農産物価格安定資金貸付の件についてであります。畑作の基幹生産物である豆類は本年度は近年にない豊作が予想され、特に現在価格安定の制度的支持のない雑豆類の価格暴落が懸念せられる情勢に對処し北海道経済農業協同組合連合会に對し価格安定資金を貸付しもつて、自主的協同販売体制を強化しその価格の維持と農家所得の増収確保を期そうとするものであります。

次に議案第二十七号日本道路公団の道路路線における渡船運営に関する予算外義務負担の件であります。本件は日本道路公団の渡船運営事業経費の一部を負担するために議決を得ようとするものであります。

次に議案第二十八号乃至第三十号の道の一般職員、警察職員、教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。本件は、本年四月法律第八十七号をもつて「一般職職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が制定され本年四月より国家公務員に對し通勤手当が支給されることになりましたのでこれに伴ひまして道の職員に對しても新たに通勤手当を支給するためこの条例を制定しようとするものであります。

なお教育職員の給与に関する改正は通勤手当のほか本年四月法律第百三十三号をもつて農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律が制定され、従来に對し支給対象範囲を拡大し工業課程の教員並びに農、水、工業課程の実習助手に對しても支給されることになったので道においてもこれにならひ所要の改正をしようとするものであります。

597	596	595	594	593	592	591	590	589	588	587	586	585	584	583	582
引上げの件	傾斜地における農耕地保全工事実施の件	後志管内開拓不振地区(旭台地区)に對し水道工事早期実施の件	後志管内開拓不振地区に對する転石除去工事実施の件	北海道奈井江高等学校を道立に移管の件	羊蹄山治山事業拡大実施の件	後志管内の林業改良指導員増員配置の件	野東の駆除に對し狩猟法の改訂と奨励金交付の件	伊達町地内道費河川長流川下流築堤護岸工事施行の件	後志管内町村道を道道に昇格の件	後志管内道道の改良工事実施の件	準用河川奈部川及び堀株川改修工事施行の件	後志管内町村道改良工事に對し道費補助の件	後志管内七河川を準用河川に昇格の件	ニセコ観光道路早期完成の件	港灣地帯専用荷役機械に使用する輕油引取税免稅の件
同	同	同	後志町実村会長菱三	奈井江町長正平	同	同	後志町実村会長菱三	伊達町長 蒔	同	同	同	同	同	後志町実村会長菱三	北海道港運協会会長松浦三平
同	同	同	開農 拓地	同	同	同	林文 務教	同	同	同	同	同	同	建 設	總 務
継続審査	同	同	採 拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

次に議案第五十号財産取得に関する件についてであります。本件は、高等学校校舎敷地に使用するため札幌市琴似町宮の森の地積二万三千坪以内を道有財産として取得しようとするものであり議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例第二條第一項の規定により議決得ようとするものであります。

以上今議会提出案件の主なるものについて申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じお答え申し上げたいと存じますのでよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十月一日 午後一時二十七分開議、諸般の報告の後、議長より、元道會議員太田鉄太郎君去る九月三十日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に川村議員（社）及び杉本議員（自民）より、台風二十二号の災害対策について緊急質問があり、知事より答弁、次に日程を変更追加して請願第六百二十六号を議題に供し、本件は総合開発調査特別委員会に付託することに決定して、午後二時四分休憩、午後二時四十五分再開、あらかじめ会議時間を延長の後、日程に入り、日程第一議案第一号ないし第三十八号、第四十号ないし第五十三号、報告第一号ないし第八号及び第十三号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、津川議員（社）より、①財政問題特に三十二年度決算見込み三十三年度道財政の見通し、繰越金の増加した理由、地方交付税が大巾減額になった理由、当初見込んだ特別交付税の確保の見通し、開発公共事業の増大に伴う財源対策と起債確保の見通し、現在検討されている自民党減税案による地方自治団体の減税減収状況及びこれの財源対策、②水産問題特に沿岸零細漁家振興の諸々の施策に関連してその成果、今後推進していく場合の隘路と具体的方針、③中小企業及び労働問題特に最近における経済界の不況に関連して中小企業労働者の組織化協同化に対する指導方策、中小企業セクター設置に対する考え方、最近の労働雇傭状況と失業対策特に冬期に向う今後の措置、④農業問題特に

613	612	611	610	609	608	607	606	605	604	603	602	601	600	599	598
後志管内農業改良普及所運営費の増額並びに普及員増員の件	後志管内畜産振興対策の件	岩手園芸試験地の施設整備の件	りんご貿易振興対策の件	後志管内開拓管農振興対策の件	料理店貸座等営業時間改正の件	ニセコ道立公園及び積丹半島、小樽海岸国定公園指定方の件	三和村月越地区開発促進の件	羊蹄山麓農耕地帯石礫除去事業推進の件	後志管内の海岸保全事業施行の件	後志管内における積雪寒冷地域の道路交通確保の件	後志管内家畜保健衛生所の増設並びに充実の件	後志管内傾斜地管農確立対策の件	後志管内傾斜地管農確立対策の件	浅海増殖事業補助率引き上等要望の件	水産技術普及機構確立強化の件
同	同	同	同	後志管内開拓管農振興対策の件 長一部改正要望大会 長青山喜作	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	農務	農務	農務	農務	農務	農務	農務	農務	建設	建設	農務	農務	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

国は先に北海道畑作営農改善対策の実施要綱を発表し実施してきたが今後どのように押し進めていくか、また今までどう進められてきたか、寒冷地農業振興対策に関連して特別立法化運動の見通し、農家負債整理対策の経過とその効果、また今後どのように押し進めていくか、農畜産物の消流事情と価格安定対策、でんぶん、豆類の価格安定について先に農業会議から答申があつたがその答申内容をいかに実現していくか、最近の酪農製品の滞貨に関連してその乳価対策、農用地の零細化に対する防止対策、またこれの維持拡大に対する所信、最近における道米の豊作に関連して配給米の消費者価格を原産地と同様の価格に引下げることに對する考え方、⑤開拓問題特に建設工事の促進方策、開拓営農資金の融通強化に對する考え方、既入植者の営農安定対策、開拓者の負債整理対策と具体的措置、新規入植に對する考え方及び二、三男対策、⑥総合開発問題特に北海道総合開発委員会が答申した第一次五カ年計画達成の効果に對する見解と今後の開発方針、去る八月五日道は第二次計画達成の実現措置について政府に建議したがこれに對する政府の反応はどうか、未開発資源の開発について特にガス化学工業、木糖試験等の研究の進捗度と知事残任期間いかに対処するか、⑦教育問題特に教職員の勤務評定実施に関連し従来よりとつてきた基本的態度に変更はないか、またその基本線堅持の決意、全道P・T・A及び学者グループ等世論の意見を尊重するかどうか等について質疑、知事、教育委員会委員長より答弁、次に川口議員（自民）より、①公約問題特に農家負債整理等数多くの公約が履行されていないがこれに對する決意、過日のNHK放送討論会において明春行われる道知事選挙に社会党の候補とされている人が中小企業の事業税撤廃を主張していたがこれを承知しているか、承知しているとすればこれに對する所見、また繰替え財源を考えずに競輪の廃止をいつているがこれに對する考え方、②財政問題特に三十三年度道財政の見通し、三十二年度決算見込みに関連して見込み決算が当初予算当時よりわずかの期間に大

629	628	627	626	625	624	623	622	621	620	619	618	617	616	615	614
遠軽町道停車場通りを道道に昇格の件	大野平野総合かんがい排水事業促進の件	三和村町制施行の件	寒地農業の振興確立及び農家負債整理に関する特別二立法化要望の件	町立北海道遠軽家政高等学校改築促進の件	生活保護法による一般生活費認定基準額引き上げの件	療養中の生活扶助者並びに医療扶助者に対し冬期救護の件	厚岸町大字清月町筑紫紫間運河実現促進の件	下川町地内サンル川支流十二線沢川を準用河川に昇格の件	町道下川ベンケ線を道道に昇格の件	道道納内一己深川線一己村市街地舗装工事施行の件	新得足寄間鉄道新設促進の件	道道釧内芽室線中芽室町地内道路改良工事実施の件	道道幕別足寄線補修工事実施の件	後志管内果樹園芸振興対策の件	後志管内農畜産物の消流安定対策促進の件
遠軽町長 信隆	大野町長 端本市三郎	三和村長 宮康祐	北海道農業振興部長 鹿野忠一	遠軽町長 信隆	同	日本患者会会長 鹿野忠一	筑紫紫間運河干拓促進委員会 津田可児	同	下川町長 宮地誠二	一己村長 宮崎正一	十勝総合開発促進期成会長 高倉定助	芽室町長 大村啓三	足寄町長 川上貞通	同	同
建設	農地開拓	総務	総合開発	文教林務	同	厚生	水産	同	同	同	同	同	建設	同	農務
継続審査	採択	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

中な変ぼうを生じているのは当初の見込違いか、あるいは財政運営のからくりか、議決予算の適期執行に対する考え方に関連して農家負債整理状況、木材糖化工業中間試験の完了が本年に持込されたがこれが執行状況、同試験完了の見通し、企業の採算性、③中小企業問題特に融資促進の方途に関連して中小企業維持振興資金源の拡大強化策、利子補給に対する意思の有無並びに次期議会まで予算措置することに對する考え方、④農業問題特に寒地農業確立立法化に対する考え方及び推進方策、⑤教育問題特に日教組は去る六月本年の斗争指導方針として勤評絶対反対を声明し昨年和歌山県における勤評斗争においても職場放棄、児童の登校拒否を行つたがこのような行為は違法と考えるかどうか、組合の道教委人事に関する具申権に関連して人事行政の不当介入に對する見解と決意、勤評制度そのものの考え方、勤評実施は教師と教育の自由を奪うという組合の考え方を支持するか、道教委に提出された北教組の要求書に對する基本的態度、勤評実施について六月の道議会で実施方法を二段階にわけ検討中といつてゐるがその作業の進捗状況、去る九月十三日行われた北教組との団交の内容、また北教組に對し検討を白紙に還すといつたと聞くがその理由、日教組は無条件斗争を方針としてゐるが教育委員長は、抜打ち実施はしないといつてゐるこれをどのように考へてゐるか、九月十五日の一斉休暇斗争に關し、校長が職員の提出した休暇願を認めた場合は違法でないと言話を發表してゐるが文部省より一斉休暇は違法であり違法行為を防止するため警告を發せられたい旨の通達が出てゐるこれに對する見解等について質疑、知事、教育委員会委員長より答弁、川口議員より再質疑三回、知事、教育委員会委員長より答弁があつて、午後六時十一分延會。

○十月二日 午後一時二十三分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第三十八号、第四十号ないし第五十三号、報告第一号ない

陳 情

643	642	641	640	639	638	637	636	635	634	633	632	631	630
失対事業賃金値上げ等要望の件	野幌高等学校校地として借地中の国有地払下の件	白糠高等学校を道立に移管の件	由仁町の泥炭客土事業に對し道費補助の件	国立農業試験場畑作物並びに道立農業試験場十勝支場の施設整備促進の件	標茶町地内久著呂街道を道道に昇格の件	長沼町地内千歳川改修等要望の件	道管天の川地区かんがい排水事業実施の件	上の国土地改良区経営改善等要望の件	焼尻村に道立診療所設置の件	今金町メツブ川流域かんがい事業実施の件	利別川流域第二次土地改良工事実施の件	北檜山地域総合かんがい排水事業の早期実施の件	北海道議会議員選挙区改正の件
全日本自由労働組北海地方本部執行委員長	尾田八郎	白糠町長 青木金吾	由仁町長 宮野嘉吉	十勝管内農試整備拡充財成会々々長 朝日昇	標茶町長 高島幸次	長沼町長 阿達忍	同	上の国村長 鏡寿市	焼尻村長 志水要	同	同	今金町長 安部義雄	千歳市長 山崎友吉
商工労働	総務	文教林務	農地開拓	農務	同	建設	同	農地開拓	厚生	同	同	農地開拓	総務
採択	同	継続審査	同	採択	同	継続審査	採択	同	継続審査	同	同	採択	継続審査

し第八号及び報告第十三号を議題に供し、代表質疑を続行、二瓶議員（協ク）より①財政問題特に地方交付税の大幅な減額、起債の未決定、道税徴収の不振等財源の見積りが甘かつたのではないか、地方交付税について今後補正折衝の余地があるか、小規模土地改良事業等起債確保の見通し、道税収入確保に対する決意、三十二年度決算見込みに関連して繰越金の内容、今後の財政需要と財源の見通し、健全財政堅持の具体的方法、②農業問題特に寒地農業の確立と農家負債整理促進に関する特別立法化問題推進のため運動態勢を整備する必要があるのではないか、農用地の拡大と土地改良事業推進について具体的に具体化しようと考えているか、③酪農問題特に酪農経営安定総合対策に関連して乳価安定対策、乳価の最低価格保証と乳業資本の掠奪から守るという公約履行に対する考え方、雪印、クローバー両乳業会社合併に対し強く期待するものは何か、最低乳価の意義とこれが保証実現の方途、牛乳共販体制の確立と整備対策、共同集乳組織整備に関する予算の執行時期及びこれが推進のための具体的方策、④開拓問題特に開拓農機振興臨時措置法の実施に関連して現行法律では融資の円滑は望めないものでこれが法律の改正について政府に働きかける考えはないか、また本年度十億の必要額に対し三億程度しか交付にならないが次年度以降の対策はどうか、開拓農機振興計画の認定事務が遅延して開拓者に不自由を与えていることに関連してこれが事務促進のため當農指導員の増加についていかに考えるか、同事務の支庁長権限委譲に対する考え方、振興計画未提出組合に対する今後の対策と見通し、⑤水産問題特に国からくる沿岸漁業振興事業費に道費を上置きする意思がないか、中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に対する今後の措置と推進方策、同禁止区域から厚岸、根室水域が外されているが今後どういう形で禁止区域に含めるつもりか、⑥教育問題特に勤評実施に対する基本的態度等について質疑、知事、教育委員会委員長、農地開拓部長より答弁（あらかじめ会議時間を延長）があつて、午後三時十五分休憩、午後四時四

文書 番号	件名	陳情者	委員 会託	審査 結果
1005	豊富村町制施行の件	豊富村長 相馬惣三郎	総務	継続審査
1006	白糠郡音別村町制施行の件	音別村長 紅林鉄雄	同	同
1007	青少年不良化防止対策の件	旭川市青少年問題 協議会長 前野与三吉	同	同
1008	歯舞村所在道道根室半島線改良 工事実施の件	齒舞村長 竹村孝太郎	建設	同
1009	豊富村所在道永、沼川線中一部 道費補助工事施行の件	豊富村長 相馬惣三郎	同	同
1010	北増山町所在二俣川を準用河川 に昇格の件	北増山町長 松谷与市	同	同
1011	北海道飼犬管理条例設定の件	全道信労働組合北 海道地方本部執行 委員長 岩間俊英	厚生	採択
1012	救急車整備に対し補助の件	日本赤十字社北海 道支部長 喜寛	同	継続審査
1013	北見市に工業短期大学設置の件	北見市長 伊谷半次郎	総務	同
1014	旭川大学設立促進の件	旭川市長 前野与三吉	同	同
1015	開拓地開墾建設工事に対する道 費追加計上の件	北海道開拓者連盟 委員長 佐藤道得	農地開拓	採択
1016	開拓単協に対し資金貸付の件	同	同	同
1017	白老町土地改良区更生対策の件	白老町土地改良区理 事長 吉田与助	同	継続審査
1018	樺前土地改良区更生対策の件	樺前土地改良区理 事長 村上資	同	同
1019	中機機船底曳網漁業禁止区域拡 大反対の件	日本海員会友会金 日本海員組合長 藤山寿	水産	同

十三分再開、通告の一般質疑に入り、糸川議員(社)より、農業問題特にばれいしようにん粉の消流安定対策に関連してばれいしよでんぶんの価格安定対策、結晶ぶどう糠化工業を振興し代用砂糖化に対する所見、でんぶん工場改造整備の資金源強化に対する考え方等について質疑、知事より答弁があつて、午後五時二分延会。

○十月三日 午前十一時三十三分開議、諸般の報告の後、一般質疑を続行、泉谷議員(自民)より、①中小企業振興対策に関連して信用保証

の拡大、企業診断、機械貸与の強化等に対する考え方、②沿岸漁家の振興対策特に漁船の大型化等これら漁業者に対する金融措置に万全を期すべきであるが漁信連その他金融機関とどのように話し合いが進められているか、③道漁業公社の減資で出資者に迷惑をかけているが組合に対し何らかの処置をするのか、④教育問題特に青少年の犯罪が逐年増加の傾向にあるが学校当局とどのように連絡をとり調査をしているか、道徳教育実施に対する基本的態度、青少年犯罪防止の具体的指導方法等について質疑、知事、教育長より答弁、泉谷議員より再質疑、知事、教育長より答弁、次に島田議員(社)より、農政の諸問題について特に土地改良事業に対する長期融資措置を考えているか、寒冷地農業振興のためビートの適正な振興計画とビート工場の増設をはかることが必要であるが政府のビート生産計画をいかに考えているか、積雪寒冷地における農業用固定資産税免除に対していかに考えているか、豊山漁村における無電灯地帯の解消策等について質疑、知事より答弁があつて、午後零時七分休憩、午後二時四分再開、次に林議員(自民)より、勤務評定に関連する諸問題について特に去る九月十三日道教育委員会委員長、教育長と自民党道連幹部代表者との正式会談の際道教育委員長は一斉授業カットの違法性については自信がないそのあとに起る校長の処分問題を心配していると言明したがこの事実を認めるか、勤務評定は法に定められたものでありこれを否定し適用から

1035	1034	1033	1032	1031	1030	1029	1028	1027	1026	1025	1024	1023	1022	1021	1020
保健所医師の待遇改善実施の件	積雪寒冷地に対する税法上の特別措置実現要望の件	池田町高島利別巡査駐在所建物の寄附採納の件	納内村単独存置の件	滝川市に蔬菜園芸試験場設置の件	青果物消流対策の件	勤務評定実施反対の件	中学教育の進展拡充の件	道路整備五ヶ年計画に対し規模拡大等要望の件	士幌村地内道道音更上士幌線改良工事実施の件	士幌村地内道道新得本別線道路改良及び橋梁架換の件	千歳市失業対策事業実施の件	旭川市に第二種空港設置促進の件	旭川市に木材精化工場設置の件	王子製紙労働争議早期解決の件	漁港管理予算増額計上等要望の件
北海道保健所連合会長 中牧 恭一	北海道青色申告連合会長 高橋 常雄	池田町長 丸谷 金保	納内村議会議長 竹田 栄松	滝川市長 神部 俊郎	北海道農業委員会連合会長 藤平 昇一	同	北海道中学校長会会長 山本 梅雄	全国道路利用考会本部長 多市郎	同	士幌村長 古山 佐作	千歳市長 山崎 友吉	同	旭川市長 前野 与三吉	苫小牧市長 田中正太郎	北海道漁港協会会長 坂本 角太郎
厚生	同	同	総務	同	農務	同	文教林務	同	同	建設	同	同	同	商工労働	水産
採択	継続審査	採択	同	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

まぬがれることはできないと思うがこれに対する見解、内容をよく検討するとしばしいうが実施するための検討かどうか、検討してよいものがあれば実施し、なければ責任をとるというがそのような自由裁量の権限はないと思うがその基本的見解、また、よいものとはどの程度のものをいうか、現在の内申制度は普遍的公平な基準で行われているか、現在の給料制度が生活給であるというがいかなる根拠によるか、一斉職場放棄について道教委は権限のある者の許可をうけ休暇をとることは合法であるといっているが明らかに争議行為の一環とみられる大会に出席するという現実を知りながら休暇を与えることは合法といえるかどうか、信賞必罰に対する考え方、最近の教職員のびん乱行為をいかに考えているか、勤評を実施すると教員の生活設計が脅かされ思想の自由が規制されるといつているがその理由、また、評定は監視でなく指導であるというが指導を監視と受けとらせる根拠は何か、指導監督権が校長の学校管理権に含まれているか、監視されると教育ができないという理由、一斉授業カッツは違法であるという文部省通達を無視して労働基準局の見解を質した理由、また労働基準局と相談したというがいかなる方法でどんな内容のものか、先に行われた文部省主催の道徳教育指導者講習会をどのような方法で全道に周知せしめたか、また今後どのような方法で押し進めるかその決意等について質疑があつて、午後三時七分休憩、午後四時二十三分再開、林議員の質疑に対し教育委員会委員長、教育長より答弁、林議員より、勤評実施の見通し、一斉授業カッツの違法性等について再質疑、教育委員会委員長、教育長より答弁、林議員より更に再質疑二回、教育委員会委員長より答弁があつて、午後五時四十八分延会。

○十月四日 午後二時五十六分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長、日程第一議案第一号ないし第三十八号、第四十号ないし第五十三号、報告第一号ないし第八号及び第十三号を議題に供し、昨

1051	1050	1049	1048	1047	1046	1045	1044	1043	1042	1041	1040	1039	1038	1037	1036
共同集乳組織整備促進の件	美瑛町地内道費河川置杵牛川局部改修工事施行の件	洞爺湖温泉町道道拡張工事に伴う損失補償の件	三笠市市尿処理施設に対し国庫補助等要望の件	国民健康保険事業強化の件	保健所運営強化の件	身体障害者に対し職業訓練強化の件	北海道港湾労働協議会設置の件	道労働部に職業訓練課新設の件	豆類価格安定対策の件	集約酪農地域建設事業促進並びに乳価安定対策の件	網走管内甜菜原料集荷区域再配分の件	釧路村昆布海岸地にり防止対策の件	道道旭川大雪山雲峽線道路改良工事実施の件	道道雨竜深川線道路舗装工事延長の件	生活保護法適用患者に対し夏期救護の件
合中央会会長高橋雄之助	北海道農業協同組合中央会会長寺崎有次郎	花谷元功	三笠市長魚戸浩	帯広市議会議長柴田幸七郎	長吉川萬雄	北海道保健所長会	全日本港湾労働組合本部執行委員長五十嵐武雄	北海道技術者養成協会水牧茂一郎	北海道上農協同組合中央会	北海道上農協同組合長塩谷平蔵	日本甜菜製糖株式会社宮本来治	釧路村長泉路長重	美瑛町長佐藤初吉	深川町長真川鶴政之	国立旭川病院患者自治会会長楠目武
農務	同	建設	同	同	厚生	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	厚生
採扱	同	継続審査	採扱	同	同	同	同	継続審査	同	採扱	同	同	同	同	継続審査

日の林議員(自民)の質疑に対し教育委員長より答弁、林議員より、勤評の実施時期並びに勤評阻止の一斉休暇闘争に関連する諸般の問題について再質疑、教育委員長より答弁、次に高田議員(社)より、札幌市内における警察パトロールカーの交通事故発生に関する諸問題に関連して去る九月二十九日緊急出動のパトロールカーが通行人三人を一度に死傷させた事件についてこの事実をどう考えているか、またこのように度々事故を起す原因、当時の事故発生時の速度、論功行賞が抜てきを上げるための摘発至上主義からきているのではないか、また権力を背景とする特権意識があるのではないか、警察官に対する指導運営方針、勤務時間過剰からくる疲労が原因でないか、勤務内容を緩和する考えがあるか、被害者の遺族に対する補償対策等について質疑、道公安委員会委員長、道警本部防犯部長より答弁、次に松尾議員(自民)より、①勤評実施を峻巡している理由、教師は労働者であるか、勤評実施に関し日教組、総評の圧力から避けようとする決意があるか、②教職員に対する管理職手当が今次提案されなかつた理由、同手当支給に対する考え方及び支給所要額並びに道費持出し額、一般職職員の管理職手当についての考え方③知事公約のガス化学工業及び木材糖化工業の試験研究が部外の機関で検討されているが知事残任期間中にに締めくくる考えか、現在まで調査委託研究費としてどれ位道費を持出したか、任期中にガス化学工業の研究発表を公表する考えがあるか、石炭化学の中間試験を富士製鉄株式会社と双務的立場で進めると聞くがその場合特許権の帰属はどうなるか、また同会社とどのような内容の協定を結んでいるか、研究グループ及び富士鉄との関係等について質疑、知事、教育委員会委員長より答弁、次に日程を変更追加し意見案第一号及び第二号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、午後五時七分延会。

○十月六日 午前十一時五十三分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

1067	1066	1065	1064	1063	1062	1061	1060	1059	1058	1057	1056	1055	1054	1053	1052
進の件 台風二十二号による日高支庁管内災害復旧資金に対する融資促進の件	台風二十二号による日高支庁管内災害復旧資金に対する融資促進の件	ソ連漁船第五善豊丸乗組員釈放実現の件	し尿消化槽建設に対する国庫補助並びに起債増額の件	石狩手当及び寒冷地手当増額支給要望の件	外形警部補派出所新築の件	札幌市篠路町地区に道営軌道客土施行の件	真駒内駐留軍兵舎を青少年教育センターとして実現方の件	道道美沢美瑛線美瑛町市街地舗装工事施行の件	天塩川堤防敷地使用料値下げの件	道道除雪等の全額道費による施行の件	大樹町地内町道振別線並びに尾田線を道道に昇格の件	日高計栗植栽五ヶ年計画達成の件	桂沢湖を富良野市別道立公園区域に編入の件	核実験核兵器禁止と核非武装宣言要請の件	北海道大学教育学部附属産業教育計画研究室設置要請の件
同	日高町村会長 吉	小樽機船漁業従業員組合長 渡辺理三郎	北海道上川市長 清水吉郎	全北海道開発局労働組合支部長 榎原雄雄	利尻町長 利尻野清	篠路町道客土促進期成会 西村雅夫	豊平町字真駒内横田宗	美瑛町長 藤初吉	天塩町字川口基線大村広志	道道札夕線除雪対策協議会長 北島充盛	大樹町長 築一	日高町村会長 松本末吉	三笠市長 三笠浩	幌別町議会議員 志賀裕	北海道産業教育振興会々長 黒川沢西蔵
商工労働	総務	水産	厚生	同	総務	農地開拓	文教公務	同	同	同	建設	同	文教公務	同	総務
採択	同	継続審査	採択	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択

第一号ないし第三十八号、第四十号ないし第五十三号、報告第一号ないし第八号及び第十三号を議題に供し、一般質疑を続行、山本議員（自民）より、教職員の勤務評定実施に関連して①精神病患者とみなされる教師の取扱について特に精神病患者と誰が判断するのか、またこれを具体的科学的に判定する方法はないか、このような教師を教壇に立たせないようにするのは誰か、もし病気が直つて登校する場合の取扱いをどうするか、②勝負事に熱中する教師に対する指導方法及び教育上支障ある場合に何か警告することができないか、勤務評定五項目中不可に該当するものをまず調査することが大事であるがこれを早く適確にやる方法はないか、③過日仙台で行われた道徳教育講習会に出席した者の地域の内訳、氏名、勤務先等について、川瀬議員（協）より、④道職員の宿日直及び旅費について従来どおり復元する意思の有無及びその時期、また王子製紙工場の労働争議に出勤を命ぜられた警察官の手当が非常に少いと聞いているがこれらの勤務に従事する警察官の宿日直超勤等の手当はどれ位の額で行つてゐるのか、⑤産業振興について特に養殖ミシンの奨励方法及び指導方策、これが予算追加に対する考え方、⑥町村財政の救済対策特に貧困な町村財政に補助をする考えはないか等について質疑、知事、教育長、道警本部総務部長より答弁があつて、午後零時五十七分休憩、午後二時二十三分再開、阿部議員（自民）より、①財政問題特に昭和三十一年度決算見込みに関連して今回の追加計上と合せて十二億二千万円余の多額の繰越金を生じているがこれが最終的な数字で以後変化はないか、第二回、第三回定例会と逐次大巾に増加してきているが当初予算のときに見通し得なかつたのか、このような見込み違いは財政に対する認識の欠如からくるものであり二十九年以来の赤字財政となつて現われたと思うがどういう態度で道財政に臨んできたかその考え方、三十二年度予算不用額の内容、普通交付税が二億六千万円の減になつてゐるがこれを特別交付税で見込み得るか、特別交付税確保の見通しとこれに対する決意、本年

1083	1082	1081	1080	1079	1078	1077	1076	1075	1074	1073	1072	1071	1070	1069	1068
様似町における台風二十二号災害に対し漁業対策の件	様似町における台風二十二号災害に対し農業対策の件	様似町における台風二十二号災害に対し住宅対策の件	様似町における台風二十二号災害に対し復旧材私下げの件	様似町における台風二十二号災害に対し文教対策の件	台風二十二号災害による様似町在所庁舎復旧の件	台風二十二号災害による様似町における財政援助の件	様似町における台風二十二号災害に対し援護の件	台風二十二号による日高支庁管内漁業災害復旧対策の件	浦河港に大型巡視船常駐配置要望の件	台風二十二号による日高支庁管内被災住宅に対する住宅建設並びに補修措置の件	台風二十二号による日高支庁管内被災住宅に対する住宅建設並びに補修措置の件	台風二十二号による日高支庁管内災害に対する援護対策の件	台風二十二号による三石嶺難病舎復旧に対し道費補助の件	台風二十二号による日高支庁管内被災住宅に対する住宅建設並びに補修措置の件	台風二十二号による日高支庁管内被災住宅に対する住宅建設並びに補修措置の件
同	同	同	同	同	同	同	様似町長 留目四郎	同	同	同	同	同	同	同	同
水産同	農務同	建設同	同	文教林務同	同	総務 継続審査	厚生 採択	同	水産同	同	建設 継続審査	同	厚生 採択	農務 継続審査	農地開拓 採択

度道財政収支の見通し、今後の財政需用見込み額とこの財源、道税収入の見通し、税外収入の伸びに対する見解、②公約に掲げた社会福祉の増進に関連してその施策として生業資金、共同作業所、授産施設等各種貸付金を貸付しているがこれの回収率が悪いのは放漫な貸し方をやっているのではないか、生業資金、授産所、共同作業所に対する三十二年末の償還見込み額及び回収の見通し、また道財政に及ぼす影響、同貸付金のこげつきを残して知事をやめた場合の政治的責任、③先には道は地方税制度の改正に関する要望書を自治庁に提出したがその提出の理由と提出時期、同要望書は自主的に提出したものかあるいは自治庁の照会があつたのか、これによると道税収入がどの程度プラスされるか、また地方自治六団体の税制改正に関する要望書の内容との喰い違い点④次期革新系知事候補が中小企業事業税撤廃をいつているがこれに対する見解、事業税の撤廃、競輪の廃止が道財政に及ぼす影響等について質疑、知事より答弁、阿部議員より再質疑、知事より答弁、次に山元議員（自民）より、①青少年不良化防止問題に関連して地域的補導対策、北海道青少年問題協議会と地方の同協議会との関係、本年度の不良化防止対策と補導方針、方針をたてて実行する場合その成果の確認方法、②校長の管理職手当支給問題特に本道多数のへき地校は実質給与の引下げになると反対しているが都市校長も反対しているこのような態度を校長会が打出した場合いかなる方法を講ずるかその考え方等について質疑、知事、民生部長、教育長より答弁、山元議員より再質疑、知事より答弁、次に佐々木議員（自民）より、①食糧事務所の検査所における検査事務放棄問題特に、九月二十六日浦うす、つるぬま、おはつない検査所で無警告で検査事務を放棄して農産物出廻期の農民に多大の影響を与えたがどのような形で行われたか、これに對しどのような措置をしたか、また今後どのような対策をとるか、農産物出廻期の検査態勢はどうなっているか②農家負債十カ年棚上げ問題特に同公約の成果、過去三年半有余でどれだけ措置されたか、知

② 継続審査中のもの

請 願

文書 番号	件	名	委員 会託	審査 結果
556	區芸農業振興対策の件	農務	同	同
502	北竜村字美葉牛開拓適地買収及び小豆沢農業用溜地新設の件	同	同	同
487	浜益村所在国有未墾地払下げの件	同	同	採択
434	千歳町所在買収土地返還の件	農地開拓	同	不採択
1092	神恵内漁業協同組合検査請求に對し早急措置の件	水産	同	同
1091	結核医療費全額国庫負担の件	厚生	同	同
1090	当麻町所在牛朱別川千九百四十米区間を準用河川に認定の件	建設	同	同
1089	門別町富川高等学校に商業課程設置の件	文教林務	同	継続審査
1088	函館市を失業者多発地域に指定の件	同	同	同
1087	農業労働者に對し失業保険適用の件	商工労働	同	採択
1086	砂川市新十津川町境界変更の件	総務	同	同
1085	伊達町海岸保全区域指定地内農耕地防災工事実施の件	農地開拓	同	継続審査
1084	様似町における台風二十二号災害に對し失對事業増給の件	商工労働	同	採択

事残任期間どのように公約を果そうとするかその考え方等について質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで泉谷議員（自民）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第二十三号、報告第二号及び第三号は、なお慎重審査の必要があると認められるので、十七名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを踏つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

松尾 三 良（自民）	沖 野 政 雄（自民）
桶 谷 利 男（自民）	泉 谷 順 治（自民）
黒 松 秀 夫（協ク）	山 本 英 一（自民）
黒 沢 与 衛 作（社）	舟 木 侃（社）
津 川 直 一（社）	渡 部 勇 雄（社）
大 石 利 雄（社）	新 川 輝 隆（社）
川 瀬 徳 三 郎（協ク）	岡 林 歆 喜（社）
伊 藤 作 一（自民）	高 田 治 郎（社）
山 元 ミ ヨ（自民）	

次に残余のうち議案第二十四号、第二十八号、第二十九号、第三十二号、第三十三号、第三十八号、第四十一号、第四十四号、第四十六号ないし第五十号、報告第四号、第五号及び第七号は総務委員会に、議案第二十五号、第三十六号、第四十三号、第四十五号、報告第十三号は商工労働委員会に、議案第二十六号、報告第一号は農務委員会に、議案第二十七号、第四十二号、第五十一号、報告第八号は建設委員会に、議案第三十号、第三十一号、第五十三号、報告第六号は文教林務委員会に、議案第三十四号及び第三十五号は水産委員会に、議案第三十七号は農地開拓委員会に、議案第四十号は厚生委員会にそれぞれ付託、次に日程第一のうち議案第五十三号の委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり同意議決、次に日程に追加し、会期延長の件を議

555	529	469	439	435	576	572	570	566	565	560	535	534	533	517	218
道有建物の譲渡並びに貸地返還の件	米軍千歳基地の国有財産接收解除の件	自動車取得税に関する条例廃止の件	名寄市宇知恵文地区境界変更現状維持の件	名寄市一部を美深町編入促進の件	音更町地内万年橋を永久橋に架換の件	中頓別町地内小頓別駅前道路を道道に認定の件	道々幌加内旭川線改良工事施行の件	幌加内地内道道沼田士別線改良補修工事施行の件	北見村地内美葉牛川及び小豆川を河川法準用河川として認定の件	常呂町地内町村道二十三号線改良工事を道費補助事業として施行の件	道道夕張鶴川線中稲里長和登川間路線変更の件	道道夕張鶴川線中穂別市街キウス石油沢路間線変更の件	道道夕張鶴川線中穂別市街キウス石油沢路間線変更の件	比布村地内比布川及び支流蘭留川を準用河川に昇格の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件
同	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設
同	同	不採択	採択	不採択	採択	不採択	同	同	採択	同	同	同	同	採択	不採択

題に供し、十月十一日まで三日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に予算案その他付託案件審査のための休会について諮り、十月七日より九日まで三日間休会することに決定、午後四時十五分散会。

○十月十日 午後二時五十一分開議、あらかじめ会議時間を延長、諸般の報告の後、日程第一議案第五十四号を議題に供し、本件は提案説明を省略の後直ちに総務委員会に付託、次に日程に追加し、松尾議員（自民）より、庁内における選挙用ポスターともくされるビラの掲示と綱紀肅正について緊急質問があり、知事、選挙管理委員会事務局長より答弁があつて、午後三時十五分散会。

○十月十一日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、日程に入り日程第一会期延長の件を議題に供し、十月十二日より十五日まで四日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第二意見案第三号ないし第九号を議題に供し、いずれも趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に予算案その他付託案件審査のための休会について諮り、十月十三日は休会とすることに決定、午後二時五十四分散会。

○十月十四日 午後二時四十二分開議、諸般の報告の後、日程第一意見案第十号ないし第十三号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決して、午後二時四十三分散会。

○十月十五日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、日程第一会期延長の件を議題に供し、十月十六日より十月十八日まで三日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第二意見案第十四号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原

陳 情

文書 番号	件 名	委員 会託	結 果
784	林地を農耕地として開放の件	農地開拓	採 択
435	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	建 設	同
438	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	同	不採 択
721	大樹町地内町村道中島線及び歴舟原野線を道道に昇格の件	同	採 択
792	砂川歌志内地内町北二号線道路を道道に昇格の件	同	不採 択
849	自家発電施設使用の水利権使用料免除の件	同	同
866	定期航路苫前―天売線の船舶建造に対し道費助成の件	同	同
897	中川村地内道道坂谷法久停車場線延長の件	同	採 択
898	福島町地内檜倉川を道費河川に昇格の件	同	同
919	礼文村所在漁港の浚渫工事施行の件	同	同
920	道道斜里―美幌線一部改良工事施行の件	同	同
953	函館市賀浦町十八番地先海岸護岸工事施行の件	同	同
957	妹背牛秩父別間道路を道道に昇格の件	同	同
962	豊平川に南二十二条橋（仮称）架設の件	同	同

案のとおり可決、次に日程に追加し、中山議員（自民）より、地公法違反ともくされる道職員並びに教職員の政治活動等について緊急質問があり、知事、教育委員会委員長より答弁、中山議員より再質疑、知事より答弁、次に休会について諮り、十月十六日は休会とすることに決定、午後三時三十八分散会。

○十月十七日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、日程第一議案第二十四号ないし第三十三号、第三十五号ないし第三十八号、第四十号ないし第五十一号、第五十三号、第五十四号、報告第一号、第四号ないし第八号及び第十三号を議題に供し、森川総務委員長（社）より、議案第二十四号、第二十八号、第二十九号、第三十二号、第三十三号、第三十八号、第四十一号、第四十四号、第四十六号、ないし第五十号、第五十四号、報告第四号、第五号、第七号について、大島商工労働委員長（自民）より、議案第二十五号、第三十六号、第四十三号、第四十五号及び報告第十三号について、二瓶農務委員長（協ク）より、議案第二十六号及び報告第一号について、高橋建設副委員長（協ク）より、議案第二十七号、第四十二号、第五十一号及び報告第八号について、河野文教林務委員長（社）より、議案第三十号、第三十一号、第五十三号及び報告第六号について、時田水産委員長（社）より、議案第三十五号について、笠井農地開拓委員長（社）より、議案第三十七号について、橋本厚生副委員長（社）より、議案第四十号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、いずれも委員長報告のとおり議案第四十二号ないし第四十四号は同意議決、報告第一号、第四号ないし第八号は承認議決、報告第十三号は認定議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に日程第二請願、陳情審査の件を議題に供し、委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、午後三時二十五分散会。

842	827	798	779	741	680	413	335	1002	1000	985	974	973	972	971	970
自家発電並びに自家受電施設に対する固定資産税免除の件	寿都町能津登地区境界変更反対の件	寿都町能津登地区境界変更解決の件	森林組合及び森林組合会に対する自動車取得税非課税措置の件	石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件	標茶高等学校に農業大学（同程度の技術者養成機関）設置の件	発電税創設反対に関する件	法令に基かない寄付金負担金の支出排除の件	美町疎地内辺別川邸根内市街地並びに下宇莫別内改修工事施行の件	沼田町地内道道士別沼田線中員拡張工事施行の件	札幌市琴似町住宅建設用地買上げの件	道道本別新得線の一部の冬期交通確保実現の件	道道清水然別線中上川橋の補修工事及び永久橋架替の件	道道本別新得線中新清橋を永久橋に架替の件	道道清水然別線道路改良工事施行の件	道道本別新得線道路改良工事施行の件
同	同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	同	同	建設
不採択	同	採択	不採択	同	同	同	同	同	採択	不採択	同	同	同	同	採択

通告の質疑に入り、高田議員（社）より、質疑四回、中山議員（自民）より答弁があつて討論に入り、大石議員（社）より反対、西野議員（自民）より賛成、黒松議員（協ク）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者多数にてこれを可決、議長指名により次のとおり特別委員を選任した。

深山 和 男（自民） 林 謙 二（自民）
 黒松 秀 夫（協ク） 塚 田 庄 平（社）
 道下 美 作（社） 山 内 広（社）
 大石 利 雄（社） 高 田 治 郎（社）
 川口 常 一（自民） 佐々木 利 雄（自民）
 中山 信 一（自民）

次に日程第五意見案第十五号ないし第十八号を議題に供し、本件はいずれも趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第六請願、陳情審査の件を議題に供し、委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に請願、陳情継続審査の件及び閉会中事務継続調査の件を議題に供し、本案は委員長より申し出のとおり閉会中継続審査または調査を付託することに決定、水産委員会付託議案審査のため午前三時二十九分休憩、午後二時五十九分再開、あらかじめ会議時間を延長して、午後三時一旦休憩、午後十一時十五分再開、日程に追加し、議案第三十四号を議題に供し、時田水産委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく原案のとおり可決、以上をもつて付託案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午後十一時二十分閉会。

知事説明要旨

只今議題になりました議案第五十五号及び議案第五十六号の出納長並びに教育委員会委員の選任につき同意を求める件につきましては前任者の退任に伴い目下欠員中の

504	422	419	365	166	575	547	521	520	420	399	482	465	396	514	473
常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	北空知地区に道立北空知水稲試験場設置の件	北海道稲作協会協同研究所を特殊稲作研究所に指定の件	後志水稲試験地を道立岩宇霞芸試験地に併置の件	道に「銘木証明」機関設置の件	別海村野付半島を道立自然公園に指定の件	松前城再建に対し道費補助の件	道教育職員の退職手当の不利益是正の件	札幌市に総合博物館設置の件	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	ニセコ道立公園を国立公園に指定の件	幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件	七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件	陸上自衛隊の静内町海城射撃演習場使用指定反対の件	中型機船底びき網漁業禁止区域拡大の件
建設	同	同	同	農務	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務	同	水産

出 納 長 に 木 村 伊 三 郎 君を
教育委員会委員に 三 井 武 光 君を

また、議案第五十七号及び議案第五十八号の人事委員会並びに公安委員会委員
の選任につき同意を求める件につきましては、任期満了に伴い目下欠員中の

人事委員会委員に

北海道公安委員会委員に

旭川方面公安委員会委員に

函館方面公安委員会委員に

釧路方面公安委員会委員に

北見方面公安委員会委員に

それぞれ適任と認め、選任いたそうとするものであります。

次に議案第五十九号の特別職職員の手当の額を定める件につきましては、

今回人事委員長並びに出納長がそれぞれ退職いたしましたので、北海道知事等の
退職手当に関する条例第三条の規定によりその退職手当の額について議会の議決
を得ようとするものであります。

何分よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員
会に付託せられました議案の審査経過と、その結果について御報告申し上げます。
本委員会に付託せられました案件は、議案第一号ないし第二十三号、報告第二
号及び第三号の二十五件でありまして、去る六日委員会が設置せられますや、
直ちに、委員会を開き、正副委員長との互選を行うとともに、付託案件の審査方法
等について協議を行い、その結果、付託案件は、各部所管ごとにこれを分けて審
査を行うこととし、翌七日より本格的な審査に入った次第であります。

すなわち七日は、民生部、衛生部、土木部及び建築部の各所管、八日は、労働
部、商工部、水産部、農務部、農地開拓部及び公安委員会の各所管、九日は、農
務部、農地開拓部、公安委員会の続行及び林務部の各所管、十日以降二十一日ま
で、十二日及び十九日の日曜日を除く十日間は、教育委員会所管、二十二日は総
務部所管と都合十四日間にあたり、それぞれ質疑を行つた次第であります。御承

573	554	549	543	542	538	342	579	577	569	568	567	564	563	561	410
航空自衛隊千歳基地の緊急出動体制に関する件	原水爆禁止北海道実行委員会に対し助成金交付の件	豊平町真砂内米軍接収地内墓碑周辺開放除外の件	沖繩の自治権回復と民主主義擁護に関する件	日韓抑留者の相互釈放に関する件	浦幌町字直別部落一円を音別村に編入の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件	幌加内村地内朱鞠内名寄市間開発道路新設の件	鷹栖村地内イウンベウシ川並びにチライウエンベツ川を道費河川に昇格の件	幌加内村地内十三線川浅瀬川朱鞠内川を準用河川認定の件	幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に認定の件	幌加内川改良工事実施の件	羽幌朱鞠内間開発道路新設の件	沼田町字昭和小平村字下記記念別間開発道路新設の件	津別町地内達娯川を道費河川に昇格の件	ブロック生産業者育成強化の件
同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	同	同	同	建設

知のとおり、今次付託せられました案件は、前議会以後未措置の義務的経費のうち時期的関係から特に、予算化を必要とするもの及び国庫支出金、その他の特定収入を伴う経費でありまして、特に緊急実施を要するもの並びに、その後新たに生じた特別の事由により緊急必要とする経費等について、措置しようとする普通及び特別両会計の総額二十二億六千七百余円にのぼる追加更正予算と、これに付随する起債、並びに中小企業維持振興、樹苗、農産物の価格安定に必要な資金の貸付等に関する重要案件であります。従いまして、現下の経済事情に対処して、これら議案の内容については勿論、道民生活福祉増進等道政上の緊急なる諸問題、並びに、現在特に、重大関心が寄せられている教職員の勤務評定実施の問題について、委員各位と理事者側との間に終始熱心なる論議が交された次第であります。すこの間、委員の各位におかれては、時には深更に及ぶこと数度、異常なる努力を以つて、連日慎重かつ、ご熱心なる審議に当られた次第でありまして、その御苦労に対し、この際衷心より敬意を表するものであります。

今ここに、各部所管の質疑を通じ、論議せられました主なる点を申し上げますと、まず、民生部所管におきましては、台風二十二号による応急仮設住宅の進捗状況と生業資金の貸付状況。宥容防止法施行後における婦人保護更生対策の状況。蕨南学園の屋外体操場の設置及び特殊教材の設備並びに保母の増員など諸施設充実対策。都市を中心とした健全娯楽機関の設置及び児童会館建設など環境浄化設備の強化による青少年の不良化防止対策等の諸問題。

衛生部所管におきましては、道立病院、保健所における医師看護婦及び保健婦増員による拡充強化対策。道立性病病院廃止の原因と廃止後の医師、職員配置替え及び今後の性病予防防止対策。衛生公社の債務整理と再建問題。狂犬病予防対策等の諸問題。

土木部所管におきましては、雄島航路整備会社に対する出資と事業実施の見通し。漁港簡易工事の早期完成の促進。根釧を中心とする自衛隊秋季演習に伴う道路、橋梁の維持保全対策。石狩川汚濁防止と補償問題。河川改修及び堤防敷地再貸付による農地零細化防止対策等急務を要する土木行政の諸問題。

建築部所管におきましては、本道の住宅困窮状況と昭和三十四年度公営住宅建設計画及び宅地造成の現況。

労働部所管におきましては、王子製紙労働争議に対する早期解決対策。職業補導所における実習製品販売価格適正査定の問題。経済不況による大手各社の企業

955	950	949	870	751	855	615	354	番号 表	文書	陳 情	571	515	468	249	578	574
日本海すけそう漁業問題に関する真相究明の件	北洋漁業並びに北方海域近海漁業に対し特別委員会設置の件	すけそうだら漁業の大海域制実施の件	静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の件 (二件併合)	小樽留根根地底びきの宗谷海区移転反対の件	由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件	開拓林野地調整の件	開拓林野行政の調査に関する件	件	名	委員 会名	琴似町敬老会館建設に対し補助の件	釧路まりも学園の増設に対し助成の件	米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件	幌延村に天北低品位炭乾溜工場設置の件	核兵器持込み禁止核非武装に関する件	真駒内米軍接收解除地を北海道学園大学用地として払下げの件
同	同	同	同	水 産	同	同	農地開拓				同	厚 生	同	商工労働	同	総 務

整備、人員整理等の見通しに、これが対策。失対事業に対する今後の情勢と失対事業費追加計上予算の内容。失業多発地域就労事業推進の現況と冬期就労対策。労働賃金不払対策と関連して日本硫鉄株式会社精進川鉱業所における賃金不払による従業員救済対策。労働組合運動に対する指導対策等、当面急務を要する労働行政の諸問題。

商工部所管におきましては、国の未開発炭田振興開発計画に関連し、本道未開発炭田の開発問題。石炭業界不況に関連する夏場融雪の経緯、石炭買取機関設置に対する見解及び中小炭鉱企業診断の状況。日中貿易の現状と本道海産物輸出の見通し。北日本航空株式会社合併交渉の見通しと、道内飛行場整備対策。北海道地下資源開発株式会社設立と地下資源調査所機構の拡充対策。メートル法完全実施に対応する事務体制の問題。中小零細企業に対する金融対策等不況にあえぐ石炭業界、中小零細企業に対する救済対策を中心とする商工行政の諸問題。

水産部所管におきましては、北方漁業開発調査費減額更生の内容。二十一号及び二十二号台風による漁業関係の災害状況とこれが対策。凶漁地帯に対し代金延納による越冬救済米交付対策。北方底魚資源、試験調査の現況と、今後の見通し、小型漁船乗組員無免許者に対する技術講習対策。零細漁家に対し家畜飼育奨励に伴う技術指導並びに消流対策。樺太堆における内地漁船密漁対策と資源維持の問題。水産物海外輸出の見通しと価格維持対策。沿岸における凶漁対策と中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に対する見解。漁業協同組合整備統合に対する指導対策。浅海増殖事業の推進と、道南凶漁対策の促進。沿岸漁業振興のための試験研究の推進対策等沿岸漁業振興、水産物販売消流、資源の維持増進等本道漁業の当面している諸問題。

農務部所管におきましては、農家経済の零細化に伴う対策と共販体制の指導対策。農作物価格安定対策費追加予算の内容。ばれいし収獲予想とでんぶん価格の維持対策。消費者米価の減減見通しと水稲品種の改良対策。ビート事業資金の見通し及びビート作付面積増大に伴う種子増産計画。ミンク飼育の指導奨励と品種改良対策。目下検討中の農手制度廃止並びに肥料資金融資の見通しとこれが対策。農業協同組合における不正経理に対する指導監査の状況。酪農検査所の検査手数料の未収状況と回収対策。天北地帯における肉牛導入に対する見解等富農安定のための諸問題。

農地開拓部所管におきましては、開拓建設工事の早期完成と富農指導員の増員

617	984	865	1001	923	661	645	908	851	755	695	789	739	717	530	987
歯舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	留萌市大火に対する災害公営住宅建設の件	藻琴山観光道路（仮称）新設の件	旭川市に道立園芸試験場設置の件	道農試渡島支場に傾斜地利用による果樹増設の件（三十件併合）	空知園芸試験場設置の件	渡島地帯農業試験場設置の件	札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件	上川高等学校を道立移管の件	道立栄高等学校旧学舎譲与の件	天塩高等学校に農業課程設置の件	南檜山地域を道立公園に指定の件	利礼道立公園区域拡大の件	民有林買収調整に関する件	津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件	厚岸町所在床潭港の整備促進の件
総務	同	建設	同	同	同	農務	同	同	同	同	同	同	同	文教林務	水産

対策等、開拓者営農安定施策の年次計画と、営農臨時措置法に基く開拓地の営農振興対策。農地転売にかかわる農地法違反事件に対する指導対策。沿岸零細漁家兼業対策のための小規模土地改良事業の推進対策。各形、仙法志山麓地帯における開拓計画の推進と既入植地帯に対する営農指導員の配置。開拓診療所における医師並びに保健婦充実対策。開拓不振地区対策としての他地区への移転農家に対する経費の助成対策。開拓機械化に伴う農業機械センターの設置の問題。開拓農業協同組合に対する育成強化対策。パイロットファームにホルスタイン乳牛の導入及び、パイロット営農指導所の機動力強化対策等開拓者営農安定を中心とする諸問題。

公安委員会所管におきましては、第一線勤務警察官配置増に伴う定員増加と予算措置の關係。警察行政区域の不均衡是正対策。パトロールカー増車並びに冬期防犯に關連して、雪上車配置の問題。温泉地帯における売春取締り強化対策。派出所、駐在所における老朽庁舎の増改築対策。警官の欠員と長期欠勤者の状況。道路交通取締り法による車除行の指導対策。よばらい運転及びモーターバイク交通事故多発に対する指導取締り対策。交通整理実地指導の状況と今後の計画等交通事故防止並びに治安維持確保に關する当面の諸問題。

林務部所管におきましては、二十二号台風による森林被害処理対策。植苗価格安定対策。木炭滞貨処理に対する融資対策。利根道立公園指定区域の拡大に対する見解等林務行政の諸問題。

教育委員会所管におきましては、まず一般教育行政の問題といたしまして、文部省主催にかかわる道徳教育講習会の講習内容と、受講者の選定方法並びに教職員組合におけるこれが阻止闘争に対する見解。教員暴行事件の真相と教員資質の向上対策。中学生集団暴行と青少年不良化防止の指導方針。教職員人事交流の適正措置。不正常授業の現状と解消対策。危険校舎の早期改築並びにへき地教育振興対策。道立高校実習課程の現況と、振興対策。教職員組合の性格と組合活動の限界と他の労働爭議応援行為に対する見解等教育行政の諸問題について論議せられました外、特に教職員勤務評定に關する諸問題につきまして、実日数八日間にわたり延々として論議が続けられたのでありまして、その内容を概括的に申し上げますと、教職員勤務評定に対する道教委の賛成か反対かの基本的見解。地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行期日に關連して勤務評定について実施のメドが立たないとする研究態度に対する問題。教育上プラスとなるより勤務評

506	466	367	965	964	956	941	937	936	935	934	904	901	853	743	618
留萌市に木材精化工場設置の件	旭川市に木材精化工場設置の件	PSコンクリート工場設置要望の件	クラーク記念館建設に対し援助の件	北見市に専科大学設置の件	豊平町真駒内地区を北海道学園校舎建設用地として払下げの件	北海道信用保証協会に対する不動産取得税免税の件	北洋相互銀行に対し北海道金庫蔵入歳出代理派出入収納事務取扱方指定の件	豊平町地内真駒内接収地返還に伴う住居地転用の件	空知支庁に職員寮(クラブ)設置の件	豊平町地内真駒内ゴルフ場存置の件	忠類村自立の件	東利尻村に町制施行の件	大旭川建設計画の推進に關する件	軍鶏園養許可の件	中札内村を帯広市に合併の件
同	同	商工労働	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

定案の研究上意見を求めている相手方。勤務制度における指導監督の要素と監視的要素の考え方。勤務評定と教職員給与及び現在行っている内申制度との関係並びに教職員適正配置のための実情把握の対策。勤務評定に対する教職員組合との話し合いの経緯。勤務評定に関する教職員組合活動に対する指導対策。北教組の勤務闘争過程における、条件、無条件闘争に対する見解と外交の内容。九月十五日の授業カットに関する文部省通達の解釈並びに同通達と道教委通達の趣旨に関する解釈。日教組指令にかかわる一斉休暇と正常なる学校運営との関係並びに授業カットによる繰替授業の適否。組合の闘争指令により校長が一斉休暇に協力した場合の処置と地方公務員法及び学校管理規則抵触との関係。教育委員会会議録の不備に関連した偽造容疑の問題等であります。

しかし右の教職員勤務評定問題の質疑応答の過程において、これに対する教育委員会側の答弁は誠意を欠くものであり、勤務評定をめぐる諸問題の真相を把握すること困難であるとして、去る二十一日早朝の委員会におきまして、道教育委員会が公文書たる会議録を偽造して議員に提示し、予算特別委員会の審議を阻害したと目せられるので、これらの経緯に関する真相調査の外三項目の真相調査を目的とする道教育行政の綱紀粛正に関する調査特別委員会の設置要求をなすべきであるとの動議が多数を以て、決定されたのでありまして、これが内容は本日別途決議案第二号として提出されておりますので詳細は右により御了承を願いたいと存じます。

ついで二十二日に行われました総務部所管並びに総括質疑におきましては、地方税制度改正に対する道要望事項の根拠と今後の税務行政のあり方。昭和三十三年度決算における繰越金、一時借入金及び起債の現状並びに、本年度内における追加財政需要と財源の見通し。道税の過誤納及び徴収不能欠損の現況と今後の徴収方針及び適正課税の実施。岩内大火などによる青色申告控除失格者の事業税賦課運営の方針。台風二十二号による被害に対する財政援助措置。道職員に対する宿日直手当の復活及び期末手当の増額の見通し。道所有乗用自動車の維持管理状況。生業資金など貸付金回収状況と不能欠損額の内容及び原因並びに今後における回収計画。離島振興計画改訂の理由と推進対策。医大附属病院における患者取扱い改善対策。古物商の盗難品売買による損害救済対策。凶漁地帯漁家に対する救済米配給による生活安定対策。台風二十二号の海上災害事故に関連する巡視船活動の実情と大型化促進。漁業資源培養対策と中型底曳禁止区域の拡大。王子争

515	函館地方木材精化工場設置の件	商工労働
638	木材精化工場誘致方要望の件	同
712	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件	同
733	北海道賦払信用組合設立認可の件	同
874	公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件	同
945	札幌テレビ放送株式会社に対し株式出資の件	同
999	苫小牧港開発株式会社に対し出資の件	同
1004	三笠市に公共職業の補導所又は分室設置の件	同
714	美唄市に道営教護施設設置の件	厚生
927	国民健康保険診療報酬請求書の審査業務に対し道費助成の件	同
928	豊岡村障害病舎設置に対し補助の件	同
952	白老町社台保育所建設に対し補助の件	同
986	母子相談員の現行配置存続の件	同
993	野犬取締り対策強化の件	同

議に関連し、第一組合と新労働組合との間における暴行事件その他軽犯罪事件発生の実状と組合員住宅街に対する治安維持の確保。給料その他より差引く全道庁職組のカンパ資金及びピラ、パンフレットの配付並びに、本庁、支庁職員出張等

による選挙労働など地方公務員法、公職選挙法違反防止に關連する諸問題等について質疑応答が行われたのであります。

以上の経過を辿り去る二十二日をもつて一切の質疑を終結し、二十三日に各党代表者間において意見の調整をはかり、委員会を開き慎重審査の結果、議案第一号ないし第十七号の普通、特別両會計追加更正予算は、いずれも義務的経費、国库支出金等特定収入の見合いに伴う緊急実施を要するもの、並びに当面緊急を要する経費について措置しようとするものであり、議案第十八号ないし第二十号は、これらに伴う起債議決の変更並びに新たな起債に關するものであり、議案第二十号ないし第二十三号は、同じく中小企業維持振興、棚卸価格安定及び農産物価格安定各資金の貸付に關し措置するものであり、また、報告第二号及び第三号はいずれも事情余儀ない経費について専決処分を行つたものでありまして、各案件の内容は、いずれも適切妥当なものと認め、議案については原案可決、報告については承認議決することに決定いたしました次第であります。

以上本委員会付託案件の審査経過の概要とその結果を申し上げ私の報告を終わります。

決議・意見書

決議案第一号

(昭和33・10・24原案可決)

王子製紙工業苦小牧工場の労働争議早期解決に關する要望決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月二十三日

提出者

議員 大島 三郎
同 村 本 政 信
同 中 野 与 作

議長 荒 哲 夫 殿

王子製紙工業苦小牧工場の労働争議早期解決に關する要望決議

王子製紙工業苦小牧工場の労働争議はすでに九十余日に及んでいるが、労使双方が依然として対立を続け、この間派生的な問題等も発生し、いまだに円満な解決の見通しを得るに至らないことは洵に遺憾である。

今後北海道は特有の冬期悪条件の到来を控えて、争議が長期化するにおいては、総合開発の途上にある本道産業の進展を阻害することは勿論従業員及び地域住民の福祉にも重大なる悪影響を及ぼし、治安上からも真に憂慮に堪えないものがある。

よつて、かかる事情を了察の上、すみやかに早期解決をはかるため、適切な措置を講ぜられるよう、本議会の決議をもつて要望する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

労働大臣	中央労働委員会会長	北海道人道警察本部長	北海道地方労働委員会会長	王子製紙工業株式会社社長	王子製紙工業株式会社苦小牧工場長	王子製紙労働組合執行委員長	王子製紙労働組合苦小牧支部長
大 臣	知 事	長	各 通				

行為の禁止を犯す行為にその職権を乱用して便宜を供与し、違法行為を助長せんとした不正行為があつたと目せられるので、その真相調査

三 道の公的機関たる道教育委員会が北教組との団交についてことさらにその内容を秘匿して、その間に不明朗なる事実がありと目されるので、その真相調査

四 今次の勤評闘争が無条件闘争か、または条件闘争かについて、ことさらに虚偽の答弁をしていると目される真相の究明、ことに事実の認識を歪曲していると目される事実の真相調査

三 本委員会に要する経費は本年度中三十万円以内とし、本委員会は議会において調査終了を議決するまで継続存置する。

意見案第一号

(昭和33・10・4 原案可決)

寒地農業振興確立に関する特別立法の実現要望意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月四日

提出者

議員	岩本政一	新川輝隆	塚田庄平	朝日昇	井口み	秋山孝太郎	大石利雄	阿部英一	道下美作	伊藤清一	川村謙二	林謙一	増田信一	宮津恂太郎	同	同	同
----	------	------	------	-----	-----	-------	------	------	------	------	------	-----	------	-------	---	---	---

議長 荒 哲 同 岩 田 留 吉

寒地農業振興確立に関する特別立法の実現要望意見書

北海道における営農の安定を期するため、酪農化、機械化、輪作化等を主軸とする寒地農業の振興促進に必要な営農改善計画の樹立及び実施に対する行政指導の強化並びに長期低利資金の貸付等を内容とする寒地農業振興確立に関する特別立法を今次臨時国会において行われるよう特段の配慮を願いたい。

(理 由)

このことについては、かねてその大部分が寒冷特殊気象地帯に属する全道二十四万戸農家の悲願をこめ本会議の決議をもつて強く要請してまいつたところであり、政府におかれても本年度から「北海道畑作営農改善対策」を実施に移され、さらに、この対策を恒久化するとともに拡大安定せしめるため、これが立法化の必要性を認められるその準備に着手せられたるやに仄聞するが、未だこれが政府提案についての確認を得るに至っていないことは、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、政府におかれては、頭書の内容を盛つた寒地農業振興確立に関する法案をすみやかに提案せられ、今次、臨時国会においては是非ともこれが成立実現を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林大臣
通商産業大臣
経済企画庁長官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通(行政庁以外は請願書とする。)

議長 荒 哲 夫 殿 同 堀 重 平

北海道大学教育学部の附属施設として産業教育計画
研究室の設置に関する要望意見書

一 北海道における産業教育の振興発展をはかるため、昭和三十四年度において
北海道大学教育学部に附属施設として、産業教育計画研究室を設置せられたい。

(理由)

経済基礎確立の基礎となる産業教育の振興については、国においても強い世
論に応え、着々これが諸対策を講じつつあるところであるが、特に北海道にお
ける開発を急速に推進させるためには、開発計画に即応した産業教育を確立す
るとともに、その教育の内容や方法の改革及びこれが施設設備の充実強化をは
かることが喫緊の要務であると確信する。

ここにおいて、産業教育計画を立案するための基礎的調査及び開発指導教育
に関する研究等を目的として、今般北海道大学においては教育学部に産業教育
計画研究室を設置すべく、文部省に対し強く要請した結果、本年の八月に省議
決定を見た経緯もあり、北海道開発上必須の施設として昭和三十四年度におい
て北海道大学教育学部に産業教育計画研究室を設置されるよう強く要望するも
のである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

文 部 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通 (行政庁以外は諸願書とする。)

意見案第四号

(昭和33・10・11原案可決)

自作農維持創設資金に関する要望意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月十一日

提出者 議員 笠井 幸 衛

同 堀 田 日 昇

同 藤 枝 義 見

同 津 川 直 一

同 徳 中 祐 満

同 増 田 信 一

同 岩 田 留 吉

同 宮 北 三 七 郎

同 島 田 清 一

同 高 橋 辰 男

議長 荒 哲 夫 殿

自作農維持創設資金に関する要望意見書

自作農維持創設資金枠の拡大及び貸付限度額の引き上げ並びに自作農維持創設
資金融通法の一部改正について次の特別の措置を講ぜられたい。

一 本資金の全国枠を拡大し昭和三十四年度において、本道に対し少くとも十七
億円の割当をするよう配慮を願いたいこと。

二 一件当りの貸付限度額を五十万円に引き上げるよう措置せられたいこと。

三 経営農地拡大のため自力開墾する未墾地取得資金についても借り受けできる
よう法律を改正せられたいこと。

(理由)

本道は、連年にわたる災害並びに劣悪な経営条件により、農家経済は極度に
窮乏し負債は増加の一途をたどり、転落に瀕する農家戸数はますます増加し、
その貸付要望額は三十億円余を超える現状である。

本道としては、寒地農業振興対策の一環として農用地の拡大安定対策等を樹
立しこれが推進に当たっているところであるが、本道農家負債の実態からみて、
現在の貸付限度二十万円をもつてはとうてい完全なる負債整理を遂行でき
ない状況にある。

また、農地の購入資金としても本道の農家経営適正規模からするときは、最
低水田一町歩、畑二町五反歩程度を必要とし、従つて一戸当りの貸付限度拡大

は必須の要件である。

さらに、広大なる未墾地を有する本道として経営農地拡大のため自力開墾する未墾地取得資金を自作農維持資金に依存せんとする要望はまことに切実なるものがある。

よつて、国におかれては、自作農維持創設資金の増枠等頭書のとおり特別の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒 哲 夫

農 林 大 臣

大 蔵 大 臣

北海道開発庁長官

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

各 通（行政庁以外は請願書とする。）

意見案第五号

（昭和33・10・11原案可決）

小規模土地改良事業の実施に関する要望意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月十一日

提 出 者

議 員

笠 井 幸 衛

同

朝 日 昇

同

堀 田 毅

同

藤 枝 義 見

同

津 川 直 一

同

徳 中 祐 満

同

増 田 信 一

同

岩 田 留 吉

同

宮 北 三 七

同

島 田 清 一

同

高 橋 辰 男

議 長 荒

哲

夫 殿

小規模土地改良事業の実施に関する要望意見書
北海道における農家経営の安定促進をはかるため寒地農業振興対策の一環として、小規模土地改良事業についても次のとおり国費補助の対象としてこれが促進を図られたい。

事業種別	補助率	事業の規模及び限界
かんがい排水	六割	受益面積五町歩以上二十町歩未満
暗渠排水	六割	同
客土	六割	同
区画整理	六割	同
農道	六割	農道延長二百米以上一キロ未満
石礫除	六割	受益面積五町歩以上二十町歩未満

（理由）

一 団地二十町歩未満の小規模土地改良事業は、国費補助の対象外におかれているので、従来、純道費事業として実施し来たつたのであるが、要改良延べ面積は十六万六千町歩に及び、その実績は過去五カ年間に二万四千町歩にすぎない実情にある。

しかし、この事業による受益農家は大部分が中下層農家であつて、負債解消と経営の安定の手段としても土地条件の整備が必要であり、現行の制限が一団地当りの面積を基準としているため、その投資効果が同一であつても対象地区外にあるため農家個々の経済力の差をますます増大せしめている。

よつて、これら農家の経営の合理化をはかるため寒地農業振興対策の一環として頭書のとおり国費補助事業の対象とせられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒 哲 夫

農 林 大 臣

大 蔵 大 臣

北海道開発庁長官

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

各 通（行政庁以外は請願書とする。）

意見案第六号

土地改良補助事業の補助率引上げに関する要望意見書

(昭和33・10・11原案可決)

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月十一日

提出者

議員 笠井幸衛

同 朝日昇

同 堀田毅

同 藤枝義見

同 津川直一

同 徳中祐満

同 増田信一

同 岩田留吉

同 宮北三七郎

同 島田清一

同 高橋辰男

議長 荒哲夫殿

土地改良補助事業の補助率引上げに関する要望意見書

北海道における土地改良事業は、本道農業の特質と実態からその緊急な必要性が認められているが、農家経済の弱体な現状にかんがみ土地改良事業の実施はきわめて困難であるので、国庫補助率を次のように引き上げられるよう特段の措置を講ぜられたい。

現行補助率と引上げ要望補助率

事業種別	現行補助率	要望補助率
道管かんがい排水事業	五割五分	七割
同 軌道客土事業	六割五分	同
同 畑地かんがい事業	四割	同
同 温水溜池事業	五割	六割五分
同 土壌侵蝕防止事業	同	同
同 老朽溜池事業	同	同

団体管かんがい排水事業
耕地整備事業

五割五分(四割五分)

同 六割

(理 山)

北海道の農耕地は大部分特殊土じょう地帯であり、いまだ土地に対する基本施設が完備していないので土地改良事業の拡充強化が必要であるが、大部分の地区は国営事業、道営事業、団体営事業等の重複施行が必要であるので、農家の負担は著るしく増大し、土地改良事業の推進を阻害している。

また、農家一戸当りの経営面積が広大であるので、土地改良事業の実施面積が多く、短期間に事業を実施する関係上、雇用労力が必要とすることが多いので、事業費も比較的に割高となり、現金支出による負担が多い。

しかも連年にわたる冷災害により農家の経済事情は極度に逼迫している現状にあるので、土地改良事業の補助率を頭書のとおり引き上げられるよう特段の御高配を願いたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒 哲 夫

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
建 設 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通 (行政庁以外は諸願書とする。)

意見案第七号

(昭和33・10・11原案可決)

農地集団化事業の促進に関する要望意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月十一日

提出者

議員 笠井幸衛

同 朝日昇

同 堀田毅

同 藤枝義見

ぜられたいこと。

三 開拓農家の負債整理については、既懸資分を長期資金に一括借りかえらるるに、償還猶予期間設置の措置を講ぜられたいこと。

四 開拓地住民の生活安定の基盤となる文化、厚生、生活基本施設などの共同施設に対し、全額国庫負担あるいはそれに近い高率補助の措置を講ぜられたいこと。

(理由)

土地生産条件の未整備な開拓農家は、昭和二十一年以来ほとんど連続して襲つた気象災害によつて経済的に特に苛烈な打撃を受けたものである。

そもそも開拓農業成立の要件は、特に開拓当初の土地生産力にかかる点が多いが、上記の気象災害を契機として、この点が明確に把握され、開拓制度における建設工事の早期完成が特に重要喫緊の課題として取り上げられるに至り、またこれと軌を一にして、建設工事における補助事業が現況のままをもつてすれば、農家の負担能力からして実施し得ないことも明かになつた。

従つて、国の資金制度に見ることく、数年にして自立を期待しつつ、国の責任をもつて実施されるべき建設工事等が十数年を要するがごとき跛行的な状態は、すみやかに是正せられるべきである。

しかして、不安定な段階にある開拓農家に対し、営農安定のため開拓営農振興臨時措置法が公布実施されたが、現況からすれば、その追加投資の額は所要額に対してきわめて少額で、とうてい目的を達成し得るものでない。

また一方、対象となる開拓農家の負債は、前記災害時の借入金の累積もあつて、償還が實際上困難な実情にあり、この追加投資と負債に対する措置は、農家安定のために両者並行して対処されなければ振興法の目的の完遂は不可能である。

また国の債権保全のためにも資金制度の単純化が必要で、その措置として一括借りかえ等の対策が必要である。

なお北海道の開拓地は、急速な新地の外縁拡張の結果として、多くは辺境、未開の地に属し、生産経済の面でも少なからざる制約を受けている。そののみでなく、一般的な型としては、生活の安定をもたらす社会的な基本条件をも与えられていない地域も多く、かかる地域を持つ地方自治体は、一般的に経済負担力に乏しい未開発町村であり、開拓地は多くの場合その限界外にある。かかる地

域に対しては、地域住民の生活、保健衛生、教育など最小限の生活の基礎となるべき施設のみでも、国の計らいによつて早急に整備する必要がある。

よつて、国におかれては、北海道の開拓農家の営農安定確立のため頭書のような特別の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
北海道開発局長
衆議院議長
参議院議長
各 通 (行政庁以外は請願書とする)

意見案第九号

(昭和33・10・11原案可決)

し尿処理施設整備に対する国庫補助並びに起債増額に関する要望意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年十月十一日

提 出 者

議員

吉田 定次郎

同

宮本 仙松

同

深山 和園

同

高田 次郎

同

中山 信一郎

同

橋本 清次郎

同

宮津 恂太郎

同

太田 益夫

同

和田 千治

議長 荒 哲

夫 殿

し尿処理施設整備に対する国庫補助並びに起債増額に関する要望意見書

一 現下都市におけるし尿処理の行詰りを打開する施策として強く要望されてい

る、し尿処理施設の建設に対しては、国庫補助額を大市に増額されるとともに、起債枠を増額且つ、地方債の対象の項目にし尿処理施設整備の項目を新設され、国庫補助の有無にかかわらず起債付与の途をもあわせ措置されたい。

(理由)

近年道内各都市においては、急激な膨張に伴う近郊農地の宅地化と、化学肥料の進出による人肥使用減退のため、年々農村還元が減少し、ためにし尿の処理難を来しているが、特に、冬期積雪下における処理の窮状は甚だしく、言語に絶するものがあり、勢い不衛生処分となつて市民の環境を汚染する結果となるため道内各都市においては、消化槽設置による科学的且つ、衛生的処理施設の必要が痛感されている。

しかし、このし尿処理施設の建設に対しては、国庫補助の規定がなされており、同時に起債の承認もなされることになつては、全国的要望額に対し、国庫補助予算が過少であること、国庫補助の決定がなければ起債で承認とならないため、本年度においては、前年度より継続事業として実施している都市に重点を置き、予算措置がなされる等の事情にあつて、新規建設都市に対する国庫補助等に対しては、容易にその実現を見ない実情におかれている。

よつて、都市におけるし尿処理の行詰りを打開する、し尿処理施設の建設に対しては、国庫補助額を大市に増額されるとともに、起債枠についても増額され更に、地方債の対象として、し尿処理施設整備の項目を新設して国庫補助の有無にかかわらず起債付与の途をもあわせて講ぜられるよう強く要望する。

北海道議会議長

荒

哲

夫

厚生大臣
大蔵大臣
地方自治庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(行政庁以外は請願書とする。)

意見案第十号

(昭和33・10・14原案可決)

北海道における中型機船底曳網漁業禁止区域改訂に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十四日

提出者

議員

時田政次郎	松平武一郎	沖野政雄	麻里悌三	川端元治	川村清一	阿部英一	井野正揮	黒沢与衛作	岡田義雄	川瀬徳三郎
-------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------

議長

荒

哲

夫殿

北海道における中型機船底曳網漁業禁止区域改訂に関する要望意見書

北海道における中型機船底曳網漁業の禁止区域の改訂については、昨年七月に提出した要望意見書のとおり実施せられるよう特段の配慮を願いたい。

(理由)

中型機船底曳網漁業の禁止区域の改訂については、北海道議会においても現地調査をするともに、沿岸、底曳網漁業者の意見をも徴し、種々検討を加えた結果、沿岸漁業の振興と困窮せる漁業者の生活安定のための根本的対策として、その緊要性を認め、さきに提出した要望意見書のとおり、昨年七月、万場一致をもつて議決したものである。

しかるに、去る九月二日付農林省告示による禁止区域拡大の内容は、北海道議会が議決した案に較べ極めて後退したものであつて、最も遺憾とするところである。

よつて、政府におかれては、全道沿岸漁業者の要望である中型機船底曳網漁業の禁止区域の改訂について、すみやかに北海道議会が議決したとおりの措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農林大臣
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長
その他関係方面

各 通（行政庁以外は請願書として提出する。）

意見案第十一号

オホーツク海域におけるさけ・ます漁業の操業に
関する要望意見書

（昭和33・10・14原案可決）

・右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十四日

提出者

議員

時田政次郎

同

松平武一

同

沖野政雄

同

麻里常三

同

川端元治

同

川村清一

同

阿部英一

同

井野正揮

同

黒沢与衛作

同

岡田義雄

同

川瀬徳三郎

議長 荒 哲 夫

同

同

オホーツク海域におけるさけ・ます漁業の操業に
関する要望意見書

北海道の沿岸漁業者の生活安定を図るため、オホーツク海域の漁場を開放し、基地独航船によるさけ・ます漁業の操業ができるよう、すみやかに特段の措置を講ぜられたい。

（理由）

北海道近海における各種漁業の衰微は、近年頗るその度を加え、各種漁業の沖合化を自途とする施策が推進せられている現況に鑑み、北方海域漁業開発の一環として、オホーツク海域におけるさけ・ます漁業の操業は緊要なことであり、沿岸漁業者の最も希望しているところである。

よつて、政府におかれては、これら沿岸漁業者の熱望を容れ、オホーツク海域の漁場を開放し、沿岸漁業者のために基地独航によるさけ・ます漁業の操業を許可し、もつて、北海道漁業の振興と漁業者の生活安定を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農林大臣
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長
その他関係方面

各 通（行政庁以外は請願書として提出する。）

意見案第十二号

（昭和33・10・14原案可決）

北海道における太平洋岸十屯未満さけ・ます流網漁業の
操業に関する要望意見書

・右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十四日

提出者

議員

時田政次郎

同

松平武一

同

沖野政雄

参議院議長
その他関係方面

意見案第十三号

(昭和33・10・14原案可決)

北海道における治山事業拡充に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十四日

提出者

議員 河野 辰男

北海道における太平洋岸十屯未満さけ、ます流網漁業の
操業に関する要望意見書

北海道における沿岸零細漁業者の経営の合理化並びに生活の安定を図るため、
現在認められている東部太平洋岸における五屯以下のさけ、ます流網漁業の操業
を十屯未満まで引きあげるよう特段の配慮を願いたい。

(理由)

沿岸漁業者の生活の根拠は、地先海面における漁業にある。

しかるに、北海道沿岸における各種漁業の衰退は、近年頗るその度を加え、
漁家経済を極めて不安定な状態に陥し入れている現況である。

一方、北海道の太平洋岸海域における春さけ、ますの洄游状況は、ここ数年
来、相当の接岸をみているにもかかわらず大部分の沿岸漁業者は、これを漁獲
することができず、その前浜を通過するさけ、ますの魚群を徒らに傍観せざる
を得ない状態におかれている。

よつて、政府におかれては、沿岸漁業者の経営の合理化並びに生活の安定を
図るため、北海道の太平洋岸における五屯以下さけ、ます流網漁業の操業を十
屯未満まで引きあげるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒 哲 夫

内閣総理大臣

農 林 大 臣

水産庁 長 官

衆議院 議 長

各 通(行政庁以外には請願書として提出する。)

議 長

荒 哲 夫 殿

同 議員 山 元 三 男

同 同 五 藤 義 正

同 同 大 沢 重 太 郎

同 同 佐 野 衛 衛

同 同 福 島 新 太 郎

同 同 中 野 定 敏

同 同 岩 本 政 一

同 同 大 竹 幸 次 郎

同 同 渡 部 勇 雄

同 同 伊 藤 弘 弘

同 同 安 達 徳 太 郎

北海道における治山事業の拡充強化に関する要望意見書

北海道においては、戦時戦後を通じ山林の濫伐とこれに伴う河川の荒廃に加え、
特殊気象障害等により連年風水害を蒙り、その被害は極めて甚大なものがあり、
これが対策は寸刻を争う緊急時となっている実情にかんがみ、荒廃地復旧、防災
林の造成、林野砂防等一連の恒久治山対策を確立し、急速に治山事業の拡充強化
をはかられたい。

(理由)

北海道における風水害の被害は、連年各所に頻発し、その被害は極めて甚大
なるものがある。

これが原因としては、戦時戦後を通じ山林の濫伐と、これに伴う河川の荒廃

によるものであることは明らかであり、加えて四月の融雪災害の如き本道特殊の気象障害等が挙げられるが、特にこの傾向は、昭和二十九年十五号台風による風倒木被害以来益々その頻度を高めており、これが対策は寸刻を争う緊急事となっている。

よつて、政府においては、北海道総合開発の推進、寒地農業確立の見地からも極力災害復旧に努められるとともに荒廃地復旧、防風、防森林等防災林の拡充造成、林野砂防等一連の恒久治山対策を確立し、急速にこれら治山事業の拡充強化を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
林 野 庁 長 官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長
各 通（行政庁以外は請願書として提出する。）

意見案第十四号

（昭和33・10・15原案可決）

配給米消費者価格改訂に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月十五日

提出者

議員	二 瓶 栄 吾
同	坂 下 美 作
同	道 下 豊 夫
同	堀 野 正 誉
同	橋 本 貞 江
同	佐 久 間 由 一
同	児 玉 山 侃
同	舟 木 侃
議長	荒 哲 夫

配給米消費者価格改訂に関する要望意見書

現行の米の消費者配給価格は昨年九月各都道府県の生産消費等の実態により甲、乙、丙、丁の四地区に分けて決定され、本道は乙地として十疋八百五十円の価格が適用されているが、昭和三十三年米穀年度並びに三十四年米穀年度においては、生産地帯たる内地としての諸要素を完全に具備するに至つたので、消費者価格について再検討の上、これが改訂を実施されたい。

（理由）

本道における米の生産事情は、総合開発事業の進展に伴う水田面積の増加、地力の増強及び農業技術の向上、並びに優良品種の普及等により漸く安全の域に達し、自給態勢が確立されて来た。

即ち昭和三十三年産米については約四万トンの道外搬出余力を生じ、更に昭和三十三年産米については、三十二年産米の収穫を上廻り、道内自給は勿論約七万トンの搬出余力を見込まれ、受配事情についても東北、北陸の主要生産県並となり、また取引価格についても府県との対比等、三十一年産米（価格決定時）以前の状態とはその事情が一変しており、生産地としても全国的に上位に位する状況にある。

よつて、政府におかれては、地域区分について再検討の上、生産地並の価格適用が速やかに実施されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
食 糧 庁 長 官
衆議院議長
参議院議長
各 通（国会に対しては請願書として提出する。）

意見案第十五号

（昭和33・10・24原案可決）

講和条約発効前の駐留軍事故による被害者に対する補償措置に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

森川清

佐野 法 幸

昭和二十七年四月の講和条約発効前、駐留軍の交通、爆発事故その他の不法行為により死亡又は傷害によつて再起不能となつた犠牲者に対し、日米行政協定第十八条による補償基準に基く適正なる補償がなされるよう特別の措置を講ぜられたい。

昭和二十年十月北海道に進駐した駐留軍による交通、爆発事故、その他の不

が、これらの者に対しては当時僅少の見舞金が支払われたに過ぎず、しかも講和条約発効後における日米行政協定第十八条に基く補償の対象にならないため、その取扱いについて甚だしく差別を受けている実情である。

よつて、これら犠牲者及び遺族援護のため、政府においては、これらの被害
実態調査を迅速確実に実施するとともに、日米行政協定第十八条による補償基
準に基く適正なる補償がなされるよう特別の措置を講ぜられるよう強く要望す
るものである。

北海道議会議長 荒 哲 夫

(昭和33・10・24原案可決)

右別紙案文のとおり提出する。

議員 大島 三郎

本道の函館地区は、近年における産業経済の沈滞不振に加え凶漁凶作等により失業者は益々増加の一途を辿り、現下の雇用情勢よりしてその就業は極めて困難となつてきている実情に鑑み、これが対策の万全を期するため、すみやかに当該地区を失業者多発地域に指定の上、国費事業を優先的に実施されるよう措置されたい。

近年における景気後退の影響は全国的な各種企業の縮小、閉鎖等のうれうべき事態を招来せしめたが、本道の函館地区特に函館市においてはその影響甚だ

しく加えて地域一帯の打続く凶漁凶作等による雇用情勢の悪化により、失業者の数は増加の一途を辿り、ついに全国屈指の失業者多発地域となるに至った。

即ち、昭和二十九年当初の二千六百余名に対し、本年九月末においては四千八百余名と僅か四カ年間に約二倍に近い激増を示し、更に本年度末には五千名を超えることが予想されているものである。

しかし、これが対策としては関係機関、業界の真剣なる努力にもかかわらず民間求人開拓は景気不況の影響をうけ民間吸収の増大化はおろか、現在の雇用量の維持すらも困難な状態にあり、更に極度に逼迫した地方財政による失業者に対する救済もすでに限度に達し、その前途は真に暗胆たるものがあり、この際早急に適正な措置を講じ、失業者の生活安定をはかることが必要である。

よつて、国においては失業対策の万全を期するため、すみやかに函館地区を失業者多発地域に指定の上この地区に国費事業を優先的に実施されるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
労働大臣
大蔵大臣
建設大臣
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十七号

（昭和33・10・24原案可決）

北海道における冬季道路交通確保に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月二十三日

提出者

議員

高 橋 石 松
佐 々 木 利 雄
遠 藤 英 吉

同

同

議長 荒 哲 夫 殿

北海道における冬季道路交通確保に関する要望意見書

北海道における冬季道路交通の確保を図り、陸上輸送の増大を期するため、雪害道路事業費枠の拡大と地方道の除雪事業に対する国庫補助を確実に実施されたい。

（理由）

北海道における道路は、半歳にわたる冬季積雪寒冷の特殊条件下にあるため、その大部分が機能を喪失し、更に融雪期における路盤の凍上による破壊的損傷により近時飛躍的に増大しつつある交通輸送量の需要に重大な支障を来した産業経済の進展はもとより文化の向上にも甚大なる影響を与え、開発を著るしく渋滞せしめている。

しかし、近時国においては、道路整備五カ年計画の策定、雪害道路法の制定等により、陸上輸送の飛躍的増大を期しつつあるが、現下における道路整備五カ年計画は総額九千億円であつて、このうち雪害道路事業費は僅かに百十二億円という極めて小規模なものであり、現下の道路輸送のすう勢に対処するにはなお過少と認められ、また、地方道の除雪事業に対する国庫補助については、雪害道路法に規定しあるにも拘らず現在まで皆無の状態で今日に至つてのこととは、本道の道路整備計画遂行上重大なる蹉跌を生ずることが憂慮される。

よつて、国においては雪害道路事業費枠の拡大と地方道の除雪事業に対する国庫補助を確実に実施せられ、冬季道路交通の確保を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（国会に対しては請願書として提出する。）

意見案第十八号

北海道における治水事業促進に関する要望意見書

（昭和33・10・24原案可決）

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十月二十三日

提出者

議員

高橋 石松
佐々木 利雄
遠藤 英吉
窪田 長松
大石 利雄
川口 常一
糸川 章夫
齊藤 正志
杉本 栄一
黒松 秀夫
西島 順三

議長 荒 哲 夫 殿

北海道における治水事業促進に関する要望意見書

北海道における治水事業の積極的促進を図り、諸産業の伸展道民生活の安定向上を期するため、治水事業費の増額及び国庫補助率の引き上げ等の措置を講ぜられたい。

（理由）

北海道における河川改修は、他府県に比しその歴史は日尙浅く、ために現在大小二千三百余河川のうちほとんどの河川は未改修の原始河川であり、加うる

に、戦時戦後の濫伐による森林の荒廃及び海岸侵蝕等の影響を受け、融雪出水等における被害は年々増大している現況に鑑み、これが治水対策は焦眉の急務とされている。

しかして、本道は開発途上にあるため、各種事業実施による経費の増嵩出費等によりこれが治水事業に対する財政投資は容易ならざるものがあつて、誠に憂慮に堪えない実情にある。

よつて、国においては、国費投入による治水事業の積極的な促進を図り、諸産業の伸展、道民生活の安定向上を期するため、治水事業費の増額並びに国庫補助率の引き上げ等の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（国会に対しては請願書として提出する。）

各派交渉会

○九月二十五日

午前十一時四十八分、各派交渉室において開議、午後七時十六分散会。

① 第三回定例道議会の運営について協議、本日の議事は、日程第一会議録署名議員の指定の後、補欠議員佐野法幸君、藤枝義見君を紹介、日程第二は議席の一部変更と補欠議員の議席指定、日程第三は補欠議員の常任委員選任、日程第四は会期決定の件、日程第五は議

案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第八号及び第十三号の提出議案に対する知事の提案説明を聴取することに決定。

② 故西川議員（自民）の追悼演説を堀議員（社）が行うこととし、会期を十月八日まで十四日間に決定、議案調査の休会は九月三十日まで五日間、十月一日再開することに決した。

③ 先議を要する議案第三十九号は委員会において事前審議を行い委員会付託を省略の後議決することに決定。

④ 林議員（自民）より通告の「王子製紙苦小牧工場労働争議に関する治安その他の諸問題」に関する緊急質問及び新川議員（社）より通告の「王子製紙苦小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入」に関する緊急質問の取扱いについて協議、まず緊急質問通告の時期については議会が招集告示された日から受付けることを了承、本日举行緊急質問の時期並びに議案第三十九号の取扱いについては各会派において協議することとし、午後零時三十七分休憩、午後一時四十一分再開。

⑤ 緊急質問の時期については知事の提案説明を聴取の後行うことに決定、追加日程として取扱うこととした。

⑥ 代表質疑の順位は社会、自民、協同の順に行うことに決定、十月一日の代表質問について午後一時三十分より三時間の予定でNHKテレビの実況放送申し入れを了承して、午後一時四十七分休憩、午後六時五十分再開。

⑦ 新川議員（社）の「王子製紙苦小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入」に関する質疑中不穏当な言辞があるとしてその部分を削除する問題について協議、協議調わないので暫時休憩の後、午後七時十五分再開。

⑧ 言論の自由を尊重することとして削除しないことを了承、以後の議事は休会を決めて散会することとした。

○十月一日 午後零時二十分、各派交渉室において開議、午後一時二十二分散会。

① 川村議員（社）及び深山議員（自民）より通告の「台風二十二号による災害対策」に関する緊急質問の取扱いについて協議の後、これを許可することに決定。

② 請願第六百二十六号を日程に追加してこれを総合開発特別委員会に付託することに決定、代表質疑を津川（社）川口（自民）二瓶（協ク）議員の順序にて行うこととした。

○十月二日 午後零時十八分、各派交渉室において開議、午後四時三十分散会。

① 本日の議事は、代表質疑を続行して二瓶議員（協ク）が行うこととし、一般質疑の通告を本日中に提出することを了承して、午後零時二十六分休憩、午後四時三十一分再開。

② 一般質疑は糸川議員（社）より順次行うこととし、本日は一人のみ行うことに決定、明日は定数があり次第本会議を開き一般質疑を続行することを了承。

○十月三日 午後一時四十七分、各派交渉室において開議、午後一時五十一分散会。

本日の議事は一般質疑を続行、明日中に一般質疑を終了することを目的において議事を取進めるとし、終了の場合は予算特別委員会を設置、その構成は社会八、自民七、協ク二の割り振りで十七名とすることに決定、予算特別委員の人選を各会派において行つてもらうこととした。

○十月四日 午前十一時二十二分、各派交渉室において開議、午後二時四十七分散会。

① 昨日林議員（自民）が行った一般質疑の答弁洩れに対する再質疑を認めるかどうかについて協議したが、協議が調わないので午前十一時四十四分一旦休憩、午後二時二十五分再開。

② 林議員（自民）の再質疑の問題について協議、暫時休憩の後、林議員（自民）の再質疑は前例としないということで一回だけ許可することに決定、意見案第一号（寒地農業振興確立に関する特別立法の実現要望書）及び意見案第二号（農家負債整理に関する特別立法の実現要望意見書）を本日議決することとした。

○十月六日 午前十一時、各派交渉室において開議、午前十一時六分散会。

① 議事日程の取扱いについて協議、一般質疑が本日中午に終了するので各会派の予算特別委員を本日昼まで提出することを了承、会期を十一日まで三日間延長することに決定、次に議案第五十二号（北海道収用委員会委員の選任につき同意を求める件）を本日議決するので各会派において協議願うこととした。

② 休会は十月七日より三日間とし、十日再開することに決定、各委員会に対する議案の付託は、配付の付託一覧表のとおり付託することに決した。

○十月十日 午後二時二十五分、各派交渉室において開議、午後二時四十四分散会。

① 本日の議事は、日程第一追加議案第五十四号について提案説明を省略して直ちに総務委員会に付託、次に松尾議員（自民）より通告の序内における選挙用ポスターともくされるビラの掲示と綱紀肅正に関する緊急質問の取扱いについて協議、暫時休憩の後、午後二時四十三分再開。

② 松尾議員の緊急質問を許可することに決定。

○十月十一日 午後二時二十八分、各派交渉室において開議、午後二時三十八分散会。

① 会期の延長について協議の後、会期を十月十五日まで四日間延長を議決、十月十三日は休会することに決定。

② 意見案第三号ないし第九号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決することに決定。

○十月十四日 午後二時十七分、各派交渉室において開議、午後二時十八分散会。

本日の議事は、意見案第十号ないし第十三号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決することに決定。

○十月十五日 午後二時十分、各派交渉室において開議、午後二時三十分散会。

① 会期の延長について協議、会期を十月十六日より十八日まで三日間延長することに決定、意見案第十四号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略の後議決することとし、中山議員（自民）より通告の地公法違反ともくされる道職員並びに教職員の政治活動に関する緊急質問の取扱いについて協議のため、午後二時二十四分一旦休憩、午後二時二十九分再開。

② 中山議員の緊急質問を許可することに決定、十月十六日は休会とし、十七、十八の両日は本会議をもつことに決した。

○十月十七日 午後二時二十八分、各派交渉室において開議、午後二時三十一分散会。

本日の議事日程について協議、日程第一は各委員会付託案件について各常任委員長より報告の後議決すること、日程第二は請願、陳

情審査の件で委員長報告を省略して報告のとおり議決することに決定。

○十月十八日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後二時五十分散会。

会期の延長について協議の後、委員会付託案件審査のため、会期を十月十九日より二十四日まで六日間延長することに決定、十九、二十日の二日間を休会して二十一日本会議をもつことに決した。

○十月二十一日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後二時三十八分散会。

本日の議事運営について協議、予算委員会付託案件審査のため明十月二十二日は休会とし、二十三日再開することとし、本日はこの程度で散会することに決定。

○十月二十三日 午後四時五十五分、各派交渉室において開議、午後一時三十五分散会。

① 本日の議事は人事関係の追加議案第五十五号ないし第五十九号について提案説明を聴取の後、質疑並びに委員会付託を省略して即決すること、日程第二は議案第一号ないし第二十三号、報告第二号及び第三号について予算委員長の報告、日程第三は決議案第一号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略の後議決すること、日程第四は決議案第二号（北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員会設置に関する決議）を議決すること、日程第五は意見案第十五号ないし第十八号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決すること、日程第六は請願、陳情審査の件とし委員長報告を省略して報告のとおり決定、以上の順序にて取進めることとし、決議案第二号の趣旨弁明は中山議員（自民）質疑者は高田議員（社）賛成討

論は西野議員（自民）黒松議員（協ク）、反対討論は大石議員（社）が行い採決は起立の方法によることに決定、決議案第二号による特別委員会委員選任の件は開会のとしまでに議長に報告することを了承して、午後五時四十五分一旦休憩、午後九時五十分再開。

② 日程の順序について協議が調わないので暫時休憩の後、午後十時五十分再開。

③ 日程の順序について意見がまとまらないので暫時休憩の後、午後十一時二十八分再開。

④ 最初の日程どおり行うことに決定、請願、陳情の閉会中継続審査及び閉会中事務継続調査の件は各常任委員長申し出のとおり承認議決することを了承、会議時間の関係上本日は直ちに散会し明日は特に会議時刻を午前零時五分に繰り上げて開議することとした。

○十月二十四日 午前五時二十五分、各派交渉室において開議、午後九時四十四分散会。

① 水産委員会付託議案審査のため、午後二時に交渉会を再開することにして、午前五時二十六分休憩、午後二時四十五分再開。

② 水産委員会付託の議案審査が終らないので取あえず時間延長のみ行うこととして、午後二時四十八分休憩、午後九時四十二分再開。

③ 本日の議事は、水産委員会付託議案第三十五号を議決して閉会することに決定。

常任委員会

総務委員会

○十月七日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後零時四

十五分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

① 議案第二十四号（道職員宿舍の賃貸に関する予算外義務負担の議決変更に関する件）、第二十八号（北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、第二十九号（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、第三十二号（北海道恩給条例臨時特例の一部を改正する条例制定の件）、第三十三号（北海道議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、第三十八号（北海道有財産条例の一部を改正する条例制定の件）、第四十一号（北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件）、第四十六号（公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件）、第四十七号（公有水面埋立地を岩内郡岩内町の区域に編入するの件）、第四十八号（公有水面埋立地を余市郡余市町の区域に編入するの件）、第四十九号（公有水面埋立地を斜里郡斜里町の区域に編入するの件）、第五十号（財産取得に関する件）を一括議題に供し、井口委員（社）より、議案第三十三号の提案理由及びこれにより電気料金に影響するかどうかについて質疑、総務部長より答弁の後、異議なくいずれも原案可決に決定。

② 議案第四十四号（物品の購買契約の締結に関する件）を議題に供

し、異議なく同意議決に決定。

③ 報告第四号（専決処分報告の件）、第五号（専決処分報告の件）、第七号（専決処分報告の件）を一括議題に供し、異議なく承認議決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第六〇八号 料理店貸席等営業時間改正の件 （不採扱）

陳情

第一〇五二号 北海道大学教育学部附属産業教育計画研究室設置

要請の件 （採扱）

本件については意見書として提出することに決定。

第九〇一号 東利尻村に町制施行の件 （保留）

第一〇〇七号 青少年不良化防止対策の件 （保留）

第一〇三三号 池田町高島利別巡査駐在所建物の寄付採納の件 （採扱）

第一〇六二号 杏形警部補派出所新築の件 （採扱）

一般議事

総務部長より、豊平町真駒内米軍接收地のうち道に返還された土地処分総合利用計画について説明を聴取、井口委員（社）より、警察学校用地のみ確定しているというが北海学園の用地、赤十字その他二、三の問題について要望をきいているがこれとの関連についてのようか考慮しているか、また伊藤（作）委員（自民）より、北海学園が最初より奥の方を要望しているのは区域内の奥の方をいつているのかどうか、堀委員（社）より、大きい財産をどうするかを考え方が問題になるが議案第五十五号（財産取得に関する件）との関連はないのか、警察学校だけでなく他のものもかためて提案してはどうか、委員長より、警察学校用地を特に急ぐ理由、佐野委員（社）より、都市計画との打合せはすんでいるのかどうか等について

それぞれ質疑があり、総務部長より答弁があつた。

○十月十日 午後二時六分、議長副室において開議、午後二時二十一分

散会、委員長 森川 清(社)

一般議事

① 泉谷副委員長(自民) 辞任の件を議題に供し、異議なくこれを許可することに決定、ついで副委員長との互選について諮り、伊藤(作)委員(自民)より、指名推進の方法により西野委員(自民)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 財政課長より、追加提出議案については説明を聴取の後、委員長より、町制施行に関する現地調査については議会の進捗状況とにらみ合せ適当な時期にその日程を協議したい旨を述べた。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

千島函舞諸島居住者連盟に対し道費補助の件

理事長 高 城 重 吉

○十月十四日 午後一時四十八分、各派交渉室において開議、午後一時

五十二分散会、委員長 森川 清(社)

付託案件の審査

議案第五十四号(財産取得に関する件)を議題とし、管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

道内町制施行調査その他中央折衝等については本会期中更に委員会を開いて決定することとした。

○十月二十一日 午後一時四十分、第三委員室において開議、午後二時三分散会、委員長 森川 清(社)

一般議事

① かねて検討中の講和条約発効前の駐留軍事故による被害者に対する補償措置に関する要望意見書について配付の文案により上程することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に本意見案並びに石炭手当増額に関する中央折衝及び町制施行関係の道内調査について諮り、暫時休憩(休憩中協議)の後、午後二時再開。

② 中央折衝派遣委員の選任は委員長一任とすることとし、派遣期間は十月二十六日より十一月三日まで九日間に決定、道内調査の派遣委員は第一班委員長及び伊藤(作)(自民)泉谷(自民)井口(社)各委員とし、出発は十一月十日、第二班は西野(自民)佐野(社)岡林(社)各委員とし出発は十一月三日とすることに決定。

③ 請願、陳情審査については閉会中継続審査とすることに決定。

厚生委員会

○十月十日 午後三時三十分、第二委員室において開議、午後四時四十

五分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

付託案件の審査

議案第四十号(北海道立社会福祉館使用条例の一部を改正する条例制定の件)を議題とし、社会課長より説明を聴取の後、和平委員(社)より、使用料に關し他職員会館等との比較状況について、高田委員(社)より、使用料に關し社会事業関係者とその他一般者の区分問題について、それぞれ質疑及び意見があり、民生部長、社会課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請 願

第五七一号 琴似町敬老会館建築に対し助成の件 (継続審査)

陳 情

第九九八号 夕張市鹿島地区にし尿消化そう設置の件

〇十月十日 午後一時二十分、第一委員室において開議、午後二時三十分散会、委員長 大島三郎 (自民)

商工労働委員会

付託案件の審査

第一、〇一一号 北海道飼犬管理条例設定の件 (採 択)
第一、〇三五号 保健所医師の待遇改善実施の件 (採 択)
第一、〇四八号 三笠市し尿処理施設に対し国庫補助等要望の件 (採 択)

第一、〇六四号 し尿消化そう建設に対する国庫補助並びに起債

増額の件 (採 択)

第一、〇七〇号 台風二十二号による三石隔離病舎復旧に対し道

費補助の件 (採 択)

第一、〇七一号 台風二十二号による日高支庁管内災害に対する

援護の件 (採 択)

第一、〇七六号 様似町における台風二十二号災害に対し援護の件 (採 択)

し尿処理施設に対する国庫補助並びに起債増額に関する意見書案を別紙案文により提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、中央折衝委員及び日程等については委員長に一任した。

一般 議 事

① 生活保護施設及び児童福祉施設事務費基準改訂等に関する中央折衝の経過及び結果について派遣委員より書面による報告があり、ついで委員長より、補足報告。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道飼犬管理条例設定方について

全通信労働組合北海道地方本部執行委員長

八分散会、委員長 大島三郎 (自民)

① 議案第三十六号 (北海道駐留軍関係離職者等対策協議会条例制定の件)を議題とし、渉外労務対策室長より説明を聴取の後、山内委員(社)より、専門部会の委員は協議会の委員とは別個に委嘱することになるのかどうか(関連して、村本副委員長(社)及び山本(自民)新川(社)宮坂(自民)秋山(協ク)中野(与)(社)各委員より、質疑及び意見があり)、予算の使用方法等について、中野(与)委員(社)より、協議会に対する国費補助の基準について、新川委員(社)より、専門部会の決議は専門委員を含めてやるのかどうかについて、それぞれ質疑及び意見があり、労働部長、渉外労務対策室長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第二十五号(夕張川二股発電所の水庄鉄管購入及びすえ付工事に関する予算外義務負担に関する件)を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第四十三号(鷹泊発電所電力受給契約の締結に関する件)を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、山内委員(社)より、契約金額の当初との比較差について質疑があり、資源課長より答弁の後、異議なく同意議決に決定。

④ 議案第四十五号(特別減価償却の実施に関する件)を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、山本委員(自民)より、三年後にはコストが下り電気料の計算は安くなる、この場合電力会社に対して安く売電しなければならないがこの点に対する見解について質疑、資源課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 報告第十三号（昭和三十二年北海道夕張川二股発電所建設事業会計決算に関する件）を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、異議なく認定議決に決定。

請願、陳情の審査

陳情

第一、〇〇三号 三笠市に公共安定職業機関設置の件

（採 択）

その他の請願、陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 山内委員（社）より、日本硫鉄精進川鉱業所の再建見通し及び従業員の救済対策について質疑があり、労働部長、商務課長、資源課長より答弁、ついで宮坂委員（自民）より、雑穀の一元集荷は業者の死活問題となるが商工部の見解はどうかと質疑があり、商務課長より答弁。

② 王子争議早期解決促進の件を事務調査案件として承認方要求することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次の通り。

① 農業労働者の失業保険適用復活について

北海道農業労働者受入中央協議会委員長

桶谷利男

② 三笠市に公共職業安定所の業務機関設置について

三笠市代表 和平千治

○十月十八日 午後一時三十五分、第一委員室において開議、午後三時

二十三分散会、委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

第六四三号 失対事業賃金値上げ等要望の件 （採 択）

陳情

第一、〇六七号 台風二十二号による日高支庁管内災害復旧資金

に対する融資促進の件 （採 択）

第一、〇八四号 様似町における台風二十二号災害に対し失対事

業増枠の件 （採 択）

第一、〇八七号 農業労働者に対し失業保険適用の件

（採 択）

第一、〇八八号 函館市を失業者多発地域に指定の件

（採 択）

一般議事

① 委員長より、日本硫鉄精進川鉱業所の再建計画及び従業員の生活状況並びに幌延炭業株式会社従業員の窮状について説明を求め、労働部長、資源課長より説明を聴取、ついで山内委員（社）より、日本硫鉄に対する企業診断実施状況及び勸業銀行との融資交渉経過について、村本副委員長（社）より、幌延炭業の再建見込み及び未払賃金はどうなっているか、関連して今後更にこのようなケースが他中小炭鉱より出てくるのではないか等について、中野（与）委員（社）より、日本硫鉄従業員の生活確保の見通しについて、それぞれ質疑があり、商工部長、労働部長より答弁。

② 委員長より、王子争議のその後の経過及び関連産業への影響について説明を求め、労働部長より説明を聴取の後午後二時四十八分一旦休憩、午後三時三十分再開の後解決促進のため決議案を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、文案は委員長に一任、次に函館市を失業者多発地域に指定の件について意見書案を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、文案は委員長に一任、中央折衝派遣は二班編成とし派遣委員については各党において相談の上委員長に報告することとした。

③ 北海道信用保証協会業務審議委員会委員の推せんについて諮り、

委員は三名であり委員長の外二名については各党において一名ずつ選出し、これを委員長に報告することとした。

農務委員会

○十月四日 午前十一時七分、第三委員室において開議、午前十一時四十五分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

一般議事

① 委員長より、寒地農業確立並びに農家負債整理の二特別立法問題について総合開発委員長、農地開拓委員長並びに理事者と協議の結果早速に中央に対し働きかける必要があるとのことで農民二十四団体及び理事者側と一体となり明後六日に中央関係方面に対し再度陳情を行うこととなったことを述べた後、本委員会も同一行動をとることにについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで派遣委員は坂下副委員長（社）派遣期間は五日より三日間（往復空路）と決した後、委員長より、中央に提出する意見書については目下総合開発特別委員会において案を検討中であり、本日の本会議において議決の上持参する予定なので了承を願いたいと述べた。

② 知事より議長あてに依頼のあつた畜産振興審議会委員の推せん（正副委員長外二名）について諮り、道下委員（社）より意見もあつて正副委員長の他は社会、自民両党より一名ずつ出すこととし、ついで各党間で協議の後、正副委員長及び児玉（自民）橋本（正）（社）各委員を推せんすることに異議なく決定。

③ 坂下副委員長（社）より、牛乳共販問題の見通しについて質疑があり、農務部長より答弁、ついで委員長より、早速に結論を出すよ

う努力してほしいと要望があつた後坂下副委員長（社）より、天北地帯等の現在残つているところは政治問題化している事態である、農業共済資金保証協会より組合はどの程度恩恵を受けているか、低位な生産地帯で保険金を掛けられない処については町村は勿論組合の段階において信連は相手にしてくれない状況とのことであるが系統金融はもう少し熱を入れてくれる必要があると思う、この点について道のテコ入れが必要と思うがどう考えているか関連して今後努力されたいこと等について質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課共済組合係長より答弁、ついで坂下副委員長（社）より、農業共済資金貸付金の地帯別配分状況について資料提出方の要望があり、農務部長これを了承。

○十月十日 午前十時四十二分、第三委員室において開議、午前十一時三十五分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

付託案件の審査

① 議案第二十六号（有畜農家創設特別措置法に基く有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件）を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 報告第一号（専決処分報告の件——ジャージ種雌牛導入に伴う予算外義務負担の件）を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、異議なく承認議決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第一六六号 後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件

（継続審査）

第三六五号 北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件

（継続審査）

第四一九号 北空知地区に道立北空知水稻試験所設置の件

第四二二号 北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件 (継続審査)

第六〇一号 後志管内傾斜地営農確立対策の件 (継続審査)

第六〇二号 後志管内家畜保健衛生所の増設並びに充実の件 (継続審査)

第六一一号 岩手園芸試験地の施設整備の件 (継続審査)

第六一二号 後志管内畜産振興対策の件 (継続審査)

第六一三号 後志管内農業改良普及所運営費の増額並びに普及員増員の件 (継続審査)

第六一四号 後志管内農畜産物の消流安定対策促進の件 (継続審査)

第六一五号 後志管内果樹園芸振興対策の件 (継続審査)

第六三九号 国立農業試験場畑作物並びに道立農業試験場十勝支場の施設整備促進の件 (採 択)

陳 情

第六四五号 濃霧地帯農業試験場設置の件 (継続審査)

第六六一号 空知園芸試験地設置の件 (継続審査)

第九二三号 道農試渡島支場に傾斜地利用による果樹園増設の件 (三十件併合) (継続審査)

第一、〇〇一号 旭川市に道立園芸試験場設置の件 (継続審査)

第一、〇三〇号 青果物消流対策の件 (採 択)

第一、〇三一号 滝川市にそ菜園芸試験場設置の件 (継続審査)

第一、〇四〇号 網走管内甜菜原料集荷区域再配分の件 (継続審査)

第一、〇四一号 集約酪農地域建設事業促進並びに乳価安定対策の件 (採 択)

第一、〇四二号 豆類価格安定対策の件 (採 択)

第一、〇五一号 共同集乳組織整備促進の件 (採 択)

一 般 議 事

① 過日行つた酪農振興安定恒久対策樹立、ばれいしよ澱粉買上げ、寒冷地農業振興対策等に関する中央折衝経過及び道内農務事情視察の経過について派遣委員より書面による報告があり、これを了承の後、寒地農業確立及び農家負債整理の二特別立法問題に関する中央折衝の経過について報告を聴取することとし、当委員会より派遣の坂下副委員長(社)は事故により欠席のため総合開発委員会から派遣の道下委員(社)より報告、ついで農務部長よりその後入つた情報について説明を聴取の後、橋本(正)委員(社)より、自民党内の調整については現在行つているのか、またはこれから行うのか、農林省は熱意がないように思うこと等について、道下委員(社)より、政府は今国会に提案する意思がないことははっきりしているが自社両党の道選出代議士が熱意をもつておりこの際提案だけでもしてもらふよう全力を尽してもらふより外ないことについて質疑及び意見があり、また委員長より、中央の情勢を速かに把握し、本道の各団体がまちまちの運動をせず一体となつて強力にこの問題にあたるよう態勢を整えてもらいたいと要望、なお法案中の温度については積算温度でなく一日の温度が五度以内の時が百八十日ある処となつている点について説明があり、農務部長よりそれぞれ答弁、ついで橋本(正)委員(社)より、寒地農業確立特別立法については重要な段階に来ており、当委員会でも全力をもつてこの実現に努力する必要がある、委員長においては部長と充分連絡をとり善処されたいと要望があり、委員長より必要な際は何時でも連絡をとり中央折衝を行えるよう当委員会の体制を整えておくことに決めておいてよいかと語り、異議なくそのことに決し、中央折衝の実施については委員長に一任することとした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

てん菜糖工場の増設に伴う原料作付面積について善処方
経済連会長及び北農中央会会長

○十月十四日 午後二時二十五分、第三委員室において開議、午後二時

四十分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

一般議事

① 先般総合開発調査特別委員会より提案議決された農家負債整理及び寒地農業確立の二特別立法問題に関する意見書に関連する別紙資料「北海道における農家負債について」について農政課長、農政課金融係長より説明を聴取の後、橋本（正）委員（社）より意見があつて異議なくこれを承認（寒地農業確立対策合同小委員会は昨日承認、総合開発調査特別委員会は本日承認の予定）。

② 委員長より、配給米消費者価格改訂に関する意見書案を別紙内容により提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお字句の不適當なものについては事務当局で検討の上訂正することとした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

乳価安定恒久対策並びに共同集乳組織整備促進について

北連牛乳委員会代表

① 議案第二十七号（日本道路公団の道道路線における渡船運営に関する予算外義務負担の件）を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十二号（工事請負契約の締結に関する件）を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく同意議決に決定。

③ 議案第五十一号（北海道営社会福祉住宅の維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件）を議題とし、建築部長より説明を聴取、ついで佐々木委員（自民）より、件名訂正（協議という字句を省く）について意見があり、住宅課長より、財政課と協議の上適當な措置をとるとの答弁があつた後、異議なく原案可決に決定。

④ 報告第八号（工事請負契約の締結に関する件）を議題とし、建築部長より、説明を聴取の後、異議なく承認議決に決定。

一般議事

① 土木部長及び建築部長より、昭和三十四年度建設関係国費予算に關し中央折衝を必要とする項目等について説明あわせて協力方要請があつた後、中央折衝の方法及び派遣委員について諮り、西島（自民）大石（社）佐々木（自民）各委員より、それぞれ意見があつた後、三班に分けて行うこととし、派遣委員については副委員長に一人することとした。

② 付託請願、陳情の審査については今後付託されるものも含めて閉会中継続審査とすることに決定。

建設委員会

○十月十日 午後一時五十分、第二委員室において開議、午後二時二十

五分散会、委員長事故のための副委員長 高橋石松（協ク）

付託案件の審査

一般議事

（協ク）

○十月二十三日 午後二時二十五分、第一委員室において開議、午後二

時五十分散会、委員長事故のため副委員長 高橋石松

① 北海道における治水事業促進に関する要望意見書及び北海道における冬季道路交通確保に関する要望意見書を別紙案文のとおり提出

農地開拓委員会

することについて諮り、ついで佐々木委員（自民）より、治水事業費の増額及び国庫補助率の引上げについてはどちらに重点を置いて折衝するつもりかと質疑、河川課次長より答弁の後、異議なく原案のとおり提出することに決定。

② 昭和三十四年度建設関係予算折衝及び建築部所管道内視察の派遣期日と派遣委員について諮り、一旦休憩の後次のとおり決定。

一 予算折衝

(一) 河川、都市計画、災害関係 十一月四日より十一日までの八日

間高橋（石）副委員長（協ク）及び

黒松（協ク）遠藤（社）窪田（社）

佐々木（自民）各委員

(二) 住宅関係 十一月九日より十六日までの八日

間大石（社）川口（自民）糸川（社）各委員

(三) 道路、港湾関係 十一月十六日より二十三日までの八日

間杉本（自民）齋藤（社）西島（自民）各委員

二 住宅事情及び道営建造物建築状況視察

(一) 道北班 十一月四日より七日まで四日間川口（自民）糸川（社）西島（自民）大石（社）齋藤（社）各委員

(二) 道南班 十一月十七日より二十日までの四日間高橋（石）副委員長（協ク）及び黒松（協ク）窪田（社）遠藤（社）佐々木（自民）各委員

○十月二日 午後三時二十五分、第三委員室において開議、午後三時四十分散会、委員長 笠井幸衛（社）

委員長より、新委員藤枝義見君（自民）を紹介し、同委員より挨拶があつた。

副委員長の互選

一般議事

① 委員長より、開拓林野両行政調整に関する小委員会の調査経過並びに結果について報告を求め、朝日委員（協ク）より、足寄町大土地地区については「酪農を主体とした農家経営とし、買収の対象とするが土地利用効率性に適合した開拓計画をたてるべきである。」、上川町白川地区については「すでに買収が決定したところであるが、酪農を主体とし林業を加味した農家経営とするよう計画の面で話し合うべきである。」、愛別村愛山地区については「開墾遅延ははなはば遺憾である、速かに最終年度までに開墾を完了するよう行政措置を講ずべきである。』とし、以上に基き今後は農地開拓、林務両部は相互の協力により行政の円滑を図るよう要望したこと等について報告があり、異議なくこれを了承。

② 委員長より、寒地農業振興確立に関する特別立法制定促進について農務委員長から両委員会での気をついたことを総合開発調査特別委員会に申入れてはどうかとのことであつたがこのことについては委員長に一任されたいと述べ、各委員これを了承。

③ 委員長より、本議案に不振土地改良区振興対策、自作農創設資金の増枠等に関する意見書を提出したいことを述べた後、原案は委員長が副委員長と相談の上作成し、これを委員会で審議の上提出することとした、ついで朝日委員（協ク）より、不振土地改良区振興対策について道は積極的に更生計画を進めるべきであると述べた後、委員長より、明日の小委員会では充分検討されたいと要望。

④ 付託請願、陳情の審査については都合により次回に持越しことに決定。

○十月三日 午後一時三十七分、第三委員室において不振土地改良区振興対策小委員会を開議、午後二時三十三分散会、小委員長

宮北三七郎（社）

小委員長より、九月九日から十三日まで五日間にわたり行った現地調査の経過について報告の後、本件に対するその後の作業状況、地区との打合せ状況等について質疑、総務課長より答弁、ついで岩田委員（自民）より、石狩志美、森、長万部栄原、白老、苫小牧樽前、三和の六地区を中心に取上げることが良いのではないかと、また当面の問題としては金融措置に重点をおいて取運んではどうかと意見があつた後、この六地区を対象とすることとし、ついで朝日委員（協ク）より、不振地区の更生には特殊の計画が必要である、借金の返済ができない現状であるので金融措置が重要であることについて、岩田委員（自民）より、農民、農協、町の三者は一体になつていない、そのしわよせが道にきている、道は三者が一体となつて良い更生計画を作るよう指導すべきである借金処理については棒引きにするものもよいが更生計画により支払能力をみて返済延期等の措置をとることがよいと思うこと等について、増田委員（社）より、更生計画樹立については関係者の会合もなかなかむずかしい段階にあり、道としては案を持つて行つて呼びかける等よほどの積極性を必要とすること等について、それぞれ意見があつた後、小委員長より

り、更生計画は地元ではなかなか決めれない状況にあるが道において地区別、個人別類型を作らせており、農林中金に対してはその点から折衝してはどうかと述べ、ついで岩田委員（自民）より、その線で進めることがよい、更生計画は樹立しつつあるので督促はしばらく待つてほしいという要望でよいと思うとの意見があつた後、本日小委員長が中金支店長と話合うこととした。

○十月十日 午後一時三十七分、第三委員室において開議、午後四時三十五分散会、委員長 笠井幸衛（社）

付託案件の審査

議案第三十七号（北海道立拓殖実習場種畜使用料条例制定の件）を議題とし、農地開拓部長及び開拓経営課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第三五三号 農林省十勝種畜場を入植地として開放の件（継続審査）

第四三四号 千歳町所在買収土地返還の件（不採択）

第四八七号 浜益村所在国有未墾地払下げの件（採択）

第五〇二号 北竜村字美葉牛開拓適地買収及び小豆沢農業用溜池新設の件（採択）

第五九四号 後志管内不振地区に対する転石除去工実施の件（採択）

第五九五号 後志管内開拓不振地区（旭台地区）に対し水道工事早期実施の件（採択）

第五九六号 傾斜地における農耕地保全工実施の件（採択）

第五九七号 凶漁対策土地改良事業の補助率引き上げの件（採択）

第六〇五号 羊蹄山ろく農耕地帯石礫除去事業推進の件 (継続審査)
(採 択)

第六〇六号 三和村月越地区開発促進の件 (採 択)
(採 択)

第六〇九号 後志管内開拓宮農振興対策の件 (採 択)
(採 択)

第六二八号 大野平野総合かんがい排水事業促進の件 (採 択)
(採 択)

第六三一号 北松山地域総合かんがい排水事業早期実施の件 (採 択)
(採 択)

第六三二号 利別川流域第二次土地改良工事実施の件 (採 択)
(採 択)

第六三三号 今金町メツブ川流域かんがい事業実施の件 (採 択)
(採 択)

第六三五号 上の国土土地改良区経営改善等要望の件 (継続審査)
(採 択)

第六三六号 道営天の川地区かんがい排水事業実施の件 (採 択)
(採 択)

第六四〇号 由仁町の泥炭客土事業に対し道費補助の件 (採 択)
(採 択)

陳 情

第三五四号 開拓林野行政の調整に関する件 (継続審査)
(採 択)

第六一五号 開拓林地調整の件 (継続審査)
(採 択)

第七八四号 林地を農耕地として開放の件 (採 択)
(採 択)

第七八五号 由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件 (継続審査)
(採 択)

第一、〇一五号 開拓地開墾建設工事に対する道費追加計上の件 (採 択)
(採 択)

第一、〇一六号 開拓単協に対し資金貸付の件 (採 択)
(採 択)

第一、〇一七号 白老土地改良区更生対策の件 (継続審査)
(採 択)

第一、〇一八号 樽前土地改良区更生対策の件 (継続審査)
(採 択)

第一、〇六一号 札幌市篠路町地区に道営軌道客土施行の件 (継続審査)
(採 択)

第一、〇八五号 伊達町海岸保全区域指定地内農耕地防災工事実施の件 (継続審査)
(採 択)

第一、〇六八号 台風二十二号による日高支庁管内被災開拓農家救済対策の件 (採 択)
(採 択)

一 般 議 事

① 宮北委員(社)より、不振土地改良区振興対策小委員会の調査経過について中間報告の後、高橋(辰)(社)津川(社)朝日(協)各委員より、今後の進め方について意見があつた。

② 堀田副委員長(自民)より、寒地農業確立の特別立法に関する中央折衝の経過について報告。

③ 自作農維持創設資金、小規模土地改良事業の実施、土地改良補助事業の補助率引き上げ、農地集団化事業の促進、開拓農家営農安定確立等の件に関し別紙の如き意見書案を提出することについて諮り、異議なく原案のとおり提出することに決定。

水 産 委 員 会

○十月七日 午前十一時五十分、第三委員会において開議、午後三時四十八分散会、委員長 時田政次郎(社)

付託案件の審査

① 議案第三十四号(北海道漁業協同組合整備促進条例の一部を改正する条例制定の件)を議題とし、水産部長より説明を聴取の後、沖

野副委員長（自民）より、知事勧告となれば強制的であり漁業法及び水産業協同組合法の精神からみて好ましくない、相当無理な合併が促進される場合が往々にして出る、目下国で水産業協同組合法の改正が検討されている段階でもあり勧告という圧力的なものでなく指導者の熱意によつてやれるのではないかについて、松平委員（自民）より、経済対策委員会の構成から道職員の枠を外した理由、分離するという組合に対してはどうするか、生産組合のように有名無実の組合をどうするか等について、阿部委員（自民）より、農協について同様の勧告が行われているか、勧告されても組合総会の判断によつて合併をやらなくとも知れない、むしろ有名無実の生産組合の整理が必要であること等について、岡田委員（社）より、勧告が出されても合併しない場合はどうするか、尾札部の五単協合併計画は無理があるのではないか等について、川端委員（自民）より、本案に賛成であるが留萌のように沿岸組合が多く底曳組合と合併するならば議決に際し数で押し切ることも考えられかねて過となる場合もある、合併が良いことが分つていても無理がある場合は運用面で適切な行政をやつてほしいこと（関連して川村委員（社）より、逆に底曳側が経済力によつて主導権を握り押し切るおそれがあり、事実幾つかの例があることについて意見があり）、北洋漁業母船所属の系統独航船が別れて組合を作りたいと申請しているが母船別系列組合は独航船の従属化を意味するもので系統運動の発展を阻害するものであると思うが部長の見解、これに関連して今回改正される条例を適用して母船別系列の新設組合は好ましくないと知事が勧告を出せるかどうか、また適用できなくても系統運動発展のため出すべきでないか（関連して阿部委員（自民）より、この新設組合の設立理由、趣旨及びこれらに対する指導理念について質疑があり）、等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁の後、午後一時七分休憩（休憩中、各党の意見調整を行ったがま

とまらず次期委員会に持越すこととなつた）、午後三時四十二分再開の後、本件については次期委員会まで持越すことについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ② 議案第三十五号（北海道水産物検査条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、水産部長より説明を聴取の後、川端委員（自民）より、料率の上つていゝものがある、四銭でよいものを五銭にしているが前との差が大きくならないかについて、黒沢委員（社）より、啓蒙運動の方法及び漁民に対する指導の万全方について、松平委員（自民）より、漁連、信連が指導に當つていゝか関連して市場、連合会等を通じて早く指導すべきであることについてそれぞれ質疑及び意見があつた後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

- ① 水産部長より、沿岸におけるすけとうだら漁業の許可方針改正（案）について報告を聴取、ついで川村委員（社）より、これから単海区及び連合海区の意見をきくのか既にきいたのかについて、阿部委員（自民）より、支庁でこの案を作る時直接漁民の意見をきかなかつたのかについて、松平委員（自民）より、三百十七と三百二十一の海区で三連位差があるがこれを残しておいてどうするか、底曳と沿岸がまた争うことがないか、留萌船のように接岸する船についてはどうするか、黄金山の線を引くとき海上保安部の意見をきいたか等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁の後、本報告を了承することとした。

- ② 閉会中の事務調査については委員長に一任することに決定。

○十月二十四日 午前三時五十分、第二委員室において開議、午後九時

付託案件の審査

議案第三十四号（北海道漁業協同組合整備促進条例の一部を改正

する条例制定の件）を議題とし、麻里委員（自民）より、当初議会で
もないのに突然この改正案が出されたが知事勧告という強権を振り
かざさなくても系統機関と協議してやれば合併は今までどおりのや
り方でできるのではないか、道新の産業相談室に本件に関し道の組
合係長名の回答が出ているが知事勧告を出した場合は系統の協力を
得られるといっており、これは裏をかえずと勧告合併をしなければ
協力を得られないことになる、系統はこれに関係なく指導し
て行くといっているが系統と良く話合うべきでなかったか、七日か
ら本日まで委員会を開かなかつたが議案が残っていたのに漁政課長
は出張しており、かつその日程は非常に無理なものであり、漁民に
迷惑をかけている、もつと暇のときに時間をかけて廻るべきでない
か、また横路代議士の日程と同一であるがこれは誤解を招くもので
あること等について質疑及び意見があり、水産部長、漁政課長より
答弁、ついで同委員より、漁政課長の出張の件（関連して、委員長
及び沖野副委員長（自民）川村（社）松平（自民）阿部（自民）各
委員より、質疑及び意見があり）について再三質疑及び意見があり、
水産部長、漁政課長より答弁、午前五時五十分一旦休憩、午後九時再
開の後、麻里委員より、明春の知事選挙を控えて公務員の出張、言
動については充分注意されたいと要望、水産部長より、今後充分注
意したい旨の答弁があり、ついで休憩前の沖野副委員長より漁政課
長の出張目的に関する質疑に対し水産部長より答弁、同副委員長よ
り、組合育成費が少い折から出張には注意されたいと要望、ついで
川端委員（自民）より、改正条例により小さい組合に圧力を加える
ことのないよう注意されたいこと及び北洋における日魯関係の母船
系列組合設立は組合の分裂を意味するので善処されたいことについ
て要望があつた後本議案に対しては原案に賛成する旨、また、岡田
委員（社）より、運用を誤らないよう留意されたいと要望の後原案
に賛成する旨、それぞれ発言があつた後、議案第三十四号は異議な

く原案可決に決定。

一般議事

① 沖野副委員長（自民）よりの副委員長辞任願提出の件について諸
り、麻里（自民）井野（社）各委員より意見があつた後辞任を許可
しないことに決定。

② 井野委員（社）より、母船の系列組合設立問題に関し充分調査の
上対策を樹てられたいと要望、水産部長より答弁の後同委員より本
件については本会議に意見案として出すべきであるが間に合わない
で委員会として水産庁に意見書を出すべきである、なお十二月の本
会議で議決したいと意見があり、一旦休憩の後本件は水産委員会の
決定ということとし、案文については委員長に一任することに異議
なく決定、また今議会で議決された意見書に関する上京折衝につい
ても異議なく委員長に一任と決定。

文教林務委員会

○十月十日 午後零時五十分、各派交渉室において開議、午後零時五十

分散会、文教林務委員長 河野辰男（社）

付託案件の審査

① 議案第三十号（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例制定の件）を議題とし、財務課長より説明を聴取の後、異
議なく原案可決に決定。

② 議案第三十一号（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、財務課長より説明を
聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 報告第六号（専決処分報告の件）を議題とし、財務課長より説明を聴取の後、異議なく承認議決とすることに決定。

④ 議案第五十三号（北海道有林野条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、林務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

○十月十四日 午後一時十五分、第二委員室において開議、午後一時四十七分散会、委員長 河野辰男（社）

一般議事

① 本道における治山事業拡充に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は社会党二名、自民党二名、協同クラブと無所属から一名ずつの計五名とし、第一班は十一月四日から一週間、第二班はその後に行うことに決定、先の委員会で決定した治山関係の道南地区における現地調査は、二十日からの日程を二十二日から二十六日まで五日間とすることに決した。

② 安達小委員長（無）より、林野と農地の競合問題に関する小委員会の調査経過並びに結果について報告書によつて報告、福島委員（自民）より、買収して入植計画をたてたにもかかわらず、数年間入植がない開拓地が道南開拓地のうち三分の一あると聞くがこれら開拓不要地は地主に返還されるべきものと思うがこの点開拓部と話し合いをしているのかどうかについて（委員長よりも同様の意見があった）、また従来の不要地に対しては新制度のものとして取扱うかどうかについて質疑、森林企画課長より答弁があつて、小委員長長の報告を異議なく了承、次に委員長より、去る八月二十五日より三十日まで六日間道央地区の文教並びに林業状況視察の経過については、配付の報告書により了承を求め、これを異議なく了承した。

特別委員会

予算特別委員会

○十月六日 午後四時二十六分、第一委員室において開議、午後四時三十七分散会、委員長 新川輝隆（社）

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩の後、午後四時三十一分再開、山本委員（自民）より、指名推選の方法により新川委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 新川委員長より、副委員長互選の方法について諮り、山本委員より、指名推選の方法により伊藤（作）委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に委員会の審査日程について諮り暫時休憩の後、午後四時三十分再開、審議日程を決定。

④ 委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることとした。

○十月七日 午後一時十四分、議場において開議、午後五時散会、委員長 新川輝隆（社）

民生部、衛生部、土木部、建築部各所管に対する質疑に入り、松尾委員（自民）より、(1)売春防止法施行後の現況と厚生保護対策についての今後の方針、(2)道の明年度の住宅建設計画並びに札幌市周

辺の宅地造成計画について、岩田委員（自民）より、(1)青少年不良

化防止対策に関連して青少年を対象とした娯楽施設の建設及び整備
計画についての見解、(2)青少年保護育成条例の徹底方について、大
石委員（社）より、(1)根釧原野を中心として実施される自衛隊の演
習に関連して、道路、橋梁の補修についての自衛隊の措置について、

佐々木委員（自民）より、(1)衛生公社に対して一時融資した武田氏
の同会館に入居した理由及び今後の解決見通し、(2)もなみ学園に
関連して、屋内運動場増築の敷地等の見通し及び特殊教材の配付状
況並びに保母の増員計画、(3)青少年問題協議会の構成員、事業計
画及び市町村協議会との連けい状況等について、津川委員（社）よ
り、(1)二十二号台風による道路、橋梁の災害復旧予算の見通し、(2)

永久橋架換費の起債減による事業の見通し、(3)石狩川汚染による農
家に対する損害補償の見通し、(4)河川改修による農業用地に対する
補償費及び治水ダム建設計画についての見解、(5)河川敷地の再貸付
についての見解、道路改修等請負業者の地元民に対する物品又は金
銭等の貸借関係について、(6)青少年不良化の原因等について、杉本
委員（自民）より、(1)二十二号台風に関連して、応急仮設住宅建設計
画及び生業資金貸付の見通し、(2)保健所衛生協力会の性格等につい
て、沖野委員（自民）より、(1)札幌医科大学の外来施設の改善及び
入院患者の取扱方法、(2)道立白井川診療所の廃止に伴う手続及び職
員手当の支給等の不適正の問題、(3)道立保健所、病院、診療所の医
師充足状況と今後の補充対策、(4)二十二号台風の支庁別被害状況、

(5)国民健康保険病院の起債の見通し、(6)消費生活協同組合の貸付状
況、(7)支庁別階層別住宅不足数、(8)猿払村知来別漁港の簡易工事の
おこなわれている理由、(9)道路小破修繕費の内容、(10)北海道離島航路株
式会社の事業開始の見通し、(11)道費河川の改修計画等について質疑
があり、民生部長、衛生部長、土木部長、建築部長、社会課長、福
祉課長、医務薬事課長より答弁があつて民生部、衛生部、土木部、

建築部各所管に対する質疑を終結。

○十月八日 午前十時五十三分、議場において開議、午後五時三十四分

散会、委員長 新川輝隆（社）

① 商工部、労働部、水産部各所管に対する質疑に入り、河野委員（
社）より、王子争議解決促進に関し労働部のとつた措置経過及び今
後の対策方針について、沖野委員（自民）より、(1)水産資源問題（
知事に質疑することとして保留）、(2)北洋漁業開発費の歳出更正内
容と理由、(3)二十二号台風による漁船、漁具、漁網等の被害状況と
今後の対策、(4)船舶職員法改正に伴う無免許職員の免許取得に対し
善処方、(5)凶漁地帯に対する越冬特配米代金の延納措置問題に関連
して北方底曳網漁業開発調査の進捗状況、(6)監査指摘された北見及
び札幌公共職業補導所における補導生の実習製品の売却について指
摘事実の有無及びしばしば指摘されていることに関連して本年度の
指導状況、北見公共職業補導所のガソリン代前金払いについて指摘
事実の有無及び前金払いをした理由等、(7)労働科学研究所における
消耗品等の購入方法についての問題、(8)大手石炭会社の人員整理等
より予想される労使激突に対する労働部の見解と対策、(9)失業対策
事業費中吸収人員の増に伴う経費の内容、(10)石炭鉱業合理化基本計
画による未開発炭田の開発に対する見解これに関連して天北炭田に
期待できる量、(11)石炭買取機関設置に対する見解、(12)低品位炭の貯
炭（特に天北地帯）に対する夏場融資の問題、(13)中小炭鉱の企業診
断実施方、(14)東南アジア方面に対するなまこ輸出の見通し及び今
後の積極策の樹立方、(15)全日本航空の合併遅延理由及び現在
までの交渉経過これに関連して道内飛行場関係年度予算の要求状
況等について、黒沢委員（社）より、(1)農協を持たない漁村の家畜飼
育管理に対し専門指導員派遣等による指導の万全方及びこれら漁村
の内処理対策問題、(2)海区漁業調整委員選挙に関し立候補者及び当

選者のうち石狩湾密漁事件に参画していたと思われる前委員の数及び各種漁業に従事して密漁違反処分を受けたことのある前委員の数等について、**杉本委員（自民）**より、(1)中型機船底曳網漁業総合対策推進指導費の内容、(2)えりも堆のメヌケ資源に対し道がとっている資源涵養保持対策これに関連して内地入合船の乱獲に対し厳重取締り方等について質疑、意見及び要望があり、労働部長、水産部長、商工部長、職業安定課長、労政課長より答弁（一部文書回答）の後、午後零時十七分一旦休憩、午後一時十四分再開、ついで**松尾委員（自民）**より、(1)千歳駐留軍関係失業者に対する冬期間の労務態勢計画これに関連して防衛金支出による就労計画について期待可能量及び期待が外れた場合の代替対策、(2)地下資源開発株式会社との関連において地下資源調査所の機構等拡充強化問題、(3)メートル法実施に対する道の体制不整備に関連して明年四月よりの実施に対する道の所信等について、**岩田委員（自民）**より、(1)北日本航空と全日空の合併問題の進捗状況これに関連して道側の持つている最終的条件及び対等合併成立の場合更に出資するかどうかの問題、(2)地下資源開発株式会社の開発促進に伴う関連民間弱小企業者に対する出資計画の有無及び現在までの民間会社に対する出資状況、(3)日本硫鉄精進川鉱業所の賃金不払い問題に関連し労働部の情報入手時期及び今後の対策方針と善処方これに関連してこのような問題については新聞報道される前に適切な措置を講ずべきである点、(4)自民党江差支部に加盟の商店に対し江差地区労働各単座が不買組織結成を協議している事件に関し労働部は情報入手しているか、関連してかかる場合の労働組合に対する指導方針、(5)道南凶漁対策が十二年間の知事公約にかかわらず実施されていないがこれに対する道の所信これに関連して沿岸漁業振興対策問題、(6)弱小漁業協同組合の合併促進問題に対する見解及び今後の積極的指導方、(7)漁協安定対策に対する所信及び積極的対策樹立方並びに海産品の海外輸出状況と

今後の計画、これに関連して函館海産商協同組合連合会その後の状況等について、**泉谷委員（自民）**より、(1)沿岸漁家振興促進条例に関し基盤となる調査の実施状況及び沿岸漁民の期待は大きいが中途半端に終ることはないか、また今後予算は増大するかどうか並びに第二次五カ年計画中の水産行政との関連性、(2)浅海増殖に関し三十三年度における実施状況及び三十四年度においては補助率、事業量が引上げられることであるがその真びよう性並びに今後の積極的予算措置方、(3)漁業公社の株を手離し、あるいは手離そうとしている漁協組があるがこれに対する道の指導措置等について、**伊藤（作）委員（自民）**より、公的零細金融機関の積極的育成助成問題について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長、商工部長、水産部長より答弁（一部文書回答）があり午後三時三十一分一旦休憩、午後四時再開。

② 次に農務部、農地開拓部、公安委員会各所管に対する質疑に入り、**渡部委員（社）**より、十月一日より施行の道路交通取締法施行令の一部改正に関連して、(1)第二十九条に車が横断歩道等を通行するときには徐行しなければならない規定があるが徐行の速度は時速何軒か、(2)交通量の多い道庁正門前に交通信号機を設置する考えはないか、(3)交差点、横断歩道における徐行指導についてどのように指導をしてきたか、(4)歩行者優先の原則に対する考え方、(5)歩行者に対する交通規則についてどのような計画で指導をしてきたか、(6)運転技術の未熟者による交通事故多発に関連して運転試験の厳選主義に対する考え方、(7)運転未熟者に対する再訓練の必要性とその方法、(8)酷罰運転の処罰状況、(9)青少年の無免許によるモーターバイクの事故に対し従来どのような対策をとってきたか、(10)第十七条第十項のてい土、汚水の飛散について規定が嚴重になつたが今後どのような指導されるか、また被害者は大抵の場合泣き入り終るがこの場合誰がどのように告発し、誰が措置するか、(11)第二十六条の停止中

の軌道車がある場合の一時停車又は徐行について指導が不徹底であるがこれの具体的指導方策等について、松尾委員（自民）より、(1) ミンク産業の振興方策に関連してその奨励方針、三十四年度において優良種ミンクを購入する意思がないか、(2) 米の配給価格を乙地から丙地価格に引下げる問題に関する中央折衝の経過と今後の見通し、道産米の品種改良についてどのような形で行われてきたか、(3) 最近中央において農手制度廃止の動きがあるがこれが継続実施に対する考え方、また農林中央金庫等関係機関とどのように話し合いをされたかその経過等について、堀委員（社）より、九月二十五日日本会議で行った新川議員（社）の「王子製紙苫小牧工場労働争議に対する警察権の不当介入」についての緊急質問の中で九月十八日発行の北見新報の記事中現職警官の談話として不穏当な記事が載っていた問題に対する道警本部長の書面答弁中北見新報発行責任者の北見市警察署長に対して提出された答申書の信びよう性の問題特に答申とこのは諮問があつて答申されるもので警察が取調べる場合慣例としてこのような方法をとっているのか、またこれを公文書として取扱つてゐるか、その答申書の中で事実と違つたことについて陳謝の言辭が述べられているがこの答申書を謝罪の文書と同一のものと考えてよいか、二十五日に質問してその日のうちに調査して翌二十六日発行責任者の答申が出されているがこのように急いで調査しなければならぬものを九月十八日に発行されて二十五日の質問の日まで何故早く適当な措置をしなかつたか、本問題の調査経過、今後の処理方法特にこの答申書で全部終りと考えるか、何らかの措置をとる考えがあるか等について質疑、道警本部警備部長、交通課長、農務部長より答弁があつて、明日更に質疑を継続することとした。

○十月九日 午前十時三十二分、議場において開議、午後五時十四分散会、委員長 新川輝隆（社）

① 農務部、農地開拓部、公安委員会各所管に対する質疑を続行、沖野委員（自民）より、(1) 新聞報道された道警内部の機構強化は既決予算で可能かどうか及び警察官の欠員現在数と長期欠勤者数、(2) 利尻町警形警部補派出所改築問題のその後の経過と見通し、(3) 道営小規模土地改良事業費のうち沿岸漁家安定対策分の事業実施についてその後の経過、(4) 豊富町稚咲内にある未入植地を現地凶漁漁民が利用していることに關し農地法からは解放不可能であるがその特殊事情からみて現在のまま使用せしめる方法はないかどうか、(5) 都市近郊農地の宅地転用傾向増大に関連して無断転用または転売等農地法違反が多発しているのが防止のための指導問題、(6) 離島仙法志開拓問題のその後の経過及び本地域に農業指導員派遣方、(7) 十勝殖実習所が弟子屈開拓農協より購入した乳牛は同組合が釧路殖実習所より払下げを受けたものをそのまま転売したものであると監査指摘されたことに關しその事実の有無、他にも同様事例があると思ふが調査したかどうか今後充分注意方、(8) 開拓保健婦及び開拓診療所医師の配置状況、(9) 天北地帯への肉牛の導入飼育に対する見解及び今後の善処方、(10) 開拓者の経営安定対策について道の所信、(11) 酪農検査所の過年度分収入未済額に対する監査指摘に關連して検査手数料の徴収方法及び未済分の件別金額、発生年月日等、(12) 農産物価格安定対策資金貸付金の貸付先と回収時期、(13) 農協常勤役員の使込み事件が多発傾向にあることに關連して指導監査の問題及び三十、三十一、三十二各年度における不正件数と金額、(14) 困窮農漁村の小家畜に対する家畜税賦課の減免問題、(15) でんぶん価格維持安定対策問題等について質疑、意見及び要望があり、道警総務部長、農地開拓部長、農務部長より答弁（一部書面回答）の後午後零時二十六分一旦休憩、午後一時三十二分再開、ついで岡林委員（社）より、根釧地域開拓促進に關し(1) 建設工事の早期完全実施促進問題、(2) 開拓営農振興臨時措置法の完全実施問題、(3) 不振地区対策の強化問題、

(4)農業機械化センターの設置問題、(5)開拓農業協同組合の強化育成問題等について、伊藤(作)委員(自民)より、警察力強化問題に關しパトカーの増強問題、定員増加及び機動力増強に要する経費捻出の見通し、警部派出所、駐在所の改修、補修及び機動力充実に關して町村等よりの寄附に対する考え方等について、津川委員(社)より、(1)警察署長等の交際費が僅少であるがこれに対する考え方、(2)警察行政の強化に關し管轄区域の変更問題及びへき地手当、夜動手当等の予算化状況並びに雪上車設置計画の有無、(3)パイロット・フアームに關し開拓者はジャーシーのみでなくホルスタインの二割導人を希望しているがこれに対する見解、不妊牛等の早期代替措置方、万全なる指導実施と機動力増強の問題、(4)不振開拓地に対する助成問題、(5)土地零細化の防止対策問題、(6)共販体制確立に対する道の指導状況及び今後の方針等について、岩田委員(自民)より、(1)温泉地帯の売春取締り問題これに關連して前議会で設置意思のあつた売春防止協議会(仮称)は現在出来ているか、出来ているとすればその活動状況と経費の出所、(2)青少年不良化防止に關し早期発見及び現行犯取調べに使用する予算額並びに凶暴性を帯びた者の現場を押えた場合の処置方針等について、川瀬委員(協ク)より、ビート作付面積増大に伴う種子確保の方法等に対する所信についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、道警総務部長及び防犯部長、農務部長より答弁、午後三時五十五分一旦休憩、午後四時八分再開の後、山元委員(自民)より、(1)開拓農家、既存農家間の生活及び営農面における隔差縮少のため早急善処方、(2)警察職員の仕事事情改善に対する所信、(3)青少年不良化防止に關し最近の犯罪集團化傾向に対する対策方針、(4)開拓地における厚生施設の現況これに關連して娯樂施設に對し考慮方等について、二瓶委員(協ク)より、ビート種子確保問題に關し既計画案のその後の経過及び今後の方針について質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、道

警総務部長及び防犯部長、農務部長、開拓経営課長より答弁があつて農務部、農地開拓部、公安委員会各所管に對する質疑を終結、午後四時四十五分一旦休憩、午後四時四十七分再開。

② 次に林務部所管に對する質疑に入り、沖野委員(自民)より、(1)利礼道立公園拡張問題のその後の経過、(2)樹苗価格安定資金貸付金の貸付先及び末端の段階における金利、(3)二十二号台風による道有林の被害状況と対策、(4)木炭滞貨増大の理由及び滞貨に對する融資機關等について質疑、意見及び要望があり、林務部長より答弁があつて、林務部所管に對する質疑を終結。

○十月十日 午前十一時、議場において開議、午後五時三十七分散会、

委員長 新川輝隆(社)

教育委員会所管に對する質疑に入り、黒沢委員(社)より、東北、北海道地区道徳教育指導者講習会に出席した教員の選考方法及び講習の内容並びに伝達講習会の実施方法、(2)青少年不良化防止に關連して教員の校外指導に對する災害補償及び手当支給についての見解等について、關連して、大石委員(社)より、(1)道徳教育講習会の受講者数は文部省で決められていたか及び法務省關係で一名受講した理由について村本委員(社)より、青少年不良化の原因について質疑があり、山本委員(自民)より、(1)精神病の教員に對する取扱方法、(2)教員は労働者であるかの点について、沖野委員(自民)より、(1)教員の非行事件について今後の指導方針、(2)監査委員より指摘のあつた月形高校の農場管理の不適正の点、森高校の実習用水産物の購入代金及び売却方法の不適正の点、余市高校の実習用果樹等の売却方法の不適正の点、標茶高校の実習用バター製造の牛乳量の多い理由、(3)小、中学校の危険校舎及び屋内運動場の三十三年度の新改築実施校数及び坪数並びに三十四年度の計画、(4)仮教室で授業している学校数、(5)危険校舎の実態調査の計画、(6)へき

継続することとした。

○十月十三日 午後零時五分、議場において開議、午後八時散会、委員

長 新川輝隆（社）

地教育に関連して、教員住宅の建設計画及び養護教諭の配置方法並びに手当の増額に対する見解等について、深山委員（自民）より、(1)夫婦で勤務している教員数、(2)都市とへき地学校職員の人事交流についての方針、(3)勤務評定に関連して、現在の人事管理で良いかどうかの点についての見解等につき質疑、教育委員長、教育長、財務課長、教職員課長、施設課長より答弁があつて、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を継続することとした。

○十月十一日 午前十時四十四分、議場において開議、午後九時四分散

会、委員長 新川輝隆（社）

昨日の沖野委員に対する答弁保留部分について答弁の後、林委員（自民）より、(1)教職員組合の活動範囲、(2)教員は労働者であるかの点、(3)他の労働組合の争議行為に対する教職員組合の応援についての見解、(4)教職員組合が道徳教育講習会阻止のため実力行使している現状に対する見解、(5)労働組合と職員組合の同一行動に対する見解、(6)勤務評定絶対反対について教職員組合の闘争は条件闘争か無条件闘争かの点、(7)教育委員長の本会議における答弁のうち、労働基準局と話し合つた経過、九月十五日実施予定の教職員組合の一斉休暇闘争に関連して、文部省通達と道教育委員会通達の相違点についての見解、(9)地方公務員法と学校管理規則との関連について、(10)勤務評定は監視的であるかについての見解、(11)昇給、昇格は現在何によつて行つてゐるかの点、(12)内申制度についての見解等について質疑があり、午後零時十二分一旦休憩、午後一時二十五分再会、林委員に対する答弁があり、林委員より、再質疑があり、答弁事項整理のため午後二時四分休憩、午後三時四十四分再会、林委員の再質疑に対する答弁の後、再三質疑応答があり、午後四時五十四分一旦休憩、午後五時十三分再会、教育委員長、教育長より答弁の後、再三質疑応答があつて、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を

林委員に対する教育長の答弁の後、林委員（自民）より、(1)校長が一斉休暇を承認した場合地方公務員法第三十七条に抵触しないかの点、(2)校長が一斉休暇闘争を知らない場合の校長の適格性について、(3)文部省通達と道教育委員会通達との統一見解についてその考え方、(4)勤務評定の監視的である理由、(5)身上調書の内容及び今後の改善策等について質疑があつて、午後零時五十六分一旦休憩、午後二時二十分再会、林委員の再質疑に対する答弁があり、林委員より、質問要旨を大別して、(1)北教組が他の労働組合の争議に応援することの可否、(2)北教組は勤務評定に対して無条件反対闘争か、条件反対闘争かの点、(3)道教育委員会は勤務評定自体に賛成か、反対かの点、(4)勤務評定実施案の検討の目途について、(5)教育委員会が第三者の意見を聞いている人たちはどんな人かの点、(6)九月十五日実施予定の一斉休暇闘争に対する文部省通達と道教育委員会通達の同一見解であるという根拠、(7)教職員の一斉休暇でも学校の正当な運営を阻害されない場合について、(8)監視的でない指導的な勤務評定ができるのかどうかという点について再質疑があり答弁事項整理のため休憩、午後三時三十分再会、教育長より、答弁の後、再三質疑応答があり、午後四時五十分一旦休憩、午後六時三十七分再会、林委員より、(1)良い案があれば実施する道教育委員会の考え方に対する北教組の態度及び条件闘争か無条件闘争かについて再三質疑応答があり、午後七時四十分休憩、午後七時五十一分再会、林委員より、教育委員会の会議録の提出方の要望がありこれを了承、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を継続することとした。

○十月十四日 午後一時十二分、議場において開議、午後九時十九分散

会、委員長 新川輝隆（社）

林委員（自民）より、(1)条件闘争か無条件闘争か北教組の態度確認の上答弁されたい旨を要望、(2)北教組は正式な団体交渉権がないと思われるがそれに対する見解、(3)会議録の内容の不備の点等について質疑があり、午後一時三十二分休憩、午後四時三十一分再会、林委員の質疑に対する教育長の答弁の後、林委員より再質疑があり、午後四時五十分一旦休憩、午後九時七分再会、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を継続することとした。

○十月十五日 午後四時二十一分、議場において開議、午後九時十九分

散会、委員長 新川輝隆（社）

昨日の林委員の質疑に対する教育長の答弁があつた後、林委員（自民）より、(1)勤務評定に対する北教組の考え方、(2)会議録の不備な点に関連して、教育委員会会議規則に抵触しないかの点及び同一委員が何日も続けて署名している理由等について質疑があり、答弁事項整理のため、午後四時四十四分一旦休憩、午後五時十七分再会、教育長より答弁の後、林委員より、(1)教育委員会より勤務評定実施の案を北教組に示したことがあるかの点、(2)北教組より勤務評定の案を示されたことがあるかの点、(3)十月二十八日実施予定の全国一斉休暇闘争についての見解等について再三質疑応答があり午後五時五十三分一旦休憩、午後七時十二分再会、林委員より、十月二十八日実施予定の一斉休暇闘争は条件闘争か、無条件闘争かの点等について再三質疑応答があつて、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を継続することとした。

○十月十六日 午前十一時四十二分、議場において開議、午後七時三十

九分散会、委員長 新川輝隆（社）

林委員（自民）より、(1)北教組と実施を前提として話し合つてい

るかの点、(2)北教組はあくまでも絶対反対であるか等について質疑があり午後一時九分一旦休憩、午後二時四十九分再会、教育長より答弁の後、林委員より、(1)北教組に対する回答文に良い案があれば実施する意味が加へられていない理由、(2)最近北教組と話し合いのもたれていない理由、(3)北教組と話し合った主たる議題、(4)勤務評定の案を早急に作成する考えがあるかの点、(5)法の施行期日は実施時期を拘束しているか、(6)法は実施を義務づけているかという点について質疑があり教育長より答弁があつて、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を続行することとした。

○十月十七日 午前十一時五十九分、議場において開議、午後八時四十

一分散会、委員長 新川輝隆（社）

林委員（自民）より、勤務評定実施時期に関連して、(1)教育委員長の本会議における答弁のうち、法は時期を何等規定していないと答弁した部分を取消す意思があるかどうか、(2)勤務評定の検討はある程度目途がついているかの点について再三質疑応答があり午後零時四十一分一旦休憩、午後五時二分再会、教育長より答弁の後、林委員より、道教育委員会通達に関連して、(1)通達を出すに当つて北教組の闘争計画を承知していたかの点、(2)通達は一般的な学校に対する指導文書ではないか等について再三質疑応答があり、午後五時十三分一旦休憩、午後六時五十五分再会、林委員より、道教育委員会通達文の解釈について再三質疑応答があつて、明日引続き教育委員会所管に対する質疑を続行することとした。

○十月十八日 午前十時四十九分、議場において開議、午後六時三十四

分散会、委員長 新川輝隆（社）

昨日の林委員の質疑に対し教育長より答弁の後、林委員（自民）

より、道教育委員会通達に関連して、(1)学校運営管理の指導方針、(2)通達内容は一般的指導であつて、一斉休暇闘争についての具体的な指示を与えていない理由、(3)一斉休暇闘争により休暇届を承認した場合校長は措置を誤っていないかどうかについて再三質疑応答があつて、明後日引続き教育委員会所管に対する質疑を続行することとした。

○十月二十日 午前十一時三十七分、議場において開議、午後十一時五

十五分散会、委員長 新川輝隆(社)

一昨日の林委員の質疑に対する教育委員長(自民)の答弁の後、林委員(自民)より、一斉休暇闘争の違法性に関連して、(1)授業の休止又は変更は、一斉休暇闘争の場合適用できるかの点、(2)校長の承認を求めれば教職員は法に抵触しないか等について再三質疑応答があつて、午後零時三十七分一旦休憩、午後五時六分再会、林委員の再質疑に対し教育委員長より答弁があつた後、林委員より、(1)一斉休暇闘争に休暇届を承認した場合、校長の措置は妥当であるかの点、(2)一斉休暇闘争はその行為そのものが違法ではないかの点、(3)教職員は校長より、休暇の承認を受けていれば良いと考えるかの点等について再三質疑応答があつて、中山委員(自民)より、特別委員会を設置して真相を究明したい旨の動議が出され直ちに休憩、午後十一時五十四分再会、明日引続き教育委員会所管の質疑を続行することとした。

○十月二十一日 午前三時十四分、議場において開議、午後九時七分散

会、委員長 新川輝隆(社)

中山委員(自民)より、昨日提出した動議を撤回し、改めて道教育行政の綱紀粛正に関する調査特別委員会設置の動議を提出、午前三時十七分一旦休憩、午後八時四十四分再会、林委員より教育委員

会所管に対する質疑を打ち切りたい旨の申出があり、委員長より、教育委員会所管の質疑を終結する旨を宣言、引続いて、中山委員の動議を議題として、西野委員(自民)より賛成、大石委員(社)より反対の討論があつて起立採決の結果起立多数で可決した。

○十月二十二日 午前十一時三十七分、議場において開議、午後六時二

十二分散会、委員長 新川輝隆(社)

総務部所管及び各部所管における保留分について一括質疑を行うこととし、阿部委員(自民)より、(1)先に道が自治庁に提出した地方税制の改正に関する意見並びに要望書についてその提出時期、自治庁より照会があつたものか、その内容が各般にわたり重大な影響のあるもので慎重な態度でなければならぬがこれに対する見解、同要望書のとおり改正された場合道税収入にプラスになるか、(2)多額の繰越金を生じたことに関連して当初予算審議の時より第二回、第三回定例道議会と逐次多額の繰越金を提示しているが短時日の間に猫の目の変るようにならぬのは当初より見通しがつかなくなつたのか、見積り違いか、このような状態に対する見解、今回提案の繰越金の内容に関連して不用額はどれ位か、決算は出納閉鎖後三ヵ月以内に長に提出しなければならぬことになっているがこのような取扱いをしているか、(3)三十三年度道財政の見通し特になお追加を要する経費に関連して経常的経費、補助事業に伴う道負担分、臨時的経費、工場誘致条例による補助金、道税払戻金等の追加財源に対する見通し、二十二号台風による被害について財政処置を必要とするがこれに対する所見、またこれら財政需要に対する財源の見通し、道営小規模土地改良事業等の起債確保の見通し、(4)年末手当支給の基本的考え方特に国の措置した率以上に支給することは考えられないがその所信、(5)宿日直手当二割削減を復活する意思の有無と復元時期、(6)一時借入金が昨年より少いの利子が多く計上されて

いる理由、(7)道税収入の伸びに関連して個人事業税、道民税が本年
末まで若干伸びが期待できると思うがその見通し、(8)特別交付税に
ついて現在計上額以上に確保できないか、公営企業収入、財産収入
が昨年より減額になつている理由、使用料、手数料が昨年に比べ著
しく増加している理由、繰入金、雑収入について年度末まで伸びが
期待できないかどうか、用品事業特別会計からの繰入れ額がなお増
加できると思うかどうか、またこの繰入金が自動車購入の財源にな
つているが妥当かどうか、(9)乗用自動車の管理状況と部局別保有台
数、(10)生業資金、授産所、共同作業所等に対する貸付金の回収状況
及びこれが償還が悪いことに関連して同資金貸付に対する所信、三
十二年末までの未償還額、不納欠損額、(11)道税が昭和二十八年よ
り三十二年まで九億余の不納欠損を出しているが納税負担公平の原
則から正直者が損をするのではないか、これに対する所信等につい
て質疑、知事、総務部長、管財課長より答弁、阿部委員より再質
疑八回、知事、総務部長より答弁、次に沖野委員（自民）より、(1)
離島振興対策費に関連して離島振興計画改訂の理由、離島振興法に
基づき今まで公共事業費関係の予算がついていたか、三十二、三十
三年度において厚生面でどれ位予算措置されたか、(2)道職員費中筆
耕報酬料が減額になりその分だけ食料費が増額になつている理由、
(3)道立医大病院の運営について特に外来患者の取扱いに適正を欠い
ているがこれが改善に対する考え方、昭和三十、三十一、三十二各
年度毎の外来患者の数及び入院患者数、(4)函漁地帯の生活安定対策
に関連して救済米の配給措置と代金延納一カ年の措置に対する考え
方、(5)台風二十二号災害に関連して漁船の遭難に海上保安署所属の
巡視船がどういう事情で出航できなかったのか、(6)中型機船底曳禁
止区域拡大問題に関連して先の衆議院農林水産委員会政府説明員
との間に交わされた質疑応答の中で資源の枯渇が論議され政府説明
員の答弁に使われている資料は去る三十年道が作成した底魚資源調

査で日本海のかれい資源以外は減少していないといつてゐるが過日
の問題の答弁においては資源が減少しているといつてゐるのは矛
盾しないか等について、西野委員（自民）より、(1)道財政の見通し、
(2)善意の古物商が買った盗難品を旧所有者に返還されるのは酷でな
いか、またこれの補償措置はないか、内地府県では共済制度の活用で
こういう場合には県が半額負担している実例があるがこれに対する
考え方、(3)青色申告の控除失格者に対する事業税賦課の考え方とそ
の運営方法、青色申告者と白色申告者との税負担不均衡の問題等
について、深山委員（自民）より、(1)王子製紙苫小牧工場の労働争議
に関連して先に新労第二組合の婦人達から人命の保証さへない不安
な状況下にある旨の陳情を受けたがその後いかに処置したか、就労
妨害排除の仮処分があつてから大分事情も變つて来ていると思うが
解決のメド方法をどのように考へているか、杜宅街における治安状
況及び第一組合の支援オルグの状況等について、(関連して松尾委
員（自民）より、市民生活の治安状況について質疑があり、)中山委
員（自民）より、道庁職員組合及び教職員組合の資金カンパ問題に
関連して地方公務員法第三十六条に例示する事項以外のものについ
ては政府目的をもつていても違反でないといふがいかなる場合か、
本庁職員が他の支庁に向ひて行ふ場合は適法か、また政治目的を
もつてする場合違反にならないか、去る十月六日の資金カンパに関
する全道労協の会議内容及びその事実を調査したか、組合費の徴収
方法に関連して給料あるいは職員に対する給付金からカンパ名目で
差引くことについて説明会が開かれたと報道されているがいかなる
方法でカンパをするかといふことを調べたか、期末手当その他の超
勤から差引くことを適法と思つてゐるか、政治目的をもつたカンパ
を給料等から差引くことは適法かどうか等について、松尾委員（自
民）より、(1)庁内における選挙運動ともくされるピラの掲示に関連
して地公法第三十六条第二項第四号に抵触するので検討して適正な

総合開発調査特別委員会

○十月四日 午前十一時二十八分、第一委員室において開議、午前十一時四十五分散会、委員長 岩本政一（自民）

- ① 請願第六百二十六号（寒地農業の振興確立及び農家負債整理に関する特別二立法化要望の件）を議題に供し、企画本部長より説明を聴取の後、異議なく採択することに決定、次に寒地農業振興確立に関する特別立法の実現要望に関する意見書案並びに農家負債整理に関する特別立法の実現要望に関する意見書案の取扱いについて協議の後、両意見書案とも総合開発特別委員会全員が提出議員となつて提出することに決定。

- ② 企画本部長より、明年度開発予算獲得についての見通しについて説明を聴取、明年度開発予算の獲得並びに寒地農業振興確立等に関する中央折衝について諮り、異議なく正副委員長一任とすることに決定、伊藤（作）委員（自民）より、寒地農業小委員会の審議状況について、太田委員（社）より、総合開発促進小委員会の審議状況についてそれぞれ報告があつた。

○十月十日 午後零時十五分、議長副室において総合開発促進小委員会

を開議、午後一時五分散会、小委員長 太田益夫（社）

- ① 前回の決定により、提出のあつた道開発審議会に提出する固定資産税に関する資料を議題とし地方課次長より本道市町村の財政状況と市町村税中に占める固定資産税の地位並びに本道市町村財政の特性等についての説明を聴取、小委員長より、道が道開発審議会に要求された資料を提出する立場としてこの資料に対する考え方について質疑、企画本部長より答弁、ついで井口委員（社）より、資料と

処置をとるといつているが具体的にいかに検討されたか、このよう
なビラが庁内に掲示されていることについて職員が法違反の疑義を
いだかないというのは綱紀が弛緩しているのではないか、綱紀を振
興する決意、去る十月一日オール道庁発行の職場民主化手引と称す
るものが頒布されていることは綱紀のゆるみからきているのではな
いか、農業改良普及員等出先機関の職員が選対の第一線として動く
ことに対する考え方、②道立病院保健所等の医師充足対策に関連し
て医師の待遇改善対策、研究手当引上げに対する考え方等について、
（関連して沖野委員（自民）より、綱紀肅正について質疑があり、）
それぞれ質疑があり、知事、総務部長、道警本部警備部長より答弁
があつて、全案件に対する質疑を終結。

- ② 委員長より、付託案件審査の取扱いについては各会派の意見を明
二十三日午後一時まで委員長の手元に提出されたい旨を述べ、異議
なくそのことに決定、明日は午後三時開議することとした。

○十月二十三日 午後二時七分、議場において開議、午後二時九分散会、

委員長 新川輝隆（社）

- ① 議案第一号ないし第二十三号、報告第二号及び第三号を一括議題
に供し、委員長より、各会派の意見調整の結果、報告については承
認議決、その他の議案については原案可決とすることに決定した旨
を述べ、これを諮つて異議なくそのことに決定。

- ② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし委員
長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

されているものの計数は自治庁等に影響はないかどうかについて、小委員長より、資料が一応まとまったのであるが見返り財源をもらうのでなければ正の点を強く打出す訳にも行かずこの点どのように扱うかその扱い方について、井口委員より、論議について裏付のあるのは初めてで現況は論議の方が先に立っている従つてこちらを出さないうちに正の点を先に出さないよう車の両輪のように進めて行くべきである旨、朝日委員（協ク）より、動かし方によつて問題がある旨それぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、さらに要望意見等をつけるかどうか等資料の取扱いについて種々意見があり、意見調整のため、午後零時五十分休憩、午後一時二分再開。

② 小委員長より、現在まで検討してきた資料は道開発審議会より求められている資料として適當であるのでこれを同審議会の検討資料として提出することを了承したい旨を述べ、異議なくそのことに決し、この結果を次回開催の本委員会に報告することとした。

○十月十一日 午前十一時四十五分、第三委員室において寒地農業確立

対策小委員会を開議、午後零時三十六分散会、小委員長

伊藤作一（自民）

① 小委員長より、前回の決定により資料の整備について要求してあったものが提出されたのでこれの検討を願うとともにこの扱い方及び運動方針について協議する旨を述べ、企画本部長より提出資料について説明を聴取、小委員長より、農家負債整理促進法要綱案については中央における動向等から考え慎重を期さなければならぬと思うがこの点の考え方について、増田委員（社）より、資料四十五、四十九頁の六、七は前の資料と変りはないかどうかについて質疑、企画本部長より答弁、提出資料の取扱いについて小委員長及び深山（自民）増田（社）各委員笠井農地開拓委員長（社）二瓶農務委員長（協ク）（両委員長ともオウザーバー）よりそれぞれ意見が述べら

れ、企画本部長より答弁、二瓶農務委員長より、負債整理問題の統一した運動上道、民間、北信連等の資料がともに統一されたもので統一した数字を中央に持込むことが必要でありこの際表の見方とその考え方及び開拓者が入っているかどうかについて質疑、企画本部長、農政課担当主事より答弁、小委員長より、こまかい点で種々検討を要する面もあるので休憩して自由に検討することにした旨を述べ、午後零時十五分一旦休憩（休憩中協議）午後零時三十五分再開。

② 小委員長より、なお検討を要する面もあるので今会期中に再度検討することとしたいと語り、異議なくそのことに決した。

○十月十三日 午後零時十二分、第三委員室において寒地農業確立対策

小委員会を開議、午後零時十七分散会、小委員長 伊藤

作一（自民）

① 小委員長より、前回より保留検討中の農家負債整理問題に関する資料を議題に供し、審議の結果これを適當なものと認め道開発審議会の資料として提出することについて了承することを決め、この結果を明日開催の本委員会に報告することとした。

② 二瓶農務委員長（協ク）（オウザーバーとして出席）より、本資料については農務委員会にもこれを報告し了承を得ることにした旨を述べ、中央に対する積極的な運動の展開について要望した。

○十月十四日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議、午後零

時三分散会、委員長 岩本政一（自民）

① 太田総合開発促進小委員長（社）より、固定資産税問題に関する調査の経過並びに結果について報告、岩田委員（自民）より、資料は主として何処から求められたか、資料計数等について確信をもてるかということについて、増田委員（社）より、小委員長の報告で

は結論について触れていないがそのような可否の論議はなかつたかどうかについて質疑、小委員長より応答、企画本部長より答弁、委員長より、小委員長の報告どおり本委員会においても資料を適当と認め審議会の資料として提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に伊藤(作)寒地農業確立対策小委員長より、農家負債整理問題に関する調査の経過並びに結果について報告の後、小委員長報告のどおり本委員会においてもこの資料を適当と認め審議会の資料として提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、委員長より先に委員長一任となつていた中央折衝の委員派遣については本会議の進行状況から変更したい旨を諮り、異議なくそのことに決定、第一班の出発日は順次繰下げて行うこととした。





全国都道府県議会議長会

○十月十四日 東京都議会第三委員会室において常任幹事会を開催、午後開催される幹事会の議事運営等について協議した。

○十月十四日 東京都議会第四委員会室において幹事会を開催、まず新任正副議長の紹介、全議局長より諸般の報告があつた後、第三十七回定例会ブロック提出議案の整理、幹事会提出議案（五件）、自治功労者の表彰及び都道府県議会議員の記章統一について協議、ついで本年起つた災害に対する補正予算措置方について要望書を決定、実行委員をあげ関係方面に要望運動を行うことに決した後、静岡県議長から第二十二号台風被害に対する救援、協力について謝辞があり財団法人尾崎記念財団副会長西尾末広氏から尾崎記念会館建設計画について協力方の懇請があつた。

○十月二十八日 福岡県において幹事会を開催、明二十九日より開催の第三十七回定例会の議題、提出議案の取りまとめ及び議事運営について協議した。

○十月二十九、三十の両日 福岡市において九州ブロック主催にて第三十七回定例会を開催、その概要次のとおり、
第一日

1 開催地福岡県議長、本会会長の挨拶、二十二号台風の見舞に対する静岡県副議長の謝辞、福岡県知事、福岡市長の紹介、内閣総理大臣、自治庁長官祝辞の後、自治功労者の表彰（二四二人、北海道関係五人）があつた

2 正、副議長の選挙を行い、推せんにより議長に福岡県議長を、副議長に大分県議長を選任

3 議事に入り、まず

① 会務及び会計報告を全議事務局長から

② 会計監査報告を和歌山県議長から

③ 地方制度調査委員会の経過報告を鹿児島県議長からそれぞれ報告がありこれを了承、ついで新潟県議長より国会審議中の災害復旧費関係補正予算の速なる成立要請の打電方について発言、このことに決した

ついで幹事会及び各ブロック提出の議案七十四件を上程、これを各部門の委員会に付託、審議することにした。

ついで役員選任の件については選考委員会を設置し、明日選考結果を報告することに決して散会した。

第二日

各部門委員長より順次付託案件の審査経過並びに結果について報告があり、会議に諮つてこれをいずれも委員長報告のとおり決定、ついで役員の選任に入り選考委員長の結果報告にもとづき、新役員を、次のとおり決定した。

会長 東京都

副会長 北海道、愛知県、大阪府、徳島県、福岡県

幹事 宮城県、山形県、●福島県、●神奈川県、栃木県、埼玉
 県、山梨県、新潟県、岐阜県、富山県、●石川県、京都
 府、兵庫県、●和歌山県、●鳥取県、広島県、愛媛県、
 ●高知県、●長崎県、熊本県、宮崎県(●印は常任幹事)
 監事 長野県、福井県、島根県
 地方制度調査委員
 青森県、岩手県、秋田県、千葉県、茨城県、群馬県、長
 野県、三重県、静岡県、福井県、京都府、兵庫県、滋賀

委員会付託議案一覧

県、山口県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県、佐賀県、
 鹿児島県
 会館特別委員
 岩手県、群馬県、岐阜県、奈良県、広島県、香川県、佐
 賀県
 終つて新役員代表(東京都議長)のあいさつがあり、ついで次回開
 催地を関東ブロックに決定、北海道議長の謝辞があつて閉会した。

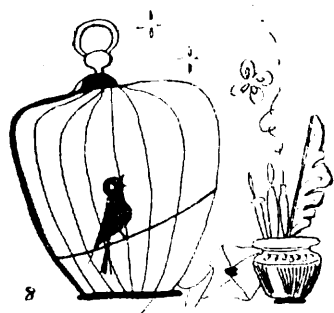
議案番号	件名	委員会名	提出ブロック
第一号議案	地方自治確立に関する決議	地方行政	幹事会
第二号議案	地方財政確立に関する決議	同	幹事会
第三号議案	自治省(仮称)設置実現促進方について	同	幹事会
第四号議案	正副議長の在任に関する申し合せ	同	幹事会
第五号議案	公職選挙法の一部改正について	同	幹事会
第六号議案	地方財政の健全合理化について	同	幹事会
第七号議案	地方交付税法の一部改正について	同	幹事会
第八号議案	新市町村育成施策の推進について	同	幹事会
第九号議案	自然災害による地方財源縮減措置について	同	幹事会
第十号議案	地方債計画の実施について	同	幹事会
第十一号議案	交付公債利子の全免方について	同	幹事会
第十二号議案	法人事業税課税基準額の分割基準改正について	同	幹事会
第十三号議案	個人事業税の課税基準を現年度課税とする改正方について	同	幹事会
第十四号議案	会計年度の暦年制について	同	幹事会
第十五号議案	寄付募集規制法の制定について	同	幹事会
第十六号議案	陸運事務所の委譲と機構改革について	同	幹事会

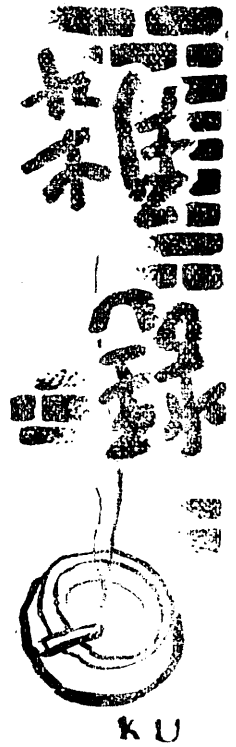
第十七号議案	公共事業に係る国庫負担等の臨時特例について	地方行政	中国
第十八号議案	酪農経営安定対策の強化拡充について	農林	東北、中国
第十九号議案	自作農維持創設資金の増額について	同	東北、中国
第二十号議案	蚕糸業振興対策について	同	東北、中国
第二十一号議案	農業共済制度の改善について	同	東北、中国
第二十二号議案	干害対策の樹立実施について	同	東北、中国
第二十三号議案	国有林の解放について	同	東北、中国
第二十四号議案	林力増強対策について	同	東北、中国
第二十五号議案	木炭の価格安定に関する立法措置について	同	東北、中国
第二十六号議案	木炭公営検査強化のための国庫補助要望について	同	東北、中国
第二十七号議案	茶の輸出振興対策確立について	同	東北、中国
第二十八号議案	大豆価格の安定について	同	東北、中国
第二十九号議案	不漁救済対策について	同	東北、中国
第三十号議案	スギハダニを法定害虫指定並びに予算確保について	同	東北、中国
第三十一号議案	土地改良事業採択基準の引下げ方要望について	同	東北、中国
第三十二号議案	「かんがい排水事業」の県営施行事業量基準受益面積三〇〇町歩以上に引下げ並びに補助率の引上げ方について	同	東北、中国
第三十三号議案	結核予防費及び結核回復者のアフター・ケア施設運営費の国庫補助率引上げについて	厚生労働	東北、中国
第三十四号議案	生活保護法の保護基準の引上げと期末一時扶助措置方について	同	東北、中国
第三十五号議案	遺族年金および公務扶助料の生活保護の収入認定より除外することについて	同	東北、中国
第三十六号議案	精神薄弱者の保護更生対策について	同	東北、中国
第三十七号議案	保育料徴収基準額の引下げについて	同	東北、中国
第三十八号議案	未婚還者問題の解決について	同	東北、中国
第三十九号議案	満州開拓犠牲者に対する援護の促進について	同	東北、中国
第四十号議案	簡易水道布設費に対する補助の増枠について	同	東北、中国
第四十一号議案	高血圧調査研究所の設置について	同	東北、中国
第四十二号議案	未開発地の文化厚生事業の整備促進について	同	東北、中国
第四十三号議案	同和問題解決の国策確立について	同	東北、中国
第四十四号議案	緊急失業対策法の改正について	同	東北、中国
第四十五号議案	駐留軍特需産業関係離職者対策の促進について	同	東北、中国

九都道府県議会議長会

○十月二十二日 京都府において開催、前回会議決定事項の処理について報告があり、ついで次の事項を協議し、関係方面に強く要望することとした。

- 一、結核患者に対する医療保障制度の確立について
- 一、進駐軍による被害補償について
- 一、急性灰白髄炎（小児マヒ）予防対策実施について





地方行政疑義問答集

会議の諸原則について

(5) 議事公開の原則と秘密会

法第百十五條第一項の法意 (法一一五)

(昭和二四、二、二三最高裁判決)

法第百十五條第一項が、秘密会を開くのに議員三人以上の発議を要するものとしたのは、みだりに秘密会の発議をすることを防ぐためであつて、議員三人以上の発議がない場合にはこれについて可否を決する必要がなく、三人以上の発議がある場合にはじめて同条第二項により、これについて可否を決することを要するものとしたに過ぎないのであつて、たとい一人の発議にもとずいても全員異議なく秘密会を開くことを採決した本件のごとき場合においては、その秘密会の成立、

ひいてはその秘密会においてなされた議決を無効とすべき何等の理由もない。

会議規則に秘密会に関する規定の不存在、秘密会

開催の手續の若干のかしの場合 (法一一五)

(昭和二三、一〇、二五仙台高裁判決)

町議会の会議規則に秘密会に関する規定がなくとも、秘密会を開くことができ。秘密会開催の手續に多少の欠けるところがあつても法第百十五條第一項但書の手続が完全にりせんされていず、又議長が公開停止の宣言その他の措置をとらなかつた場合でもこのため直ちに秘密会が成立しないもの又は無効なものといふことはできない。

秘密会の議決の効力 (法一一五)

(昭和二三、一〇、二五仙台高裁判決)

秘密会が開かれた場合には、秘密会において議案の審議をつくした上、公開の会議において議決をするのが本則であるが、議案により秘密会で審議の上議決を行つたとしても、これについて議員に異議がなく又その結果が公開の会議で明かにされている以上、その秘密会の議決は成立しないもの又は無効なものといふことはできない。

秘密会を解く場合 (法一一五)

(昭和二五、六、八 自行発第九三号)
(名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 秘密会を解く場合の議員発議及び表決数に秘密会開催の場合と同様の制限が

あるか。
答 ない。

秘密会の議事の公表 (法一一五)

(昭和二八、六、二三
碧南市議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 秘密会(懲罰委員会を含む)の議事は、議会の議決により、その大要を公表することができると思ふがどうか、もしできるとすれば、特別多数議決が過半数議決か。

答 秘密会の秘密性が存続する限り公表すべきでない。

委員会で秘密会とした議事の取扱 (法一一五)

(昭和二三、三、一八 自丁行発第四六号
九州市議会事務局長会会長宛 行政課長回答)

委員会の秘密会において審議された案件のうち秘密にわたる事項を本会議で審議しようとする場合においては、本会議は秘密会とすることを適当と考える。

会議録の閲覧請求 (法一二三)

(昭和二九、一一、二五 自丁行発第二〇三号
宮崎県総務部長宛 行政課長回答)

問一 議長は議会の機能を遂行するために必要な各級の事務の処理については「統理」の権限を有するのであるが、会議録の閲覧請求があつた場合、会議規則の定がないときは議長の裁量によつて処理するを適当と解することは、会議公開の原則との関連性にかかわらず、あくまで議長の専属的職務権限に

基く裁量行為と解してよいか。

二 若し会議録の閲覧請求が議長の職務権限に基く裁量行為であると解した場合において議員中から会議規則中に閲覧請求の規定を挿入する発案がなされ、その議決があつたとき(挿入可決)は、議長の権限を侵犯したものと見えないか。また、侵犯したものと見えない場合は、議決による会議規則への権限の委譲であるか。

答一 議長は会議公開の原則を考慮して裁量すべきである。

二 前段、議長の権限を侵犯したものとはいえない。後段、議長は会議規則に従つてその権限を行使することは当然である。

昭和三十三年十一月二十日発行

北海道議会時報 (第十卷第十一號)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局

十月のメモ

- 1 ○日韓会談再開。
○外務省情報文化局長、ソ連の核実験再開に失望と談話を発表。
○英・ヨルダン両政府、英軍は二十日ヨルダンからの撤退を開始すると発表。
○ソ連、米英両国にジュネーブの核実験停止会談を外相級で開くよう提案。
○日米原子力一般協定改定の議定書に仮調印。
○ギニア議会、ギニア共和国の成立を宣言。
- 2 ○米原子力委、ソ連が再度北極圏で核実験を行ったと発表。
○ソ連政府、西側が核実験停止を拒否したため核実験を再開したと発表。
○外務省、ソ連へ台湾問題で回答口上書を送る。
○プロ野球セリーグ巨人、パリーグ西鉄の優勝決る。
○ド仏首相、アルジェリア改革計画を発表。
○日米安保条約改定第一回会談開く。
○マケルロイ米国防長官来日。
- 3 ○ブラサド大統領帰国。
○ア大統領、台湾海峡問題で強硬態度を表明。
○公取委、三十三年度独禁法白書を発表。
○瀬陽小中校長、北教組に脱退届を提出。
○北大学長に杉野目晴貞氏再選。
○仏第五共和制正式に発足。
○全道母と女教師の集いで勤評反対を決議。
○I・M・Fと世界銀行の第十三回年次総会開く。
○彭中国国防相、台湾海峡問題で米の護衛中止を条件に一週間砲撃停止すると言明。
- 4 ○米國務省、金門島の停戦を歓迎すると声明発表。
○米原子力委、ソ連は北極圏で五回目の核実験を行ったと発表。
○札幌地裁、王子争議中の第一組合員の工場構内立入禁止を決定。
○埼玉県所沢で米兵、タクシー、運転手に発砲重傷。
○協同クラブ、明春の道議選挙第一次公認候補十二人を発表。
- 5 ○道総合開発企画本部で北海道上半期の経済白書を発表。
○米國務省、金門島の護衛中止とレバノンからの撤兵を発表。
○国会、警察官職務執行法改正案提案で与野党対立。
○道警捜査課長会議で各種選挙の事前運動取締り方針を指示。
○三十三年度北海道文化賞及び同文化奨励賞受賞者決る。文化賞、半沢洵、平沢亮造、下田喜久三、文化奨励賞、渡辺登美、阿部竜夫、実験用動物研究室。
○ローマ法王ピオ十二世死去。
- 6 ○日米原子力一般協定改正議定書に調印。
○厚生省、三十三年度国民栄養調査の結果を発表。
○国連松平代表、米の核実験停止決議案の共同提案を拒否すると米に通告。
○警職法で国会審議空白状態続く。
○米、月ロケット発射に成功。
○警職法議長職権で地行委に付託。
○北教組臨時中央委員会二十八日の勤評阻止統一行動は午後二時から行動開始に決定。
- 7 ○プロ野球日本選手権試合開幕。
○南太平洋スワロフ環礁で日本視察団皆既日食の観測に成功。
○旭川でアパート等二十九世帯焼く。
○中国国防部金門島の停戦をさらに二週間延長することを発表。
○米の月ロケット、十二万六千キロ飛んで逆戻り南太平洋上で消滅。
○釧網線でレールバス、トラックと衝突。(八人が重軽傷)
○衆院、地行委開会をめぐり大混乱。
○岸首相、米NBC放送通じ憲法から戦争放棄条項を除去すべきときがきたと言明した旨報道。
- 8 ○道選管委、道警、札幌高検、地検、合同会議を開き選挙の事前運動厳重に監視すると声明。
○国会審議、議長あつせんで七日ぶりに正常に立返る。
○日教組臨時大会、二十八日の勤評阻止闘争を最低午後二時授業打ち切りとするに決定。
○第十三回ガット年次総会開く。

- 17 ○士幌農協でん粉工場で乾燥機が爆発。(負傷者十人)
○日経連臨時総会開く、法秩序確立、学制適正化等を決議。
○自衛隊北部方面隊秋季機動演習始まる。
18 ○米原子力委、ソ連は九回目の核実験を行ったと発表。
○日本文芸家協会で警職法改正案に反対を声明。
○自民党、来春の参院、知事選挙の候補を内定。
○羽幌線全通。(築別―速別間)
19 ○社会党、明春の参院と地方選挙の第一次公認候補を決定。
○第十三回国民体育大会秋季大会開く。(富山)
20 ○日米加漁業会議開く。
○中国、金門島砲撃を再開。
○米英、ソ連提案の核実験停止会議に回答。
○タイにクーデター、サリット元帥政權握る。
○日本ベンクラブ、警職法反対声明。
21 ○王子争議、ビケ隊と下請労務者が乱斗。(二十九人が重軽傷)
○ダレス、蔚会談開く。
○北教組、二十八日の勤評反対斗争について午後二時に行動を開始するよう指令。
22 ○王子争議、貨車入構のためビケ隊と警官隊もみ合う。(負傷者五十人)
○プロ野球日本選挙権に西鉄三連覇。
○愛媛県教委、教員千二百三人の地公法違反による懲戒処分を発表。
○安保条約改定の第二回米会談開催。
○ダレス長官、蔚総統に必要な時に護衛再開を保障。
○総同盟第十三回定期大会開く、警職法阻止斗争方針を決定。
○自衛隊の秋季機動演習終る。
○道水産部、三十二年全道漁協組の経営内容を発表、八十組合が赤字。
○ダレス、蔚会談終る、共同コミニケ発表。
○第十三回国体秋季大会閉幕。
○中国釈放漁夫百二十二人帰国。
○閣議で災害補正予算九十億九千万円を今国会に提出することを了承。
○学術会議、警職法反対で政府に申入れ。
- 25 ○帝石、長万部地域で優秀な油由を発見。
○中国国防部長、偶数日は砲撃停止すると声明。
○ア米大統領、ソ連も十月三十一日以降一年間米英とともに核実験停止するよう声明発表。
○全国一斉に警職法粉碎国民大会開く。
○道人事異動発令、新議会議務局長に前野穰氏(前地方課長)就任。
○新冠で全日空のヘリコプター墜落。(即死二、重傷一)
26 ○ソ連、核実験一年停止案を拒否。
○政府、警職法改正で声明を発表。
○道人事委員長に若林次郎氏当選。
27 ○第二百六十二代ローマ法王にロンカリ枢機卿選ばる、称号ヨハネス二十三世。
28 ○松平国連代表、国連政治委で核実験停止に関する日本の態度について演説。
○ダレス長官、ソ連が核実験続けるなら米も再開するだろうと声明。
○総評さん下各組合、警職法反対、勤評反対の統一行動。
○日教組、勤評反対第二次統一行動。
○補正予算案国会に提出される。
○北教組、高教組主催で道内各地で約四万人集め勤評阻止大会開く。
○警職法改悪反対国民会議、来月五日を国民統一行動の日として警職法改悪に抗議すると声明。
29 ○道選管委、阿寒町長選挙無効の裁決。
○社会党道連、道議選第一次公認候補三十六人を発表。
○ソ連、米英の核実験一年停止案を正式拒否。
○中山中労委会長、王子争議の職権あつせんに乗出したいと決意を表明。
○核実験停止三国会議開く。(ジュネーブ)
- 30